

事前防災及び減災等のための 山形県強靱化計画



平成 28 年 3 月

(令和 3 年 3 月 改定)

山 形 県

(令和 4 年 8 月 一部改定)

【目 次】

I	はじめに	
1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置付け	1
3	計画の期間	1
II	県土強靱化の基本的な考え方	
1	県土強靱化の理念	2
2	基本目標	2
3	強靱化を推進する上での基本的な方針	2
III	脆弱性評価	
1	脆弱性評価の考え方	4
2	想定される大規模自然災害（本計画の対象）	4
3	「起きてはならない最悪の事態」の設定	5
4	評価の実施手順	7
5	評価の結果	7
IV	強靱化に向けた施策推進方針	
1	施策推進方針の整理	8
2	施策分野ごとの施策推進方針	8
	（1）行政機能（警察・消防含む）	9
	（2）危機管理	14
	（3）建築住宅	22
	（4）交通基盤	25
	（5）県土保全	29
	（6）保健医療・福祉	32
	（7）ライフライン・情報通信	35
	（8）産業経済	38
	（9）農林水産	40
	（10）環境	43
	（11）リスクコミュニケーション	44
V	計画の推進	
1	計画の推進管理	47
2	計画の見直し	47
	【別表 1】 脆弱性評価結果	49
	【別表 2】 「起きてはならない最悪の事態」ごとの施策推進方針	79
	【別表 3】 施策分野ごとの個別事業	109

I はじめに

1 計画策定の趣旨

東日本大震災の教訓を踏まえ、事前防災・減災と迅速な復旧・復興に資する施策を総合的、計画的に実施することを目的として、平成25年12月に、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）」が制定された。

政府においては、基本法に基づき、平成26年6月に、国土の強靱化の指針となる「国土強靱化基本計画（以下「基本計画」という。）」を策定し、概ね5年ごとに見直しを行うこととされていることから、平成30年12月に、災害から得られた知見、社会情勢の変化等を踏まえた見直しがされた。

本県においても、平成28年3月に「事前防災及び減災等のための山形県強靱化計画」を策定し、「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに回復するしなやかさ」を備えた「強靱な県土づくり」の取組みを推進してきた。本計画でも概ね5年ごとに見直しを行うこととしており、今年度で計画期間の5年目を迎えた。

そこで、本県の強靱化施策を一層推進するため、近年の災害から得られた教訓や社会情勢の変化、政府の国土強靱化基本計画の見直し、さらには、令和2年3月に策定された第4次山形県総合発展計画や県の関連計画の策定や改定等を踏まえ、本計画の見直しを行う。

2 計画の位置付け

本計画は、基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画として策定するものであり、本県における県土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進する基本的な計画となるとともに、県土強靱化に係る各種計画等の指針となる。

3 計画の期間

本計画が対象とする期間は、令和3年度から概ね5年間とする。

II 県土強靱化の基本的な考え方

1 県土強靱化の理念

県土強靱化は、大規模自然災害等への備えについて、予断を持たずに最悪の事態を念頭に置き、従来の「防災」の範囲を超えて、まちづくり政策・産業政策も含めた総合的な対応を、長期的な展望に立って推進することとする。

2 基本目標

県土強靱化の理念を踏まえ、本計画の基本目標を以下のとおり設定する。

いかなる災害等が発生しようとも、

- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② 県及び地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 県民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧・復興

3 強靱化を推進する上での基本的な方針

基本目標の実現を図るため、事前防災及び減災その他迅速な復旧復興等に資する大規模自然災害等に備えた県土の強靱化に向け、過去の災害から得られた経験を最大限活用しつつ、以下の方針に基づき推進する。

(1) 県土強靱化の取組姿勢

- 本県の強靱性を損なう原因について、あらゆる側面から検討し、取組みにあたること。
- 長期的な視点を持って計画的な取組みにあたること。
- 本県の社会経済システムの有する潜在力、抵抗力、回復力、適応力を強化すること。

(2) 適切な施策の組合せ

- 災害リスクや地域の状況等に応じて、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせることで効果的に施策を推進すること。

- 「自助」、「共助」及び「公助」を適切に組み合わせるとともに、国、県、市町村、県民、民間事業者、NPOなど関係者相互の連携により取組みを進めること。
- 非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時にも有効に活用される対策となるよう工夫すること。

(3) 効率的な施策の推進

- 県民の需要の変化等を踏まえるとともに、効果的な施策の実施に配慮して、施策の重点化を図ること。
- 既存の社会資本を有効活用することなどにより、費用を縮減しつつ効率的に施策を推進すること。
- PFI^{*}の導入など、民間資金・活力を導入した取組みを推進すること。

※PFI (Private Finance Initiative) : 公共施設等の建設、維持管理、運営等において民間の資金、経営及び技術的能力を活用する手法。

- 施設等の効率的かつ効果的な維持管理に資すること。
- 政府の防災・減災、国土強靱化に係る施策の積極的な活用

(4) 地域の特性に応じた施策の推進

- 高い高齢化率、全国有数の豪雪県、豊富な再生可能エネルギー資源を有することなど、本県の特性に応じた取組みを進めること。

(5) 国土全体の強靱化への貢献

- 国土全体での代替性・補完性（リダンダンシー）の確保や、東京一極集中の是正等を促進することにより、国土全体の強靱化につなげていく視点を持つこと。
- 国土強靱化を実効あるものとするため、政府の取組みとの連携を図ること。

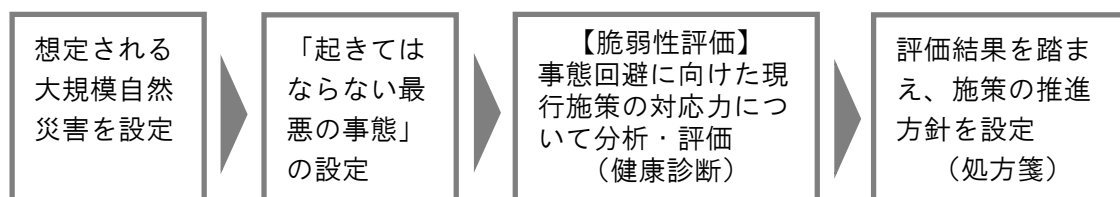
Ⅲ 脆弱性評価

1 脆弱性評価の考え方

大規模自然災害等に対する脆弱性を分析・評価すること（「脆弱性評価」）は、国土強靱化に関する施策を策定し、効果的、効率的に推進していく上で必要不可欠なプロセスであり（基本法第9条第5項）、基本計画においても、脆弱性評価の結果を踏まえた施策の推進方策が示されている。

本県としても、県土強靱化に関する施策の推進に必要な事項を明らかにするため、国が実施した評価手法等を参考に、以下の枠組みにより脆弱性評価を実施する。

○ 脆弱性評価を通じた施策検討の流れ



2 想定される大規模自然災害（本計画の対象）

本計画は、過去に県内で発生した自然災害による被害状況、各種災害に係る発生確率や被害想定等を踏まえ、今後、本県に甚大な被害をもたらすと想定される自然災害全般を対象とする。

また、南海トラフ地震や首都直下地震など、広域な範囲に甚大な被害をもたらす県外における大規模自然災害についても、国土全体の強靱化の観点から、対象とする。

本計画で想定する主な自然災害については、次のとおりである。

【想定される大規模自然災害】

県内／ 県外	自然災害の種類		想定する規模等
県内	大規模地震 ・ 津波	内陸型	M7～8程度、最大震度7程度で建物被害、火災、死傷者が多数発生
		海溝型	M8.5、最大津波水位8.9m、建物被害、人的被害が多数発生
	台風・梅雨前線等 豪雨 竜巻・突風	大規模水害	記録的な大雨や高潮等による大規模水害を想定。例えば、堤防の決壊や河川の氾濫による人的・物的被害等
		大規模土砂災害	記録的な大雨等による大規模土砂災害を想定。例えば、土石流の発生や天然ダムの湛水・決壊による人的・物的被害等
		暴風災害	台風や竜巻、突風など大規模暴風災害による人的・物的被害等
	火山噴火		常時観測火山(鳥海山、蔵王山、吾妻山)の大規模噴火を想定。例えば、噴石の飛散や火砕流の発生などに伴う人的・物的被害等
	暴風雪・大雪・雪崩		記録的な暴風雪や大雪、大規模な雪崩による交通事故・障害、家屋の倒壊、人的被害等
	複合災害		複数の自然災害が同時期に発生する事態を想定。例えば、大規模な地震・津波により被災した直後に豪雨災害が発生する等
県外	大規模地震・津波		首都直下地震や南海トラフ地震、太平洋沖地震(東日本大震災クラス)など、他県で発生する大規模地震・津波による人的・物的被害、原子力発電所における事故等

3 「起きてはならない最悪の事態」の設定

基本計画で設定されている8つの「事前に備えるべき目標」、及び45の「起きてはならない最悪の事態」をもとに、想定される大規模自然災害を踏まえるとともに、大都市に特有の事象の除外や本県の地域特性に応じた事象の追加、類似した事象の統合を行うなどして項目を整理し、8つの「事前に備えるべき目標」と41の「起きてはならない最悪の事態」を設定した。

【「事前に備えるべき目標」と「起きてはならない最悪の事態」】

事前に備えるべき目標(8)	起きてはならない最悪の事態(41)	
1 直接死を最大限防ぐ	1-1	地震等による住宅・建物・交通施設等(1-2の施設を除く)の倒壊や火災に伴う多数の死傷者の発生
	1-2	地震等による不特定多数が集まる施設の倒壊や火災に伴う多数の死傷者の発生
	1-3	大規模津波等による多数の死傷者の発生
	1-4	突発的又は広域的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
	1-5	大規模な火山噴火・土砂災害(深層崩壊)等による多数の死傷者の発生
	1-6	暴風雪及び豪雪による重大事故や交通途絶等に伴う多数の死傷者の発生
	1-7	防災意識の欠如や避難準備の不足等による多数の死傷者の発生
2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	被災地での食料・飲料水、電力、燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
	2-2	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
	2-3	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
	2-4	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
	2-5	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
	2-6	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
3 必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	被災による警察機能の大幅な低下に伴う治安の悪化、社会の混乱
	3-2	県内外の行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
	4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
	4-3	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
5 経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下に伴う経済活動の停滞
	5-2	エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響
	5-3	コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
	5-4	海上輸送の機能の停止による海外貿易への甚大な影響
	5-5	基幹的交通ネットワーク(陸上、海上、航空)の機能停止による物流・人流への甚大な影響
	5-6	食料等の安定供給の停滞
6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1	電力供給ネットワーク(発電所、送配電設備)や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーンの長期間にわたる機能の停止
	6-2	上水道や農業用水、工業用水の長期間にわたる供給停止
	6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
	6-4	地域交通ネットワークの長期間にわたる機能停止
	6-5	防災インフラの長期間にわたる機能不全
7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1	沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞等による交通麻痺
	7-2	ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂・火山噴出物の流出による多数の死傷者の発生
	7-3	有害物質の大規模拡散・流出による被害の拡大
	7-4	農地・森林等の被害による県土の荒廃
	7-5	原子力発電所の事故による放射性物質の放出
8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-2	復旧・復興を支える人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-3	地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-4	鉄道・幹線道路等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-5	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・喪失
	8-6	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
	8-7	風評被害、生産力の回復遅れ等による地域経済等への甚大な影響

4 評価の実施手順

設定した4.1の「起きてはならない最悪の事態」ごとに、関連する現行の施策（国、市町村、民間事業者など県以外が取組み主体となるものを含む）の推進状況や課題等を整理し、事態の回避に向けた現行施策の対応力や課題について分析・評価を行った。

評価に当たっては、施策の進捗度や達成度を定量的に把握するため、現状の数値データを収集し、参考指標として活用した。

5 評価の結果

評価結果は、別表1のとおりである。

IV 強靱化に向けた施策推進方針

1 施策推進方針の整理

脆弱性評価を踏まえ、「起きてはならない最悪の事態」ごとに施策とその目標指標を検討・整理するとともに、それを各部局等の所管する業務等を勘案して設定した11の施策分野に分類して、施策推進方針を取りまとめた。

（「起きてはならない最悪の事態」ごとの施策推進方針については、別表2のとおり。）

○ 施策分野

- (1)行政機能（警察・消防含む）、(2)危機管理、(3)建築住宅、
- (4)交通基盤、(5)県土保全、(6)保健医療・福祉、
- (7)ライフライン・情報通信、(8)産業経済、(9)農林水産、(10)環境、
- (11)リスクコミュニケーション

2 施策分野ごとの施策推進方針

上記の11の施策分野ごとの施策推進方針を以下に示す。

これらは、4つの「基本目標」及び8つの「事前に備えるべき目標」に照らして必要な対応を施策分野ごとに取りまとめたものであるが、それぞれの分野間には相互依存関係がある。このため、各分野における施策の推進にあたっては、適切な役割分担や必要な調整を図るなど、施策の実効性・効率性が確保されるよう十分に配慮する。

※ 各施策タイトル右側の記載事項及び目標指標囲み内の記載事項について

- ・()内には、当該施策に関連する「起きてはならない最悪の事態」の番号を記載
- ・[]内には、当該施策の取組み主体（国、県、市町村、民間の4区分）を記載
- ・《 》内には、当該施策が他の施策分野にも掲載されている場合に掲載先の施策分野を記載
- ・【 】内には、当該施策を担当する部局名（総務（総務部）、企画（みらい企画創造部）、防災（防災くらし安心部）、環境（環境エネルギー部）、子育て（しあわせ子育て応援部）、健福（健康福祉部）、産業（産業労働部）、観文（観光文化スポーツ部）、農林（農林水産部）、県土（県土整備部）、教育（教育庁）、企業（企業局）、病院（病院事業局）、警察（警察本部））を記載

(1) 行政機能（警察・消防含む）

<行政機能>

（庁舎等の耐震化・維持管理等の推進）(3-2) [県]【総務、各部局】

- 県災害対策本部及び同本部地域支部が設置される県庁舎、総合支庁舎（地域振興局含む）については、「新耐震基準」により建築又は耐震改修が完了していることから、今後は、「山形県県有建物長寿命化計画」に基づき、施設の長寿命化を推進するとともに、計画的な維持管理・更新を行う。

（災害時に防災拠点となる施設の耐震化等の推進）(1-1, 3-2) [県、市町村]《建築住宅》【防災】

- 災害時に防災拠点となる施設の耐震化と浸水対策を推進する。特に、庁舎の耐震化については、県関係庁舎はすべて完了している一方、市町村関係庁舎は遅れていることから、消防庁舎など市町村庁舎の耐震化を一層促進する。

（被害発生危険性の高い地域に立地する公共施設対策の推進）(1-2) [県、市町村]

【防災、各部局】

- 被害発生危険性の高い地域内に立地する公共施設について、建物の構造や各種災害のハザードマップを確認し、嵩上げ等の改修による機能維持や施設建替え時の移転等による機能移転など、状況に応じた対策を進める。

（避難先の増設、耐震化・設備整備の促進）(2-6) [県、市町村]《危機管理》【防災】

- 市町村に対して、指定緊急避難場所や指定避難所以外の施設の活用を検討や、ホテルや旅館等を活用する取組みを促す。《保健医療・福祉》
- 福祉避難所として指定できる施設は専門職員の配置など、さまざまな要件が必要となり限りがあるため、近隣市町村との連携などを推進していく。
- 避難所の機能強化のため、引き続き、市町村が実施する耐震化や良好な生活環境を確保するための設備整備の取組みを促進する。

（県の業務継続に必要な体制の整備）(3-2) [県]《危機管理》【総務、防災】

- 地震等の大規模災害発生時に、迅速かつ的確に山形県地域防災計画に基づく応急対策業務や復旧・復興業務に取り組みながら、県民生活に密着する行政サービスなど災害発生時にも必要とされる通常業務を維持するため、「山形県庁舎業務継続計画」及び「総合支庁版業務継続計画」の内容について、昨今発生している自然災害等への対応事例を踏まえて検証や見直しを行いながら、業務継続に必要な体制整備を進める。

(情報管理部門における業務継続体制の整備) (3-2) [県、市町村] 《ライフ・情報》【総務・企画】

- 県においては、非常時でも優先的に実施しなければならない業務に不可欠な情報システムのICT-BCP（情報システムの業務継続計画）を策定し、業務の継続性を確保するための対策を講じるとともに、ICT-BCPの実効性を高めるため、訓練等により定期的に計画内容の点検・更新を行う。
- 市町村におけるICT-BCPの策定を促進するとともに、災害時のシステム不稼働のリスクを減らすため、引き続き自治体クラウドの導入やデータセンターの活用など、情報システムの機能維持のための取組みを促進する。
- 県では、各種ネットワークシステムの安定的な稼働の基盤となるネットワーク回線の断線による不通のリスクを減らすため、公所等からネットワークに接続するアクセス回線の冗長化整備を一層進める。
- 県では、災害時における正確な情報伝達や的確な行政判断を行ううえで、機動性に優れたモバイル端末の利用が有効であることから、行政機能確保のために、より一層モバイル端末の整備を進める。

(緊急車両、災害拠点病院に供給する燃料の確保) (2-4, 3-2) [県、市町村、民間] 《危機管理》
【防災】

- 石油関係団体と締結した協定に基づき、優先的に供給する緊急車両や災害拠点病院等の重要施設の範囲の拡大、具体的な実施方法の確認により、災害時における、救助・救急等にあたる緊急車両や災害拠点病院等への燃料供給の確保を図る。

(技術職員の派遣による市町村支援) (8-2) [県、市町村、民間] 《リスクコミ》【防災】

- (公財)山形県建設技術センターとの協定に基づく災害復旧に必要な技術職員が不足している市町村に対して県職員OBを派遣する仕組みについて、県職員OBの一層の登録増加など、市町村への技術職員の派遣体制の整備を図る。

(災害時における行政機関相互の通信手段の確保) (3-2, 4-1, 4-3) [国、県、市町村]

《危機管理》【防災】

- 大地震など大規模災害発生時の通信事業者回線が機能しない場合でも、行政機関相互の通信手段を確保するため、自営の通信網としての県防災行政通信ネットワークの適切な維持管理を行う。

(災害情報伝達手段の確保・迅速な情報発信) (4-2) [県、市町村、民間]

《危機管理/リスクコミ》【総務、防災】

- テレビ・ラジオ放送等が中断した際にも、県民に災害情報を提供できるよう、代替手段の整備やLアラート^{*}、緊急速報メール、SNS、防災アプリ等の活用を進めていく。また、ホームページによる情報発信（スマートフォン向け含む）や、SNS等による双方向通信機能の活用等により、効果的な情報伝達の確保を図る。

また、正確な危機管理情報を県民に対し迅速に発信を行う。

※ Lアラート…〔災害関連情報の発信者である県・市町村と放送事業者等をインターネット上の
共通基盤で繋ぎ、地域住民に迅速かつ効率的に情報提供を実施するもの。〕

（災害時における住民への情報伝達の強化）（4-2）〔市町村〕《危機管理》【防災】

- 災害時に、対象となるあらゆる住民等に対して防災情報や避難情報を迅速かつ確実に伝達する手段として非常に有効な同報系防災行政無線など情報一斉伝達システムの整備や地域の実情に合わせて防災ラジオや戸別受信機などの最適な情報伝達手段の整備など多様化・多重化を促進する。

（災害情報の収集・伝達手段の確保）（4-3）〔県、市町村〕《危機管理》【総務】

- 情報サービスを活用した情報収集が困難な場合でも、職員が災害現場で収集した情報等をパブリシティの活用による新聞等への掲載依頼や、避難所への情報掲出などを行い、限られた状況で収集した情報を住民に伝達する。

＜広域連携＞

（大規模災害時における広域連携の推進）《危機管理》【防災】

- 大規模災害発生時において、他県等の応援を受ける際の具体的な方針等を示した「災害時広域受援マニュアル（平成29年3月）」や、他県への具体的な広域支援対策の活動手順を示した「広域支援対策活動マニュアル（平成30年4月）」を策定しているが、応援・受援に関する総合調整等を定めた総合的な計画がないため、「応援・受援計画（仮）」の策定を進める。（2-1,3-2）〔県、市町村、民間〕
- 大規模災害発生時において、総務省が構築している「被災市区町村応援職員確保システム」における「総括支援チーム」として、被災市町村の長の指揮の下災害マネジメントを総括的に支援するため、被災市町村へ派遣する「災害マネジメント総括支援員」、「災害マネジメント支援員」としての役割を担う県職員等を確保する。（3-2）〔県〕

（広域防災拠点の整備）（2-1,2-3）〔県、市町村、民間〕《危機管理》【防災】

- 大規模災害発生に備え、応急・復旧活動の展開拠点や救援物資の輸送の中継拠点などの機能を持つ広域防災拠点について、防災関係機関等と連携のもと整備を進める。

（支援物資の供給等に係る広域連携体制の整備）（2-1）〔県、市町村、民間〕《危機管理》【防災】

- 大規模災害時における民間事業者からの物資調達等に関する協定を締結しており、引き続き、相手方と定期的な情報交換や緊急時連絡体制の確認を行う。
- 災害時に、支援物資を被災市町村へ円滑に供給するため、広域物資輸送拠点運営訓練を実施する。
- 防災関係機関等と連携をしながら、広域物資輸送拠点候補施設の整備等、課題

の解消に努める。

＜警察・消防＞

（警察・消防関係施設の耐震化・老朽化対策等の推進）（2-3, 3-1）〔県、市町村〕【防災、警察】

- 災害時に防災拠点となる警察関係施設と消防関係施設のより一層の耐震化・耐災害性の強化を図るとともに、老朽化した施設を計画的に整備する。また、「新耐震基準」以前に建設され、老朽化が進んでいる警察職員宿舎の整備等を推進する。

（警察職員の災害対処能力の向上）（2-3）〔県〕【警察】

- 過酷な災害現場において警察活動を迅速かつ的確に実施するため、実戦的な訓練を通じた対処技術の向上及び防災関係機関相互の連携強化を推進し、災害対処能力の向上を図る。

（災害警備活動のための装備資機材の充実強化）（2-3）〔県〕【警察】

- 激甚化・頻発化する自然災害への対処能力の向上のため、装備資機材の充実強化を推進する。

（被災による警察機能低下の回避）（3-1）〔県〕【警察】

- 災害時であっても県民の安全と安心を確保する上で必要不可欠な「継続の必要な通常業務」を遂行するため、各種計画の不断の見直しを行う。

（信号機電源付加装置の整備）（3-1）〔県〕【警察】

- 停電による信号機の停止が原因で発生する交通渋滞と交通事故を回避するため、主要交差点における信号機電源付加装置の整備を進める。

（大規模災害時の消防力の確保）（2-3）〔国、県、市町村〕【防災】

- 大規模災害時の災害対応能力の強化に向け、山形県消防広域応援隊や緊急消防援助隊などとの連携強化を図るため、「緊急消防援助隊指揮支援隊実施計画」を策定し、「山形県消防広域応援計画」・「山形県緊急消防援助隊受援計画」・「山形県緊急消防援助隊航空部隊受援計画」・「山形県消防応援活動調整本部設置規程」を含め継続的な見直しや組織間の訓練を行う。

（県外への緊急消防援助隊派遣時の県内消防力の維持）（2-3）〔県、市町村〕【防災】

- 県外で大規模災害が発生し、本県の緊急消防援助隊（地上隊・航空隊）を派遣した時の県内消防力の維持に向け、各消防本部及び県消防防災航空隊等と十分協議し、「緊急消防援助隊山形県大隊応援等実施計画」・「緊急消防援助隊航空部隊応援計画」・「緊急消防援助隊山形県大隊後方支援活動要領」の継続的な見直しを進める。

(NBC災害における対応力の強化) (7-3) [県、市町村]【防災】

- 大規模なNBC災害時の県消防広域応援隊や緊急消防援助隊などとの連携による災害対応力の強化を図るため、組織間の訓練を行う。また、消防士の安全な活動を確保しつつ対応するため、消防庁の無償貸与資機材などを活用しながら、各消防本部におけるNBC災害対策用資機材を確保する。

※ NBC災害 … { 核 (nuclear)、生物 (biological)、化学物質 (chemical) による特殊災害のことをいい、事故からテロリズム、事件まで幅広い事象が含まれる。地下鉄サリン事件や東京電力福島第一原子力発電所事故などもこれに含まれる。 }

《目標指標》

- ・庁舎の耐震化率 (市町村) 76.2% (H30) → 100% (R7) (3-2)《建築住宅》【防災】
- ・防災拠点となる公共施設等の耐震化率 92.9% (H30) → 100% (R7) (1-1)《危機管理》【防災】
- ・災害復旧業務支援にあたる技術職OBの登録数 ((公財)山形県建設技術センターとの協定) 33人 (R1) → 43人 (R7) (8-2)《リスクコミ》【防災】
- ・県防災行政通信ネットワークの重大障害 (通信不能等) の発生 0回 (R1) → 0回 (3-2, 4-1, 4-3)《危機管理》【防災】
- ・「応援・受援計画 (仮)」の策定 (~R6) (2-1, 3-2)《危機管理》【防災】
- ・消防署等の耐震化率 93.7% (H29) → 100% (R7) (2-3)【防災】
- ・緊急消防援助隊への登録部隊数 73隊 (R1) → 84隊 (R5) (2-3)【防災】
- ・信号機電源付加装置整備率 78基 4.3% (R1) → 98基 (R7) (3-1)【警察】

(2) 危機管理

<津波対策>

(津波ハザードマップ・津波避難体制の整備) (1-3) [県、市町村、民間]【防災】

- 県における津波浸水想定の見直し（平成28年3月）や沿岸地域の津波災害警戒区域（イエローゾーン）の指定（平成31年3月：遊佐町、令和2年3月：鶴岡市、酒田市）を踏まえ、市町において津波ハザードマップや津波避難計画の見直しを行うとともに、見直し後の津波避難計画に基づく避難訓練や防災教育等の実施を促進するなど、対象となる住民の津波防災意識の一層の向上を図る。

(津波避難対策の推進) (1-3) [国、県、市町村]《交通基盤》【防災】

- 津波からの避難を確実にを行うため、道路情報板による津波情報の提供、津波浸水の海拔表示板等の設置を進める。また、道路からあるいは道路への避難が行えるよう、関係機関と連携し非常用階段等の避難経路の確保を図る。

(津波観測体制の充実強化) (1-3) [国]【防災】

- 大地震発生時における沿岸住民の速やかな避難など地震・津波防災対策の強化のため、GPS波浪計や海底地震計の増設を政府に提案するなど、日本海東縁部における地震・津波観測体制の充実・強化を促進する。

<水害対策>

(洪水ハザードマップの作成) (1-4) [国、県、市町村]【防災、県土】

- 住民等が水害リスク情報を把握し、適切な避難行動等を行うため、市町村の想定最大規模降雨に対応した浸水想定区域に基づく洪水ハザードマップ作成の取組みを促進する。

(避難情報の具体的な発令基準の策定) (1-4) [市町村]【防災】

- 洪水時の住民の円滑かつ迅速な避難に資するため、引き続き、全市町村における対象河川すべてに係る避難情報の具体的な発令基準の策定を促進する。

(迅速な避難活動に繋がる河川・気象情報提供の強化) (1-4) [県]《県土保全》【県土】

- 避難、水防活動等の迅速な対応に繋がる河川の水位や気象情報等を県民、市町村に向けて的確に発信するため、「河川砂防情報システム」の機能強化を図るとともに、見やすい量水標の設置、危機管理型水位計や簡易型監視カメラの整備、气象台と共同で発表する指定河川洪水予報の予測精度向上及び水害リスク情報の提供を推進する。

(タイムラインの運用) (1-4) [県]【防災】

- 災害発生の事前予測がある程度可能な台風について、とるべき防災対応を時系列に沿ってまとめたタイムライン（事前防災行動計画）の運用により、被害の最小化を図る。

<火山噴火対策>

(火山噴火に対する警戒避難体制の整備) (1-5) [国、県、市町村]【防災】

- 火山災害の警戒範囲内にある避難促進施設について、市町における対象施設の指定と、施設所有者等への避難確保計画の作成支援を進める。
- 住民、観光客や登山者に対し、避難場所など円滑な避難に必要な情報を周知するための火山防災マップの見直しを進める。
- 火山活動の状況について、突発的に発生する水蒸気噴火の前兆をより正確に観測できるよう観測体制の強化を図る。
- 平常時から火山防災関係者による顔の見える関係を構築するとともに、防災訓練を通じて連携の強化を図る。
- 観光客や登山者の安全確保のため、突発的な噴火を想定した避難壕の整備や迅速な安否確認のための登山者の状況を把握するための方策を検討する。

<土砂災害対策>

(土砂災害に対する警戒避難体制の整備) (1-5) [県、市町村]《県土保全》【県土】

- 土砂災害防止法に基づく基礎調査の実施及び土砂災害警戒区域等の指定を推進するとともに、土砂災害ハザードマップの作成、土砂災害警戒区域等を表示した標識等の設置、土砂災害を想定した避難訓練など、市町村が行う警戒避難体制の整備に対する支援を強化する。
- 土砂災害に対する市町村長による避難情報の的確な発令及び住民等による迅速な避難行動に資するため、危険雨量の見直しや土砂災害警戒情報の予測精度向上を図るとともに、市町村や住民等にとってわかりやすい情報を発信するため「山形県土砂災害警戒システム」の機能向上を図る。

(土砂災害に係る避難情報の発令基準の策定) (1-5) [市町村]【防災】

- 土砂災害の発生が予想される際の円滑かつ迅速な避難を確保するため、全市町村における発令基準の策定を促進する。

(ため池の適切な保全体制の構築) (7-2) [県]《農林水産》【農林】

- 「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」の施行を踏まえ、耐震、豪雨対策調査結果に基づき、集中的かつ計画的なため池整備を実施するとともに、ため池の監視及び保全体制の構築を図り、住民の迅速な

避難につながるよう「ため池ハザードマップ」の作成・公表を推進する。

<石油コンビナート災害対策>

(石油コンビナートの防災体制の充実強化) (5-3) [県、市町村、民間]《産業経済》【防災】

- 東日本大震災の教訓やこれまでのコンビナート災害により得られた知見等を踏まえ、津波による被害想定、事業継続性の確保、情報連絡体制の整備の観点から石油コンビナート等防災計画を見直すなど、防災体制の一層の充実強化を図る。
- 酒田海上保安部や酒田地区広域行政組合消防本部などの関係機関と連携して実施している実地訓練について、さらなる応急対処能力の向上を図るため、より実践的な内容による訓練を実施する。

<原子力災害対策>

(放射線モニタリングの実施) (7-5) [国、県、市町村]《環境》【防災、関係各部署】

- 「山形県放射線モニタリングマニュアル」に基づき、福島第一原子力発電所事故の影響把握とともに、隣接県で新たな事故が発生した場合に備え、機器の維持管理等モニタリング実施体制の整備を図る。

(原発事故発生時の初動対応の強化) (7-5) [県]【防災】

- 「原子力発電所の事故等に係る初動対応マニュアル」に定める初動対応事案を迅速に探知するため、隣接県の原子力発電所（女川、福島第一、福島第二、柏崎刈羽）に関する情報並びに所在地及びその周辺での地震、津波の情報について、原子力事業者と締結した情報連絡等に関する覚書に基づく通報や気象庁等の公表情報などにより、平常時から情報収集に取り組む。

(原子力事業者との連携の強化) (7-5) [県、民間]【防災】

- 原子力発電所における事故等をいち早く把握するため、原子力事業者と締結した情報連絡等に関する覚書に基づき、定期的に連絡会等を開催し、原子力事業者との連携の強化を図る。

<情報伝達機能>

(災害時における行政機関相互の通信手段の確保) (3-2, 4-1, 4-3) [国、県、市町村]

《行政機能》【防災】

- 大地震など大規模災害発生時の通信事業者回線が機能しない場合でも、行政機関相互の通信手段を確保するため、自営の通信網としての県防災行政通信ネットワークの適切な維持管理を行う。

(災害情報伝達手段の確保・迅速な情報発信) (4-2) [県、市町村、民間]

《行政機能／リスクコミ》【総務、防災】

- テレビ・ラジオ放送等が中断した際にも、県民に災害情報を提供できるよう、代替手段の整備やLアラート※、緊急速報メール、SNS、防災アプリ等の活用を進めていく。また、ホームページによる情報発信（スマートフォン向け含む）や、SNS等による双方向通信機能の活用等により、効果的な情報伝達の確保を図る。また、正確な危機管理情報を県民に対し迅速に発信を行う。

※ Lアラート…

災害関連情報の発信者である県・市町村と放送事業者等をインターネット上の共通基盤で繋ぎ、地域住民に迅速かつ効率的に情報提供を実施するもの

（災害時における住民への情報伝達の強化）（4-2）〔市町村〕《行政機能》【防災】

- 災害時に、対象となるあらゆる住民等に対して防災情報や避難情報を迅速かつ確実に伝達する手段として非常に有効な同報系防災行政無線など情報一斉伝達システムの整備や地域の実情に合わせて防災ラジオや戸別受信機などの最適な情報伝達手段の整備など多様化・多重化を促進する。

（災害情報の収集・伝達手段の確保）（4-3）〔県、市町村〕《行政機能》【総務】

- 情報サービスを活用した情報収集が困難な場合でも、職員が災害現場で収集した情報等をパブリシティの活用による新聞等への掲載依頼や、避難所への情報掲出などを行い、限られた状況で収集した情報を住民に伝達する。

（土砂災害緊急情報など避難に資する情報伝達体制の整備）（7-2）〔国、県、市町村〕

《県土保全》【県土】

- 融雪や豪雨、巨大地震に伴う大規模地すべり等により天然ダムが形成された場合、決壊による二次災害の発生が懸念されることから、土砂災害緊急情報など避難に資する情報を、住民等に迅速に周知するための体制整備を推進する。

<応急・復旧対策>

（県の業務継続に必要な体制の整備）（3-2）〔県〕《行政機能》【総務、防災】

- 地震等の大規模災害発生時に、迅速かつ的確に山形県地域防災計画に基づく応急対策業務や復旧・復興業務に取り組みながら、県民生活に密着する行政サービスなど災害発生時にも必要とされる通常業務を維持するため、「山形県庁舎業務継続計画」及び「総合支庁版業務継続計画」の内容について、昨今発生している自然災害等への対応事例を踏まえて検証や見直しを行いながら、業務継続に必要な体制整備を進める。

（孤立危険性のある集落との通信手段の確保、ヘリコプター離着陸可能場所の確保）

（2-2）〔県、市町村〕【防災】

- 孤立危険性のある集落において、道路の寸断等により孤立した場合に備え非常

用通信設備の整備を促進するとともに、急患や物資の輸送を行う際に必要となるヘリコプターの離着陸場所の確保を進める。また、孤立危険性のある集落の状況を把握するため、内閣府が5年に1度調査（「中山間地等の集落散在地域における孤立集落発生の可能性に関する状況調査」）を行っているが、その間の状況も引き続き把握に取り組む。

（緊急車両、災害拠点病院に供給する燃料の確保）（2-4, 3-2）[県、市町村、民間]

《行政機能》【防災】

- 石油関係団体と締結した協定に基づき、優先的に供給する緊急車両や災害拠点病院等の重要施設の範囲の拡大、具体的な実施方法の確認により、災害時における、救助・救急等にあたる緊急車両や災害拠点病院等への燃料供給の確保を図る。

（県消防広域応援隊、緊急消防援助隊などに供給する燃料の確保）（2-4）[県]【防災】

- 大規模災害発生時の県内・他県の車両・ヘリの円滑な活動を行うため、各消防本部と連携して県及び消防本部の受援計画等に燃料供給場所を盛り込むとともに、石油関係団体と締結している「災害時における応急対策燃料供給等の応援に関する協定書」に、新たにヘリ燃料の優先供給を追加することなど、具体的な燃料確保の方策について検討する。

（大規模災害時における広域連携の推進）《行政機能》【防災】

- 大規模災害発生時において、他県等の応援を受ける際の具体的な方針等を示した「災害時広域受援マニュアル（平成29年3月）」や、他県への具体的な広域支援対策の活動手順を示した「広域支援対策活動マニュアル（平成30年4月）」に加え、応援・受援に関する総合調整等を定めた総合的な計画として「応援・受援計画（仮）」の策定を進める。（2-1, 3-2）[県、市町村、民間]
- 大規模災害発生時において、総務省が構築している「被災市区町村応援職員確保システム」における「総括支援チーム」として、被災市町村の長の指揮の下災害マネジメントを総括的に支援するため、被災市町村へ派遣する「災害マネジメント総括支援員」、「災害マネジメント支援員」としての役割を担う県職員等を確保する。（3-2）[県]。

（自衛隊との連携強化）（2-3）[国、県、市町村]【防災】

- 災害時の広域支援をより効果的に受け入れるため、自衛隊と平常時から情報交換や訓練等を行うことにより、連携体制の強化を図る。

（広域防災拠点の整備）（2-1, 2-3）[県、市町村、民間]《行政機能》【防災】

- 大規模災害発生に備え、応急・復旧活動の展開拠点や救援物資の輸送の中継拠点などの機能を持つ広域防災拠点について、防災関係機関等と連携のもと整備を

進める。

(支援物資の供給等に係る広域連携体制の整備) (2-1) [県、市町村、民間]《行政機能》【防災】

- 大規模災害時における民間事業者からの物資調達等に関する協定を締結しており、引き続き、相手方と定期的な情報交換や緊急時連絡体制の確認を行う。
- 災害時に、支援物資を被災市町村へ円滑に供給するため、広域物資輸送拠点運営訓練を実施する。
- 防災関係機関等と連携をしながら、広域物資輸送拠点候補施設の整備を推進する。

(「道の駅」の防災拠点化の推進) (2-1) [国、県、市町村]《交通基盤》【県土】

- 「道の駅」の防災拠点化として、施設の耐震化、無停電化、貯水タンク等の設置や、BCP（業務継続計画）の策定などを進める。

(災害ボランティアの受入れに係る連携体制の整備) (2-1) [県、市町村、民間]《リスクコミ》【防災】

- NPOやボランティアによる被災地支援活動の一層の充実に向け、行政、社会福祉協議会及び活動を支援するボランティア団体等との連携により、NPOやボランティアの受入体制の整備に向けた取組みを促進する。

(災害ボランティア活動への参加意欲の醸成) (8-2) [県、民間]《リスクコミ》【防災】

- 若年層の災害ボランティア活動への参加意欲の醸成とボランティア人材の育成を図るため、「山形県災害ボランティア支援ネットワーク連絡会」と学校の連携による防災教育の取組みを推進する。

(地域の除排雪の担い手確保) (1-6) [県、市町村、民間]《リスクコミ》【防災】

- 山形県広域除雪ボランティア「やまがた除雪志隊」の活動を支援し、除排雪の担い手確保に努める。

(豪雪災害時の災害救助法の適用) (1-6) [市町村]【防災】

- 豪雪時における家屋倒壊を防止するため、障害物（雪）の除去など、災害救助法の適用による豪雪災害への対応を図る。

(被災者生活再建支援制度の拡充等) (8-3) [国、県、市町村]《建築住宅》【防災】

- 大規模災害発生後、被災者が速やかに生活を再建するためには、被災者生活再建支援制度の活用が有効であり、制度の適用範囲や支給範囲について、一層の拡充に向けた取組みを進めるとともに、市町村と連携した県独自の支援制度の創設を検討する。

＜地域防災力＞

（地域コミュニティの維持）（8-3）〔県、市町村、民間〕【企画】

- 大規模災害時にお互いが支え合う「共助」は、地域コミュニティの基盤であり、市町村と連携し、住民が主体となった地域課題解決に向けた取組みの支援や地域の拠点づくりの支援など、地域コミュニティの維持やその活力を向上する取組みを通して、平時から住民が互いに支え合う関係の維持や深化を図る。

（消防団による地域防災力充実強化等）（2-3）〔国、県、市町村〕【防災】

- 「地域密着性」「要員動員力」「即時対応力」の特性をもつ消防団は、地域防災力の中核的存在であり、災害による被害を最小限にとどめるため、市町村と連携を図りながら、多様な人材の活用による消防団の充実強化に向けた取組みを推進する。

（自主防災組織の育成強化等）（1-7, 2-3, 4-2, 8-3）〔県、市町村、民間〕【防災】

- 災害による被害を最小限にとどめるためには、住民間の情報伝達など地域防災活動の充実が不可欠であり、災害時に、自主防災組織が効果的に防災活動を行えるよう平常時からの活発な活動を促進・支援していく。

（避難先の増設、耐震化・設備整備の促進）（1-1）〔県、市町村〕《行政機能》【防災】

- 市町村に対して、指定緊急避難場所や指定避難所以外の施設の活用を検討や、ホテルや旅館等を活用する取組みを促す。《保健医療・福祉》
- 福祉避難所として指定できる施設は専門職員の配置など、さまざまな要件が必要となり限りがあるため、近隣市町村との連携などを推進していく。
- 避難所の機能強化のため、引き続き、市町村が実施する耐震化や良好な生活環境を確保するための設備整備の取組みを促進する。

（自主防災組織等と連携した避難所運営の推進）（3-2）〔県、市町村〕【防災】

- 避難所運営の体制強化のため、自主防災組織等の地域住民中心の避難所運営ができるよう、住民主体の避難所運営マニュアルの作成などの市町村の取組みを促進する。また、女性を含め多様な主体が避難所運営に参画することにより、トイレをはじめ配慮が必要な施設や場面においてプライバシーや安全が確保されるよう、市町村の取組みを促進する。

（食料等の備蓄）（2-1）〔県、市町村、民間〕《リスクコミ》【防災】

- 家庭における備蓄については、県民に対して3日分の食料と飲料水の備蓄を要請しており、引き続き周知のための啓発活動を行う。
- 市町村における備蓄については、取組みにばらつきがあることから、引き続き、

一定量の現物備蓄の確保を促進する。

- 県における備蓄については、引き続き計画的な更新を行う。

（飛島の孤立化対策の推進）（2-2）【県、市町村】【企画、防災】

- 飛島の孤立化に備え、生活物資の支援や避難等が円滑に行われるよう平常時から関係機関の連携強化を図るとともに、島内での豊かな暮らしを持続する方策を検討する。

（文化財の保存と担い手の確保）（8-5）【県、市町村、民間】【観文】

- 文化財を通じて地域住民がふるさとへの理解を深め、文化財継承の担い手として様々な活動に主体的に参画することが、文化財と地域社会の維持発展に不可欠であり、それぞれの文化財の実情に応じた適切な保存や防災対策等を進めるとともに、担い手の確保育成に取り組む。

《目標指標》

- ・ 想定最大規模降雨に対応した浸水想定区域に基づく洪水ハザードマップ作成済み市町村の割合 63% (R1) → 100% (R7) (1-4) 【防災、県土】
- ・ 水害に係る避難情報の具体的な発令基準を策定済み市町村の割合 (1-4) 【防災】
 - 洪水予報河川 74.2% (H30) → 100% (R7)、
 - 水位周知河川 77.4% (H30) → 100% (R7)
- ・ 県の洪水予報河川（6河川）に係る洪水予測システムの改修 (R7) (1-4, 1-7) 【県土】
- ・ 土砂災害に係る避難情報の具体的な発令基準を策定済み市町村の割合 84.4% (H30) → 100% (R7) (1-5) 【防災】
- ・ 決壊すると多大な影響を与えるため池のハザードマップ公表率 50% (R2) → 100% (R4) (7-2) 《農林水産》【農林】
- ・ 県防災行政通信ネットワークの重大障害（通信不能等）の発生 0回 (R1) → 0回 (3-2, 4-1, 4-3) 《行政機能》【防災】
- ・ 孤立危険性のある集落における非常用通信設備整備済集落の割合 98.1% (R1) → 100% (R7) (2-2) 【防災】
- ・ 孤立危険性のある集落におけるヘリコプター離着陸場所確保済集落の割合 98.4% (R1) → 100% (R7) (2-2) 【防災】
- ・ 「応援・受援計画（仮）」の策定（～R6）(2-1, 3-2) 《行政機能》【防災】
- ・ 自主防災組織率 90.2% (R1) → 95% (R6) (1-7, 2-3, 4-2, 8-3) 【防災】
- ・ 防災拠点となる公共施設等の耐震化率 92.9% (H30) → 100% (R7) (1-1) 《行政機能》【防災】

(3) 建築住宅

<施設・建築物等の耐震化・老朽化対策>

(災害時に防災拠点となる施設の耐震化等の推進) (1-1, 3-2) [県、市町村]《行政機能》【防災】

- 災害時に防災拠点となる施設の耐震化と浸水対策を推進する。特に、庁舎の耐震化については、県関係庁舎は全て完了している一方、市町村関係庁舎は遅れていることから、消防庁舎をはじめ市町村庁舎の耐震化を一層促進する。

(住宅・建築物等の耐震化の促進) (1-1) [国、県、市町村、民間]【県土】

- 県内の住宅や多数の者が利用する大規模建築物について、国の制度を活用した支援や啓発活動の充実、耐震診断後のフォローアップなどきめ細かな対応により、耐震化を早急に進める。また、吊り天井など非構造部材の耐震対策を促進する。

(不特定多数の者が利用する建築物等の耐震化の促進) (1-2)

- 不特定多数の者が利用する建築物等については、地震等により損壊・倒壊した場合の影響が非常に大きくなるため、全ての建築物の耐震化を目指した取組みを進める。[国、県、市町村、民間]【各部局】
- 公共建築物に比較し、民間建築物の耐震化が遅れており、国の制度を活用した支援や啓発活動の充実などの対応により、民間建築物に係る耐震化を一層促進する。特に、耐震診断が義務付けられたホテル・旅館等の民間の大規模建築物については、耐震診断結果に基づく対応を促進するため、国の制度を活用し、耐震化を推進する。[民間]【県土】
- 公立学校施設のうち耐震化未完了の施設について、小中学校施設については、所管する市町に個別に計画的な耐震化完了を要請していくとともに、県立高等学校についても計画に基づき耐震化に取り組む。
- 社会教育施設のうち未耐震化の施設について、耐震診断の実施と、診断結果に基づく対応を促進する。
[市町村]【教育】
- 私立高等学校の校舎・体育館等について、耐震化が完了していない私立高等学校における、国・県の補助制度を活用した耐震化の実施を促進する。[民間]【総務】
- 保育所、幼稚園及び幼保連携型認定子ども園の施設について、耐震化が完了していない私立施設については、国・県の補助制度を活用した耐震化の実施、公立施設については、計画的な耐震化への取組みを促進する。
- 児童養護施設等について、未耐震化及び老朽化した施設については、助成制度も活用しながら計画的な整備を促進する。また、スプリンクラーの設置等により、安全性の確保を図る。
[県・市町村・民間]【子育て】

- 社会福祉施設は、地震や火災が発生したときに自ら避難することが困難な方が多く利用する施設であることから、社会福祉施設については、施設の耐震化とともにスプリンクラーの設置等により、安全性の確保を図る。【県・市町村・民間】【健福】
- 病院施設については、補助制度の活用等を図りながら、引き続き耐震化を促進する。【市町村・民間】【健福】

（公営住宅の耐震化の促進）（1-1）【市町村】【県土】

- 県内の市町村営住宅について、耐震化を促進する。

（県営住宅の老朽化対策の推進）（1-1）【県】【県土】

- 県営住宅について、「県営住宅長寿命化計画」に基づき、計画的なストック管理（修繕、改善等）を推進する。

（都市公園施設の耐震化・計画的な維持管理の推進）（1-2）【県、市町村】【県土】

- 県の都市公園については、「新耐震基準」により建築又は耐震改修が完了していることから、今後は、「山形県公園施設長寿命化計画」に基づき、施設の長寿命化を推進するとともに、計画的な維持管理・更新を行う。また、市町の都市公園の耐震化未完了の建築物等については、計画的な耐震化への取組みを促進する。

（緊急輸送道路等の避難路沿道建築物の耐震化の促進）（1-1, 1-2, 7-1）【国、県、市町村】

【県土】

- 救急救援活動等に必要な緊急輸送道路や避難路について、被災時において避難や救助を円滑かつ迅速に行うために沿道建築物の耐震化を促進する。

<その他対策>

（応急仮設住宅の供給方針の整備）（8-6）【国、県、市町村】【県土】

- 応急仮設住宅を迅速に供給するため、応急仮設住宅の建設に関する協定を締結している団体と協議し、間取りや仕様について方針を定め、有事の際の応急仮設住宅の供給を円滑化する。

（被災者生活再建支援制度の拡充等）（8-3）【国、県、市町村】《危機管理》【防災】

- 大規模災害発生後、被災者が速やかに生活を再建するためには、被災者生活再建支援制度の活用が有効であり、制度の適用範囲や支給範囲について、一層の拡充に向けた取組みを進めるとともに、市町村と連携した県独自の支援制度の創設を検討する。

（空き家対策の推進）（1-1）【県、市町村】【県土】

- 大規模災害発生時に、空き家の倒壊による道路の閉塞や火災発生などを防止するため、市町村等と連携して総合的な空き家対策を推進する。

(がけ地近接等危険住宅の移転促進) (1-1) [県、市町村]【県土】

- 地震に伴うがけ崩れ等による住宅の被害を軽減するため、国の制度を活用し、危険住宅の移転を促進する。

(大規模盛土造成地対策の推進) (1-1, 1-2) [県、市町村]【県土】

- 地震発生時に地滑りや崩壊等により被害を生じる可能性のある大規模盛土造成地を把握するため、市町村と連携し変動予測調査を実施するとともに、調査結果を公表するなど、県民に対して情報提供を行う。

(家具の転倒防止対策の推進) (1-1) [県、市町村]【県土】

- 大規模地震発生時に、家具転倒による人的被害を防止するため、県民に対する啓発活動の充実など、家具転倒防止対策を推進する。

(事業所・店舗における棚等の転倒防止対策の推進) (1-2) [県、市町村]【県土】

- 大規模地震発生時に、事業所執務室の書棚や店舗の陳列棚等の転倒による人的被害を防止するため、事業所等に対する啓発活動の充実など、事業所や店舗における棚等の転倒防止対策を推進する。

《目標指標》

- ・庁舎の耐震化率(市町村) 76.2% (H30) → 100% (R7) (3-3) 《行政機能》【防災】
- ・住宅の耐震化及び減災対策率 84.7% (H30) → 90% (R7) (1-1)【県土】
- ・耐震診断義務付け対象建築物の耐震化率 82.5% (R1) → 概ね解消(R7) (1-1, 1-2)【県土】
- ・公立小中学校の耐震化率 99.8% (R2) → 100% (R4) (1-2)【教育】
- ・公立高等学校の耐震化率 94.7% (R2) → 100% (R5) (1-2)【教育】
- ・私立高等学校の耐震化率 90.3% (R2) → 100% (R6) (1-2)【総務】
- ・児童養護施設関係の耐震化率 94.4% (H30) → 100% (R5) (1-2)【子育】
- ・県内病院(68 病院)の耐震化率 86.8% (R1) → 100% (R7) (1-2)【健福】

(4) 交通基盤

<高速交通網整備>

(高規格道路等の整備) (5-5, 8-4) [国、県、市町村、民間]【県土】

- 大規模災害時に県内外の被災地支援を迅速に行うとともに、経済活動の維持、早期の復旧・復興に資するよう、高規格道路等のミッシングリンク解消や4車線化、一般道との防災課題解消によるダブルネットワーク強化を図り、リダンダンシーなどの機能の確保を促進する。
- 併せて、高速道路等へのアクセス性向上のため、追加インターチェンジやスマートインターチェンジ、アクセス道路の整備を進める。

(奥羽・羽越新幹線の整備) (5-5, 8-4) [国、県、市町村、民間]【企画】

- 東北地域と首都圏や西日本とを結ぶ高速交通ネットワークのリダンダンシー機能の確保や、日本海国土軸の形成を図り、東京一極集中を是正するため、フル規格の奥羽・羽越新幹線整備の早期実現に向けて取り組む。

(山形新幹線の福島～米沢間トンネルの整備) (1-6, 5-5, 8-4) [国、県、民間]【企画】

- 福島～米沢間における抜本的な防災対策として、トンネル整備の早期事業化に向けて取り組む。

(地方航空ネットワークの維持・拡大) (5-5, 8-4) [国、県、市町村、民間]【企画】

- 山形空港、庄内空港は、東日本大震災直後に、多くの臨時旅客便や防災ヘリを受け入れ、被災地への救援物資や旅客を輸送する拠点空港として機能したことを踏まえ、大規模災害時におけるリダンダンシー機能を確保・向上するため、本県2空港を含めた地方空港の機能強化や路線の維持・拡大を図る。

<道路関係防災対策>

(緊急輸送道路等の整備・確保) (1-1, 2-1, 2-4, 5-1, 5-5, 7-1, 8-4) [国、県、市町村]【県土】

- 食料・飲料水等、生命に関わる物資供給や、救急救援活動、迅速な復旧復興等に必要な緊急輸送道路や避難路について、国、市町村や高速道路管理者と連携を図り整備を推進するとともに、無電柱化や落石等危険箇所の防災対策、橋梁の耐震補強、雪崩・防雪施設の整備、道路を跨ぐ各種施設・トンネル及びスノー（ロック）シェッドの長寿命化を推進する。
- 物流上重要な道路輸送網である重要物流道路について、平常時・災害時を問わない安定的な輸送を確保するため、道路整備を推進する。
あわせて、代替・補完路についても災害時の輸送等を確保するため、道路整備を推進する。

(道路施設の防災対策・耐震化・老朽化対策の推進) (5-5,6-4) [国、県、市町村]【県土】

- 道路施設の防災対策について、落石崩壊、岩石崩壊や雪崩などの道路防災総点検の結果に基づき、引き続き計画的に対策工事を進める。また、橋梁の耐震化についても、緊急輸送道路等の橋梁を中心に計画的に対策工事を実施する。
- 橋梁をはじめとした道路施設等の老朽化対策については、各施設の長寿命化修繕計画に基づき、計画的な維持管理・更新を実施する。

(津波避難対策の推進) (1-3) [国、県、市町村]《危機管理》【防災】

- 津波からの避難を確実にを行うため、道路情報板による津波情報の提供、津波浸水の海拔表示板等の設置を図る。また、道路からあるいは道路への避難が行えるよう、関係機関と連携し非常用階段等の避難経路の確保を図る。

(孤立集落アクセスルートの確保) (2-2) [国、県、市町村]【県土】

- 孤立集落へのアクセスルートについて、国、市町村等と連携を図り整備を推進するとともに、防災機能強化のため、落石等危険箇所の防災対策工事、雪崩・防雪施設の整備、橋梁の耐震補強工事、道路を跨ぐ各種施設、トンネル及びスノー(ロック)シェッドの長寿命化を推進する。

(路線バス等地域公共交通の確保) (6-4) [県、市町村、民間]【企画】

- 災害発生に伴い道路等が寸断され、バス路線等地域公共交通の運行が困難な場合、道路管理者とバス事業者との情報共有化を図り、代替路線による迂回路運行を早期に行うなど、臨機応変な運行を行い地域公共交通を確保するため、平時から関係機関等との連携構築等を図る。

<鉄道関係防災対策>

(鉄道施設の耐震化・防災対策の促進) (5-5,6-4) [国、県、市町村、民間]【企画】

- 災害時における鉄道利用者の安全性の確保及び大量輸送等の鉄道機能を維持するため、予め鉄道事業者による線路等鉄道施設の耐震性の強化や大雨・大雪等自然災害の防止に向けた雪崩防止柵等の整備を促進する。
- 災害発生時、鉄道利用者の安全確保を第一に速やかな対応を図るとともに、施設復旧までの期間の代行バス運行など、鉄道利用者の利便性を確保するよう、鉄道事業者における取組みを促進する。

<空港・港湾関係防災対策>

(港湾施設の耐震化の推進) (1-1) [国、県]【県土】

- 災害時の緊急輸送の拠点となる港湾施設について、大規模な地震にも対応可能

な耐震化対策を推進する。

(空港及び港湾施設の整備・老朽化対策の推進) (1-3, 5-1, 5-4, 5-5) [国、県]【県土】

- 空港施設については、大規模災害時に防災機能を発揮するため、滑走路などの機能強化を推進する。
- 港湾施設については、優先順位を決めた「酒田港港湾機能継続計画（港湾BCP）」に基づき、官民連携による港湾施設の復旧を図る。
- 空港施設・港湾施設とも予防保全の考え方に基づき、計画的な維持管理・更新を実施する。

<豪雪対策>

(暴風雪時における的確な道路管理の推進) (1-6) [国、県、市町村]【県土】

- 豪雪時においては、「豪雪災害時における道路交通確保のための緊急措置要領」に準じて、迅速かつ的確な道路管理を実施するとともに、災害発生時においては、各道路管理者による応急復旧や道路啓開により早期に交通路を確保するため、平時から関係機関等との連携構築等を図る。

(道路の防雪施設等の整備・維持修繕・更新) (1-6) [国、県、市町村]【県土】

- 各道路管理者（国、県、市町村）においては、道路防災総点検を踏まえた要対策箇所を中心に、雪崩防止柵、防雪柵など必要な防雪施設の整備や流雪溝等の除排雪施設の整備を重点的に進めているが、必要箇所への対策は進捗途上であり、気象条件の変化による新たな対策必要箇所と併せて整備を促進する。
- 豪雪時は、除排雪作業や凍結融解等により道路施設等の損傷が著しくなるため、これら施設の維持修繕・更新を推進する。

(道路の除雪体制等の確保) (1-6) [国、県、市町村]【県土】

- 安定的な除雪体制を確保する上で、各管理者の財政事情や除雪作業を請け負う事業者の経営環境の悪化、除雪機械の老朽化など、多くの課題があり、これらの課題を踏まえた総合的な対策を検討する。

<その他対策>

(街路・都市施設の整備) (1-1) [県、市町村]【県土】

- 災害時における避難路や防火帯となる街路の整備を推進するとともに、防災センターや一時避難場所など、地域における防災機能を強化するための防災拠点施設等の整備を推進する。

(「道の駅」の防災拠点化の推進) (2-1) [国、県、市町村]《危機管理》【県土】

- 「道の駅」の防災拠点化として、施設の耐震化、無停電化、貯水タンク等の設置や、BCP（業務継続計画）の策定などを進める。

《目標指標》

- ・ 県内の高速道路供用率 76% (R1) → 88% (R7) (5-5) 【県土】
- ・ 道路防災点検要対策箇所の整備進捗率
55.7% (R1) → 69.3% (R7) (1-1, 2-1, 2-2, 2-4, 5-5, 6-4, 7-1, 8-4) 【県土】
- ・ 緊急輸送道路に係る道路橋耐震補強対策の進捗率
96.8% (R1) → 98.8% (R5) (1-1, 2-1, 2-4, 5-1, 5-5, 7-1, 8-4) 【県土】
- ・ 孤立集落にアクセスするルートに係る道路橋耐震補強対策の進捗率
90.3% (R1) → 94.1% (R5) (2-2) 【県土】

(5) 県土保全

<水害・土砂災害対策>

(農地・農業用施設等の保全管理の推進) (7-4) [県、市町村、民間]《農林水産》【農林】

- 農地が持つ保水効果や土壌流出の防止効果などの国土保全機能は、営農の継続により発揮されることから、農家や地域住民が共同で行う水路、農道等の保全管理を推進する。

(治水対策の推進) (1-4) [国、県、市町村]【防災、農林、県土、企業】

- 令和2年7月豪雨をはじめとした近年の気候変動に伴う豪雨の頻発化、激甚化に備え、河川改修等を推進するとともに、流域のあらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策「流域治水」を計画的に推進する。

(河川管理施設の維持管理) (1-4, 7-2) [国、県、市町村]【県土】

- 老朽化した水門・樋門等の河川管理施設について、長寿命化計画に基づき、計画的に補修・更新を行う。
- 治水ダムについては、各設備が今後更新時期を迎えることから、ライフサイクルコストの縮減など一層の効率的な維持管理・更新を推進するため、計画的な長寿命化計画を策定し補修・更新を行う。
- 河川が有する流下能力を常に発揮できるようにするため、河積阻害の大きな要因となる河道の堆積土砂や河川支障木の除去に重点をおいて取り組むほか、経年劣化した護岸等の補強・補修を行う。

(都市部における内水浸水対策の促進) (1-4) [市町村]【県土】

- いわゆるゲリラ豪雨の頻発による道路冠水等の内水氾濫のリスク増大に対処するため、「社会資本総合整備計画」に基づく下水道雨水幹線等施設整備を促進する。

(砂防施設の整備・維持管理の推進) (1-5, 6-5, 7-2) [国、県]【県土】

- 砂防施設の整備について、人家が集中している箇所、要配慮者利用施設、避難所、重要交通網等が含まれる箇所、土砂災害発生箇所の再度災害防止対策箇所などを重点的に推進する。
- 砂防施設の長寿命化や技術革新等に対応した更新によるコスト縮減を念頭に、既存施設の現状把握、機能・効果等の判定を行い、計画的な施設更新・修繕等を実施する。
- 活火山である蔵王山及び鳥海山については、蔵王川、酢川、日向川等において砂防設備を整備するとともに、「火山噴火緊急減災対策砂防計画」に基づき、須

川、祓川、滝淵川、南折川等において緊急ハード対策に取り組む。

(土砂災害に対する警戒避難体制の整備) (1-5) [県、市町村] 《危機管理》【県土】

- 土砂災害防止法に基づく基礎調査の実施及び土砂災害警戒区域等の指定を推進するとともに、土砂災害ハザードマップの作成、土砂災害警戒区域等を表示した標識等の設置、土砂災害を想定した避難訓練など、市町村が行う警戒避難体制の整備に対する支援を強化する。
- 土砂災害に対する市町村長による避難情報の的確な発令及び住民等による迅速な避難行動に資するため、危険雨量の見直しや土砂災害警戒情報の予測精度向上を図るとともに、市町村や住民等にとってわかりやすい情報を発信するため「山形県土砂災害警戒システム」の機能向上を図る。

(迅速な避難活動に繋がる河川・気象情報提供の強化) (1-4) [県] 《危機管理》【県土】

- 豪雨発生の際などに、避難、水防活動等の迅速な対応がとれるよう、河川の水位や気象情報等を的確に県民、市町村に向けて的確に発信するため、「河川砂防情報システム」の機能強化を図るとともに、見やすい量水標の設置、气象台と共同で発表する指定河川洪水予報の予測精度向上を図る。

(土砂災害緊急情報など避難に資する情報伝達体制の整備) (7-2) [国、県、市町村]

《危機管理》【県土】

- 融雪や豪雨、巨大地震に伴う大規模地すべり等により天然ダムが形成された場合、決壊による二次災害の発生が懸念されることから、土砂災害緊急情報など避難に資する情報を、住民等に迅速に周知するための体制整備を推進する。

<津波・高潮災害対策>

(海岸保全施設の整備・老朽化対策の推進) (1-3) [県] 《農林水産》【農林、県土】

- 海岸保全施設については、津波、高潮や海岸侵食への対策として必要な機能の確保に向けた施設整備を進める。また、老朽化した施設について、施設の管理者毎に長寿命化への取組みを進めるなど、適切な維持管理や計画的な更新等を図る。

<復旧復興対策>

(迅速な復興に資する地籍調査の推進) (8-6) [県、市町村]【農林】

- 土地境界の明確化を図る地籍調査は、被災後の迅速な復旧・復興に資するものであるが、進捗率は東北6県では最も低いことから、市町村の計画に応じて推進する。

《目標指標》

- ・ 洪水の氾濫により浸水被害を受ける恐れのある区域の解消
5,500ha (R2) → 2,600ha (R7) (1-4)【県土】
- ・ 長寿命化計画に基づき対策実施済みの樋門施設数
203 施設 (R1) → 496 施設 (R10) (1-4)【県土】
- ・ 河川流下能力向上緊急対策事業における実施延長
52km (R1) → 220km (R3) (1-4)【県土】
- ・ 県管理ダムの長寿命化計画策定
12 ダム策定済 (R1) → 13 ダム策定完了 (R7) (1-4, 7-2)【県土】
- ・ 海岸保全施設の老朽化対策箇所の整備率 69.7% (R1) → 78.9% (R7) (1-3)【県土】
- ・ 海岸の侵食対策箇所の整備率 55.4% (R1) → 82.2% (R7) (1-3)【県土】
- ・ 土砂災害の危険性がある区域内の施設整備による保全人口の割合
35.6% (H30) → 41% (R6) (1-5)
- ・ 地籍調査の進捗率 49% (R1) → 51% (R11) (8-6)【農林】

(6) 保健医療・福祉

<医療機関等の非常時対応>

(医療機関における非常用電源の確保) (2-4) [県、市町村、民間]【健福】

- 災害発生時における医療施設内での医療活動について、停電等による医療活動の遮断を防止するため、自家発電及び燃料備蓄の施設・設備整備を進め、継続した医療提供体制の確保を促進する。

(透析医療機関での非常時対応体制の整備) (2-4) [県、市町村、民間]【健福】

- 透析医療を実施している医療機関において、災害発生時においても透析治療を提供できる体制を確保するため、県内透析医療機関との連携強化を図る。

(県立病院における非常用電源の確保) (2-4) [県]【病院】

- 全県立病院で自家発電設備を備え、中央病院、新庄病院及び河北病院では3日分以上の燃料を備蓄しており、今後とも、災害が発生した場合にも県民に対し安全・信頼・高度の医療を提供するため、当該備蓄の常時維持を図る。

(医療機関における医療資機材の備蓄) (2-4) [県、市町村、民間]【健福、病院】

- 災害時においても県民に対して医療を提供するため、新興感染症の発生時も想定し、必要な医薬品、診療材料、個人用防護具（PPE）等の備蓄に努める。

(医療・社会福祉施設等における食糧等の備蓄促進) (2-4) [県、市町村、民間]【健福】

- 病院や高齢者福祉施設等で1日3食を提供する施設については、3日分程度の食料と飲料水の備蓄を指導しており、引き続き周知を図る。

(災害発生時を想定した社会福祉施設の体制整備) (2-4) [県、市町村、民間]【健福】

- 各社会福祉施設の防災対策について、定期的な実地指導や監査等を通じ、市町村の地域防災計画に対応した避難確保計画の作成を促進させるとともに、関係機関・団体との協力による災害派遣福祉チーム（DWA T）を一般避難所等へ派遣する体制を強化する。

<各種医療支援>

(災害派遣医療チーム（DMA T）による医療支援の推進) (2-4) [県、市町村]【健福】

- 災害時における医療確保のため、今後もDMA Tの機能強化に向けた定期的な訓練を実施する。また、DMA T指定医療機関である災害拠点病院等におけるチーム数の増加が求められていることから、計画的にDMA T隊員を養成していく。

(災害拠点精神科病院の指定及び災害派遣精神医療チーム（DPA T）による精神医療及び精神保健活動支援の推進）(2-4) [県、市町村]【健福】

- 二次医療圏ごとに災害拠点精神科病院の指定を継続する。災害派遣精神医療チーム（DPA T）隊員の新規養成、技能維持のための研修を計画的に実施していく。

(航空搬送拠点臨時医療施設（SCU）の体制整備）(2-4) [県、市町村]【健福】

- 航空搬送拠点臨時医療施設（SCU）について、今後もDMA Tや消防機関等の関係機関との連携強化を図り迅速かつ適切な対応に資するため、定期的な訓練を実施するとともに、医療機器等を含めた資器材のメンテナンス等を行う。

(ドクターヘリの活用による救急医療体制の充実）(2-4) [県、市町村]【健福】

- 災害時を含め、ドクターヘリの活用による救急医療体制の一層の充実を図るため、冬季間のランデブーポイントの確保や搭乗医師など医療スタッフの確保、さらには隣県との広域連携を推進する。

(災害医療コーディネーター活動による医療支援の推進）(2-4) [県、市町村、民間]【健福】

- 災害医療コーディネーターを中心とした災害時における体系的な医療提供体制の構築を図るとともに、研修会等を開催しながら、地区医師会、消防機関、市町村など関係機関との役割分担の明確化、連携強化による災害時対応を図る。

(周産期医療体制の整備）(2-4) [県、市町村、民間]【健福】

- 災害医療コーディネーターと連携し、災害発生時における妊婦や乳幼児に対する医療提供体制の確保に向け、災害時小児周産期リエゾンの具体的な運用について検討・整備する。

<防疫対策>

(防疫対策の推進）(2-5,2-6) [国、県、市町村、民間]【健福、県土】

- 平時から、災害発生時における消毒や害虫駆除等、速やかな感染症予防対策の重要性について普及啓発を行うとともに、定期の予防接種の接種率向上に取り組み、予防できる感染症の流行に備える。
- 災害時の感染症の拡大防止を図るため、消毒ポイントの設置及び消毒ポイントにおける消毒作業を円滑に実施するための、国道や高速道路管理者との道路占用等の手続き調整や、消毒資機材等確保に係る支援を行う。

(避難所における感染症対策の推進）(2-6) [県、市町村]【防災、健福】

- 避難所における感染症のまん延防止のため、手洗い及び手指消毒の励行、マスクの着用を徹底するとともに、トイレ等汚染の可能性のある区域を明確に区分し、生活空間の衛生の確保を図る。また、入所時の健康観察、3つの密（密集、密接、

密閉)回避等の対応により、新型コロナウイルス感染症などの避難所におけるクラスター発生防止を図る。

- 避難所の密集を避けるため、市町村に対して、指定緊急避難場所や指定避難所以外の施設の活用を検討や、ホテルや旅館等を活用する取組みを促す。《行政機能／危機管理》
- 避難所における感染予防のための資機材の備蓄を計画的に行う。

<要配慮者支援>

(災害時の要配慮者支援の促進) (1-7) [県、市町村、民間]【防災、健福、教育】《リスクコミ》

- 避難行動要支援者の避難行動や避難生活を支援するために必要な個別計画について、引き続き、市町村における作成を促進する。
- 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成と避難訓練の実施を促進するため、市町村と連携して支援する。
- 大規模災害や感染症の拡大時に、福祉施設や避難所の要配慮者に必要なサービスを継続的に提供するための、官民協働による福祉ネットワーク体制の充実・強化を図る。

《目標指標》

- ・ D M A T チーム数 27 チーム (R1) → 31 チーム (R5) (2-4)【健福】
- ・ D P A T 隊員登録者数 94 人 (R1) → 106 人 (R5) (2-4)【健福】
- ・ 災害医療コーディネート研修の実施回数 年 2 回 (2-4)【健福】
- ・ 予防接種法に基づく麻しん・風しんワクチン (第 2 期) の接種率 96.6% (R1) → 98%以上 (R3) (2-5)【健福】
- ・ 予防接種法に基づく四種混合ワクチン (破傷風を含む) 接種率 97.0% (R1) → 98%以上 (R3) (2-5)【健福】
- ・ 予防接種法に基づく高齢者インフルエンザワクチン接種率 54.5% (R1) → 60%以上 (R3) (2-5)【健福】
- ・ 避難行動要支援者の個別計画策定済み市町村の割合 65.7% (R1) → 100% (R7) (1-7)【防災】

(7) ライフライン・情報通信

<エネルギー>

(再生可能エネルギーの導入拡大) (5-2, 6-1) [国、県、市町村、民間] 《産業経済》【環境】

- 安全で持続可能なエネルギー源である再生可能エネルギーの導入拡大を図るため、風力発電や太陽光発電など大規模事業の展開促進によりエネルギー供給量の確保を図る。

また、太陽光やバイオマス、中小水力、地中熱などそれぞれの地域特性に応じた電源・熱源を利用した分散型のエネルギー供給体制（エリア供給システム）を整備するとともに、家庭・事業所及び公共施設への再生可能エネルギー設備の導入を促進する。

さらに、株式会社やまがた新電力による県内の再生可能エネルギー発電事業者から電力を調達し県内の需要家に供給する地域エネルギー事業を通して、エネルギーの「地産地消」を進める。

<水道>

(水道施設の耐震化・老朽化対策の推進) (2-1, 6-2) [県、市町村] 【防災、企業】

- 水道施設の耐震化率は、基幹管路を除き全国水準を下回っていることから、水道施設の老朽化対策と併せ、耐震化を着実に進める。

(応急給水体制などの整備) (2-1, 6-2) [県、市町村、民間] 【防災、企業】

- 給水拠点の確保のための緊急遮断弁、耐震性非常用貯水槽などの整備と併せ、速やかな応急給水や復旧活動のための復旧資機材及び災害時における応援協定に基づく各種関係事業者との連携した応急給水体制などの整備を進める。

<下水道等>

(下水道に係る業務継続計画（BCP）策定・施設耐震化等の推進) (6-3) [県、市町村] 【県土】

- より実効性のある下水道BCPの策定、下水道施設のストックマネジメント計画及び耐水化計画の策定を推進する。また、下水道施設の耐震化、耐水化及びストックマネジメント計画等に基づく改築・更新及び雨天時浸入水に起因する汚水溢水防止対策を着実に進める。

(農業集落排水施設の機能保持・老朽化対策の促進) (6-3) [県、市町村、民間] 《農林水産》【農林】

- 汚水処理施設について、災害時の停電による冠水及び浸水被害を防止するため、非常用エンジンポンプや自家発電機の設置及び止水対策を進めるとともに、

施設の機能診断を行い、必要な保全対策工法や改修等の実施時期を定めた最適整備構想に基づき適切な維持修繕を施すなど、老朽化対策を促進する。

(合併処理浄化槽への転換促進) (6-3) [県、市町村、民間]【環境】

- 第三次山形県生活排水処理施設整備基本構想に基づき、市町村生活排水処理施設整備基本計画を着実に推進し、単独処理浄化槽から災害に強い合併処理浄化槽への転換を引き続き促進する。

<情報通信>

(情報通信機器の利用継続が可能となる体制の整備) (4-1) [民間]【企画】

- 災害により電力供給が停止した事態に備え、電気通信事業者による非常用電源設備の整備を促進する。

(災害時における住民等への情報伝達体制の強化) (4-2) [民間]【企画】

- 災害時の住民等への情報伝達を確実にするため、民間テレビ・ラジオ事業者等におけるBCP（業務継続計画）や災害対応マニュアルの策定、大規模自然災害発生に備えた訓練の実施を促進していくとともに、放送設備の損壊や電力供給が停止した事態に備え、予備放送設備や非常用電源設備の整備を促進する。

(情報管理部門における業務継続体制の整備) (3-2) [県、市町村]【行政機能】【総務・企画】

- 県においては、非常時でも優先的に実施しなければならない業務に不可欠な情報システムのICT-BCP（情報システムの業務継続計画）を策定し、業務の継続性を確保するための対策を講じるとともに、ICT-BCPの実効性を高めるため、訓練等により定期的に計画内容の点検・更新を行う。
- 市町村におけるICT-BCPの策定を促進するとともに、災害時のシステム不稼働のリスクを減らすため、引き続き自治体クラウドの導入やデータセンターの活用など、情報システムの機能維持のための取組みを促進する。
- 県では、各種ネットワークシステムの安定的な稼働の基盤となるネットワーク回線の断線による不通のリスクを減らすため、公所等からネットワークに接続するアクセス回線の冗長化整備を一層進める。
- 県では、災害時における正確な情報伝達や的確な行政判断を行ううえで、機動性に優れたモバイル端末の利用が有効であることから、行政機能確保のために、より一層モバイル端末の整備を進める。

(災害時における情報サービスが継続可能な体制及び設備の整備) (4-3) [民間]【企画】

- 災害時における情報収集及び情報伝達を確実にするため、情報サービス事業者等におけるBCP（業務継続計画）や災害対応マニュアルの策定、訓練の実施等

を推進するとともに、設備の損壊や電力供給の停止に備えた二重化やクラウド化等によるリダンダンシーの確保を促進する。

《目標指標》

- ・山形県エネルギー戦略策定後の再生可能エネルギー開発量（5-2,6-1）《産業経済》【環境】
55.8万kW（R1）→ 80.9万kW（R6）（参考：R12目標 101.5万kW）
- ・水道の基幹管路の耐震適合率 40.6%（H30）→ 47%（R7）（2-1,6-2）【防災】
（うち用水供給事業 72%（R1）→ 75%（R9））【企業】
- ・下水道施設の耐水化計画策定率（県（流域）、市町村（公共））
0%（R1）→ 100%（R3）（6-3）【県土】
- ・下水管渠の耐震化率（県（流域）） 85%（R1）→ 89%（R6）（6-3）【県土】
- ・合併処理浄化槽の普及率（対人口） 8.5%（R1）→ 9.3%（R7）（6-3）【環境】

(8) 産業経済

<企業活動>

(企業の事業継続計画（BCP）の策定促進) (5-1, 8-7) [県、民間]【産業】

- 災害が発生した際に、企業が事業活動を継続し、あるいは事業の中断を余儀なくされた場合でも出来るだけ早期に復旧できるようにするため、県内企業におけるBCP策定を促進する。特に、中小・小規模事業者に対しては、「山形県版BCPモデル」の活用促進等の取組みにより、BCP策定を支援する。

(リスク分散を重視した企業誘致等の推進) (5-1) [県、市町村]【産業】

- 経済活動のリスク分散やサプライチェーンの強靱化を図るため、首都圏等に所在する企業の本社機能や海外生産拠点等の本県への移転、誘致に向けた取組みを推進する。

<エネルギー>

(再生可能エネルギーの導入拡大) (5-2, 6-1) [国、県、市町村、民間]《ライフ・情報》【環境】

- 本県の生活・経済活動に必要なエネルギーの導入拡大を図るために、安全で持続可能なエネルギー源である再生可能エネルギーの導入拡大が必要であり、風力発電や太陽光発電など大規模事業の展開促進によりエネルギー供給量の確保を図る。

また、太陽光やバイオマス、中小水力、地中熱などそれぞれの地域特性に応じた電源・熱源を利用した分散型のエネルギー供給体制（エリア供給システム）を整備するとともに、家庭・事業所及び公共施設への再生可能エネルギー設備の導入を促進する。

さらに、株式会社やまがた新電力による県内の再生可能エネルギー発電事業者から電力を調達し県内の需要家に供給する地域エネルギー事業を通して、エネルギーの「地産地消」を進める。

<工業用水>

(工業用水道施設の耐震化・老朽化対策の推進) (6-2) [県]【産業、企業】

- 工業用水道は、大規模地震等においても工場やインフラ関係企業にとって不可欠なものであることから、施設更新も考慮しながら施設の耐震化を進める。

(災害時の応急給水体制などの整備) (6-2) [県]【産業、企業】

- 工業用水道事業（県営）においては、早期復旧のための資機材整備・復旧体制等の充実を推進する。

<港湾機能>

(港湾機能継続のための体制整備) (5-4) [国、県、市町村、民間]【産業、県土】

- 「酒田港港湾機能継続計画」(港湾BCP)に基づき、行政機関、民間事業者が協働して、大規模災害発生時に港湾被災による経済活動への影響を最小限とするための具体的な行動計画を整備する。

<石油コンビナート防災対策>

(石油コンビナートの防災体制の充実強化) (5-3) [県、市町村、民間]《危機管理》【防災】

- 東日本大震災の教訓やこれまでのコンビナート災害により得られた知見等を踏まえ、津波による被害想定、事業継続性の確保、情報連絡体制の整備の観点から石油コンビナート等防災計画を見直すなど、防災体制の一層の充実強化を図る。
- 酒田海上保安部や酒田地区広域行政組合消防本部などの関係機関と連携して実施している実地訓練について、さらなる応急対処能力の向上を図るため、より実践的な内容による訓練を実施する。

<風評被害防止>

(風評被害等の防止に向けた正確な情報の発信) (8-7) [県、市町村、民間]【観文】

- 災害についての正確な被害情報等を収集し、正しい情報を適時かつ的確に提供することにより地理的な誤認識や危険性に対する過剰反応等による風評被害を防ぐため、観光地に関する定期的な情報発信を行うなど、平時から関係機関等との連携を図る。

《目標指標》

- ・ 山形県エネルギー戦略策定後の再生可能エネルギー開発量 (稼働+計画決定分含む)
55.8万kW (R1) → 80.9万kW (R6) (参考: R12目標 101.5万kW)
(5-2, 6-1) 《ライフ・情報》【環境】
- ・ 工業用水道(県営)管路の耐震適合率 71% (R1) → 75% (R9) (6-2) 【企業】

(9) 農林水産

<食料供給>

(災害時における生鮮食料品の安定供給) (5-6) [市町村、民間]【農林】

- 卸売市場について、災害時でも生鮮食料品等を安定供給するため、防災性に配慮した施設整備を進めるとともに、平時から、災害時における電気・水・燃料の確保策や危機管理対応マニュアルの整備、卸売市場間の連携等の対策を講じるよう働きかけを行う。また、災害時においても業務継続できる体制の確立を図るため、市場開設者、卸売業者、仲卸業者等によるBCP（事業継続計画）の策定等を促進する。

(食料生産基盤の整備) (5-6) [県、市町村、民間]【農林】

- 災害が発生しても、安定的に食料生産ができるよう、施設の耐震化などの防災・減災対策を含めた、農地や農業水利施設などの生産基盤の整備を推進する。

<農林漁業施設の耐震化・老朽化対策>

(農地・農業用施設等の保全管理の推進) (7-4) [県、市町村、民間]《国土保全》【農林】

- 農地が持つ保水効果や土壌流出の防止効果などの国土保全機能は、営農の継続により発揮されることから、農家や地域住民が共同で行う水路、農道等の保全管理を推進する。

(農道施設の耐震化・長寿命化対策の推進) (6-4) [県、市町村]【農林】

- 農道として管理している農道橋を適切に維持管理するとともに、施設の点検を行い、保全対策実施時期・対策工法等を定めた個別施設計画に基づき、施設の耐震化及び老朽化に対応した施設の長寿命化対策を計画的に実施する。

(農業水利施設の耐震化・老朽化対策の推進) (6-2) [県、市町村、民間]【農林】

- 基幹的な農業水利施設について、機能診断を速やかに実施し、これに基づく耐震化・老朽化対策を着実に推進する。

(ため池の適切な保全体制の構築) (7-2) [県]《危機管理》【農林】

- 「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」の施行を踏まえ、耐震、豪雨対策調査結果に基づき、集中的かつ計画的なため池整備を実施するとともに、ため池の監視及び保全体制の構築を図り、住民の迅速な避難につながるよう「ため池ハザードマップ」の作成・公表を推進する。

(治山施設等の整備などの土砂災害対策・林道施設の長寿命化対策と林道の開設等の推進) (1-5, 2-2, 6-4, 7-2, 7-4) [県]【農林】

- 治山施設や地すべり防止施設の整備などの土砂災害対策を進め、山地災害の防止や水源の涵養など、森林の有する公益的機能の維持・増進を図る。また、治山施設や地すべり防止施設の個別施設計画に基づき、計画的な点検と長寿命化対策を図る。
- 災害時の避難や救援等に備え、林道施設の個別施設計画に基づき、計画的な点検と長寿命化対策を実施するとともに、林道の開設や改良を計画的に実施する。

(森林の有する多面的機能の発揮) (7-4) [県、市町村、民間]【農林】

- 施業コストの低減や森林の間伐及び主伐後の再生林等の森林整備の着実な実施を図るとともに、施業の集約化を図るための条件整備、森林境界明確化、病虫害対策等を推進する。

(持続的な農業・林業等の生産活動) (7-4) [県、市町村、民間]【農林】

- 農山漁村における農業・林業等の生産活動を持続し、農地・森林等の荒廃を防ぎ、国土保全機能を適切に発揮させる。

(漁港施設の整備) (1-3) [県]【農林】

- 漁港施設については、拠点漁港における主要陸揚げ岸壁とその前面防波堤に関して、耐津波・耐地震対策の機能診断を行い、要対策と判定された施設については、レベル1津波や台風等の異常波浪に対する機能を強化するための整備を進め、併せて施設の機能保全を図る。

(海岸保全施設の整備・老朽化対策の推進) (1-3) [県]《県土保全》【農林、県土】

- 海岸保全施設については、津波、高潮や海岸侵食への対策として必要な機能の確保に向けた施設整備を進める。また、老朽化した施設について、施設の管理者毎に長寿命化への取組みを進めるなど、適切な維持管理や計画的な更新等を図る。

(農業集落排水施設の機能保持・老朽化対策の促進) (6-3) [県、市町村、民間]

《ライフ・情報》【農林】

- 污水处理施設について、災害時の停電による冠水及び浸水被害を防止するため、非常用エンジンポンプや自家発電機の設置及び止水対策を進めるとともに、施設の機能診断を行い、必要な保全対策工法や改修等の実施時期を定めた最適整備構想に基づき適切な維持修繕を施すなど、老朽化対策を促進する。

《目標指標》

- ・ 決壊すると多大な影響を与えるため池のハザードマップ公表率
50% (R2) → 100% (R4) (7-2) 《危機管理》【農林】
- ・ 治山施設等の個別施設計画に基づく長寿命化対策率 (1-5, 2-2, 7-2, 7-4) 【農林】
0% (R1) → 40% (R7)
- ・ 林道施設の個別施設計画の策定率 31.4% (R1) → 100% (R3) (2-2, 6-4) 【農林】

(10) 環境

<有害物質・危険物対策>

(有害物質の拡散・流出防止対策の推進) (7-3) [県、民間]【環境】

- 有害物質等の公共用水域への流出若しくは地下への浸透又は大気中への放出の防止を図るため、有害物質を取り扱う施設については、法令に則った設置者の適正な維持管理の徹底を図る。

(危険物施設の耐震化の促進) (7-3) [県、市町村、民間]【防災】

- 災害時に、屋外タンク貯蔵所等の被災により危険物が拡散し、引火などによる爆発等の二次災害の防止を図るため、耐震基準に適合しない危険物施設の耐震化を促進する。

(NBC災害を想定した訓練の実施) (7-3) [県、市町村]【防災】

- 化学剤等の拡散・流出を想定した防災訓練等を実施し、有害物質の大規模拡散・流出の場合における対処能力の向上を図る。

<放射線対策>

(放射線モニタリングの実施) (7-5) [国、県、市町村]《危機管理》【防災、関係部局】

- 「山形県放射線モニタリングマニュアル」に基づき、福島第一原子力発電所事故の影響把握を行うとともに、隣接県で新たな事故が発生した場合に備え、機器の維持管理等モニタリング実施体制の整備を図る。

<災害廃棄物対策>

(災害廃棄物処理計画の策定・運用支援) (8-1) [県、市町村]【環境】

- 環境省の災害廃棄物対策指針等を十分に踏まえつつ、山形県地域防災計画と整合を図りながら、必要に応じて山形県災害廃棄物処理計画の見直しを行うとともに、定期的な講習会等を通して実効性を高める。
- 災害廃棄物処理計画を未策定の市町村に対して、引き続き、計画策定を支援する。また、策定済の市町村に対しては、市町村災害廃棄物処理計画の運用を支援する。

《目標指標》

- ・ 災害廃棄物処理計画を策定している市町村数
32団体 (R2) → 全市町村 (8-1)【環境】

(11) リスクコミュニケーション

<防災教育>

(防災教育の充実) (1-7) [県、市町村、民間]【防災、教育】

- 県民の防災意識の向上のため、防災フォーラムの開催や県庁見学等での防災教育、防災学習館や県ホームページなどで実施している防災知識の普及啓発に取り組む。
- 学校における防災教育では、地域の災害特性を踏まえた避難訓練や学校安全に関する指導資料の活用により、児童生徒の危険予測・回避能力等を育成する。併せて、研修の開催等により、防災教育に関する教職員の指導力向上を図る。

(放射線等に関する正しい知識の普及啓発の推進) (7-5) [県]【防災、関係部局】

- 引き続き、放射線に関する相談窓口において県民からの様々な相談に対応するとともに、県のホームページに構築した放射線に関する情報の集約サイトについて適時見直しを図るなど内容の充実を図り、放射線や原子力災害に関する正しい知識の普及啓発を推進する。

(食料等の備蓄) (2-1) [県、市町村、民間]《危機管理》【防災】

- 家庭における備蓄については、県民に対して3日分の食料と飲料水の備蓄を要請しており、引き続き周知のための啓発活動を行う。

<情報発信>

(災害情報伝達手段の確保・迅速な情報発信) (4-2) [県、市町村、民間]《行政機能/危機管理》 【総務、防災】

- テレビ・ラジオ放送等が中断した際にも、県民に災害情報を提供できるよう、代替手段の整備やLアラート※、緊急速報メール、SNS、防災アプリ等の活用を進めていく。また、ホームページによる情報発信(スマートフォン向け含む)や、SNS等による双方向通信機能の活用等により、効果的な情報伝達の確保を図る。また、正確な危機管理情報を県民に対し迅速に発信を行う。

※ Lアラート…
〔災害関連情報の発信者である県・市町村と放送事業者等をインターネット上の
共通基盤で繋ぎ、地域住民に迅速かつ効率的に情報提供を実施するもの。〕

(雪下ろし事故を防止するための注意喚起) (1-6) [県、市町村]【防災】

- 雪下ろし中の転落事故が後を絶たないことから、今後とも引き続き、積雪状況や気象の見通しに基づき、事故防止の注意喚起を行う。

<防災訓練>

(防災訓練の充実) (1-7) [県、市町村、民間]【防災】

- 災害発生時に、迅速な初動対応により被害を最小限にとどめるためには、平常時から各種訓練を実施することが必要であることから、総合防災訓練をはじめ、より多くの県民の参加による実践的な訓練に取り組む。

(原子力災害に係る防災訓練等の充実) (7-5) [国、県、市町村、民間]【防災】

- 引き続き、防災業務関係者に対し、放射線や原子力災害対策に関する教育・研修を継続するとともに、緊急時に適切に対応するため、原子力発電所からの事故等に関する通報の受信、受信後の体制整備などを含めた、より実践的な訓練の実施に取り組む。

<要配慮者支援>

(災害時の要配慮者支援の促進) (1-7) [県、市町村、民間]《保健医療・福祉》【防災、健福、教育】

- 避難行動要支援者の避難行動や避難生活を支援するために必要な個別計画について、引き続き、市町村における作成を促進する。
- 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成と避難訓練の実施を促進するため、市町村と連携して支援する。
- 大規模災害や感染症の拡大時に、福祉施設や避難所の要配慮者に必要なサービスを継続的に提供するための、官民協働による福祉ネットワーク体制の充実・強化を図る。

<関係機関との連携・人材育成>

(災害ボランティアの受入れに係る連携体制の整備) (2-1) [県、市町村、民間]《危機管理》 【防災】

- NPOやボランティアによる被災地支援活動の一層の充実に向け、行政、社会福祉協議会及び活動を支援するボランティア団体等との連携により、NPOやボランティアの受入体制の整備に向けた取組みを促進する。

(災害ボランティア活動への参加意欲の醸成) (8-2) [県、民間]《危機管理》【防災】

- 若年層の災害ボランティア活動への参加意欲の醸成とボランティア人材の育成を図るため、「山形県災害ボランティア支援ネットワーク連絡会」と学校の連携による防災教育の取組みを推進する。

(地域の除排雪の担い手確保) (1-6) [県、市町村、民間]《危機管理》【防災】

- 山形県広域除雪ボランティア「やまがた除雪志隊」の活動を支援し、除排雪の担い手確保に努める

(技術職員の派遣による市町村支援) (8-2) [県、市町村、民間] 《行政機能》【防災】

- (公財)山形県建設技術センターとの協定に基づく災害復旧に必要な技術職員が不足している市町村に対して県職員OBを派遣する仕組みについて、県職員OBの一層の登録増加など、市町村への技術職員の派遣体制の整備を図る。

(建設関係団体との連携強化) (8-2) [県、民間]【防災、県土】

- 県は、各種建設関係団体と災害時における応急対策への支援について協定を締結しているが、大規模災害時において、建設関係事業者の広域的な応援協力による応急対策が迅速かつ効果的に行われるよう、防災訓練等を通じ一層の連携強化を図る。

(復旧・復興を担う人材の育成) (8-2) [県、民間]【県土】

- 各種建設関係団体と連携し、道路啓開等の復旧・復興を担う人材(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の育成支援を行う。
- 近年、建設業界への若年入職者の減少、技能労働者の高齢化等による担い手不足が懸念されていることから、業界団体と行政が連携して担い手の確保を図るとともに、ASP(クラウドで活用できるアプリ)をフルに活用して公共事業の受発注者の働き方改革を推進し、就労環境の改善を図る。

《目標指標》

- ・風水害(台風、大雨、洪水等)による死者数 0人(R1) → 0人(1-7)【防災】
- ・原子力災害対策等に関する研修会の参加者数
44人(R1) → 250人(R2~R6)(7-5)【防災】
- ・避難行動要支援者の個別計画策定済み市町村の割合
65.7%(R1) → 100%(R7)(1-7)【防災】
- ・災害復旧業務支援にあたる技術職OBの登録数((公財)山形県建設技術センターとの協定)
33人(R1) → 43人(R7)(8-2)《行政機能》【防災】

V 計画の推進

1 計画の推進管理

本計画に掲げる施策の実効性を確保するためには、明確な責任体制のもとで施策毎の推進管理を行うことが必要である。

このため、計画の推進に当たっては、所管部局を中心に、国や市町村等との連携を図りながら、個別の施策毎の進捗状況や目標の達成状況などを継続的に検証するPDCAサイクルの実践を通じて、効果的な施策の推進につなげていく。

なお、本計画を推進するための施策分野毎の個別事業については、別表3のとおりである。

2 計画の見直し

本計画は、基本計画と整合を図るため、概ね5年ごとに、社会経済情勢等の変化や施策の進捗状況等を考慮し、計画内容の見直しを行うこととする。なお、それ以前においても、施策の進捗状況や国、県内市町村及び関係機関等の動向を踏まえ、必要に応じて変更の検討を行うこととする。

また、本計画は、県土強靱化に係る指針となるものであることから、県土強靱化に関する他の計画等を見直しする際には、本計画を基本として必要に応じて計画内容の修正等を行うものとする。

【別表1】脆弱性評価結果

1. 直接死を最大限防ぐ

1-1) 地震等による建物・交通施設等（1-2の施設を除く）の倒壊や火災に伴う多数の死傷者の発生

【防災・県土】

（住宅・建築物等の耐震化）

○ 住宅・建築物の倒壊による死傷者の発生を防ぐため、住宅や多数の者が利用する大規模建築物の耐震化を早急に進める必要がある。また、吊り天井など非構造部材の耐震対策を促進する必要がある。

【県土】

○ 県内の防災拠点施設の耐震化率は、約93%（H30）で、全国平均（約94%）を下回っている。特に、消防庁舎など市町村の防災拠点施設の耐震化が進んでいないことから、耐震化を一層促進する必要がある。【防災くらし安心部】

（公営住宅の耐震化）

○ 県営住宅については全棟の耐震化が完了しているが、県内の市町村営住宅においては、耐震性の確認がなされていないものが約2%あり、耐震診断の早期実施及び耐震化を促進する必要がある。【県土】

（緊急輸送道路等の避難路沿道建築物の耐震化）

○ 救急救援活動等に必要緊急輸送道路や避難路について、被災時において避難や救助を円滑かつ迅速に行うために沿道建築物の耐震化を促進する必要がある。（1-2, 7-1にも記載）【県土】

（港湾の耐震化）

○ 港湾施設の耐震化については、重要港湾である酒田港の災害時の緊急輸送施設に位置づけられている岸壁において、最大級の地震に対応できる耐震化対策が実施されているが、その他の施設については、この対策は実施されていないため、耐震化対策を推進する必要がある。【県土】

（県営住宅の老朽化対策）

○ 県営住宅の約8割は、今後10年以内に築35年（耐用年数の1/2）を経過するため、「県営住宅長寿命化計画」に基づき、計画的なストック管理（修繕、改善等）を推進する必要がある。【県土】

（空き家対策）

○ 大規模災害発生時に、空き家の倒壊による道路の閉塞や火災発生などを防止するため、市町村等と連携して総合的な空き家対策を推進する必要がある。【県土】

（がけ地近接等危険住宅の移転）

○ 地震に伴うがけ崩れ等による住宅の被害を軽減するため、国の制度を活用し、危険住宅の移転を促進する必要がある。【県土】

（家具の転倒防止対策）

○ 近年発生した大規模地震では、家屋の倒壊によるもののほか、住宅におけるタンス等の家具の転倒により多くの死傷者が出ていることから、家具の転倒防止対策を推進する必要がある。【県土】

（緊急輸送道路等の整備及び確保）

○ 救急救援活動等に必要緊急輸送道路や避難路について整備を推進する必要がある。また、被災時において、避難や救助を円滑かつ迅速に行うため、緊急輸送道路等の強化を推進する必要がある。

○ 物流上重要な道路輸送網である重要物流道路について、平常時・災害時を問わない安定的な輸送を確保するため、道路整備を推進する必要がある。

あわせて、代替・補完路についても災害時の輸送等を確保するため、道路整備を推進する。

（2-1, 2-4, 5-1, 5-5, 7-1, 8-4にも記載）【県土】

（街路・都市施設の整備）

○ 災害時における避難路や防火帯となる街路の整備を推進するとともに、防災センターや一時避難場所など、地域における防災機能を強化するための防災拠点施設等の整備を推進する必要がある。【県土】

（大規模盛土造成地対策）

○ 地震発生時に地滑りや崩壊等により被害を生じる可能性のある大規模盛土造成地を把握するため、市町村と連携し変動予測調査を進めるとともに、調査結果を公表するなど、県民に情報提供していく必要がある。（1-2にも記載）【県土】

《現状指標》

- ・住宅の耐震化率 83.0% (H30) * 全国 約 87% (H30) 【県土】
- ・耐震診断義務付け対象建築物の耐震化率 82.5% (R1) * 全国 約 74% (R1) (1-2 にも記載) 【県土】
- ・県内の公営住宅の耐震化率 約 98.6% (R1 : 県営住宅 100%) * 全国 約 96% (R1) 【県土】
- ・道路防災点検要対策箇所の整備進捗率 55.7% (R1) (2-1, 2-2, 2-4, 5-5, 6-4, 7-1, 8-4 にも記載) 【県土】
- ・緊急輸送道路に係る道路橋耐震補強対策の進捗率 96.8% (R1) (2-1, 2-4, 5-1, 5-5, 7-1, 8-4 にも記載) 【県土】
- ・DID 内幹線街路の整備率 61.1% (H30) * 全国 70.9% 【県土】
- ・大規模盛土造成地の変動予測調査実施済市町村 100% (H31) * 全国 100% (H31) (1-2 にも記載) 【県土】
- ・防災拠点となる公共施設等の耐震化率 92.9% (H30) 【防災】
- ・法に基づく指定緊急避難場所を指定している市町村の割合 100% (R1) 【防災】
- ・法に基づく指定避難所を指定している市町村の割合 100% (R1) 【防災】
- ・福祉避難所を指定している市町村の割合 100% (R1) 【防災】

1-2) 不特定多数が集まる施設の倒壊・火災に伴う多数の死傷者の発生

【総務・防災・子育て・健福・県土・教育・病院】

(被害発生危険性の高い地域に立地する公共施設対策)

- 被害発生危険性の高い地域（洪水浸水想定区域、津波浸水想定区域、土砂災害特別警戒区域、断層帯上）内に立地する防災対策拠点など公共施設については、災害発生時にその機能を維持できなくなるおそれがあることから、対策を講じる必要がある。【防災、各部局】

(不特定多数の者が利用する建築物等の耐震化)

- 学校、病院、ホテル、百貨店等多数の者が利用する建築物について、公共建築物に比較し民間建築物の耐震化が遅れており、国の制度を活用した支援や啓発活動の充実などの対応により、耐震化を一層促進する必要がある。特に、耐震診断が義務付けられたホテル・旅館等の民間の大規模建築物については、耐震診断結果に基づく対応が必要である。

【県土】

- 災害時に地域住民の避難所としての役割も担っている公立学校施設全体の耐震化率は、9割を超えているが、耐震化未完了の施設も残っていることから、小中学校施設については、所管する市町に個別に計画的な耐震化完了を要請していくとともに、県立高等学校についても計画的に耐震化に取り組む必要がある。
- 公民館や青少年教育施設等の社会教育施設は避難所の指定を受けているものも多いが、公立学校施設と比較すると耐震化率は低い。未耐震化の施設について、耐震診断の実施と、診断結果に基づく対応を促進する必要がある。

【教育】

- 私立高等学校の校舎・体育館等の耐震化率は、90.3% (R2) と全国平均 (91.0%) と同水準となっている。耐震化が完了していない私立高等学校における、国・県の補助制度を活用した耐震化の実施を促進する必要がある。【総務】
- 保育所施設の耐震化率は93.8% (H30)、幼稚園及び幼保連携型認定こども園施設については93.4% (R2) となっており、いずれも全国平均を上回っているが、未耐震化の施設について、助成制度を活用しながら耐震診断を実施するとともに、診断結果に基づく適切な対応を促進する必要がある。
- 児童養護施設等の耐震化率は 94.4% (H30) となっており、未耐震化の施設等については、助成制度を活用しながら耐震診断の実施を進めるとともに、老朽化した施設についても助成制度を活用しながら計画的な整備を進める必要がある。また、スプリンクラーの設置等により、安全性を確保する必要がある。

【子育て】

- 社会福祉施設は、地震や火災が発生したときに自ら避難することが困難な方が多く利用する施設であることから、施設の耐震化とともにスプリンクラーの設置等により、安全性を確保する必要がある。【健福】
- 災害発生時において多数の傷病者の受け入れが想定される災害拠点病院、県立各病院については、施設の耐震化は完了しているが、県全体の病院施設の耐震化率は 86.8% (R1) となっており、補助制度の活用等を図りながら、引き続き耐震化を進める必要がある。【健福、病院】

(都市公園施設の耐震化・維持管理)

- 県の都市公園については、「新耐震基準」により建築又は耐震改修が完了していることから、今後は、「山形県公園施設長寿命化計画」に基づき、施設の長寿命化を推進するとともに、計画的な維持管理・更新を行う必要がある。また、市町の都市公園の耐震化未完了の建築物等については、計画的な耐震化への取り組みが必要である。【県土】

(事業所・店舗における棚等の転倒防止対策)

- 近年発生した大規模地震では、建屋の倒壊によるもののほか、事業所執務室の書棚や店舗の陳列棚等の転倒により多くの死傷者が出ていることから、事業所や店舗における棚等の転倒防止対策を推進する必要がある。【県土】

(緊急輸送道路等の避難路沿道建築物の耐震化)

- 救急救援活動等に必要となる緊急輸送道路や避難路について、被災時において避難や救助を円滑かつ迅速に行うために沿道建築物の耐震化を促進する必要がある。(1-1, 7-1にも記載) 【県土】

(大規模盛土造成地対策)

- 地震発生時に地滑りや崩壊等により被害を生じる可能性のある大規模盛土造成地を把握するため、市町村と連携し変動予測調査を進めるとともに、調査結果を公表するなど、県民に情報提供していく必要がある。(1-1にも記載) 【県土】

《現状指標》

- ・耐震診断義務付け対象建築物の耐震化率 82.5% (R1) * 全国 約 74% (R1) (1-1 にも記載) 【県土】
- ・公立小中学校の耐震化率 99.8% (R2) * 全国 99.4% (R2) 【教育】
- ・公立高等学校の耐震化率 94.7% (R2) * 全国 98.9% (R2) 【教育】
- ・特別支援学校の耐震化率 100% (R2) * 全国 99.6% (R2) 【教育】
- ・私立高等学校の耐震化率 90.3% (R2) * 全国 91.0% (R2) 【総務】
- ・保育所の耐震化率 93.8% (H30) * 全国 87.7% (H28) 【子育て】
- ・幼稚園及び幼保連携型認定子ども園の耐震化率 93.4% (R2) * 全国 91.5% (H31) 【子育て】
- ・児童養護施設関係の耐震化率 94.4% (H30) * 全国 85.8% (H28) 【子育て】
- ・社会福祉施設等の耐震化率 90.2% (H28) * 全国 89.6% (H28) 【健福】
- ・県内病院 (68 病院) の耐震化率 86.8% (R1) * 全国 76.0% (R1)
(うち災害拠点病院 (7 病院) の耐震化率 100.0%) 【健福、病院】
- ・大規模盛土造成地の変動予測調査実施済市町村 100% (H31) * 全国 100% (H31) (1-1 にも記載) 【県土】

1-3) 大規模津波等による多数の死傷者の発生【防災・農林・県土】

(津波ハザードマップ・津波避難体制の整備)

- 県における津波浸水想定の見直し (平成28年3月) や沿岸地域の津波災害警戒区域 (イエローゾーン) の指定 (平成31年3月: 遊佐町、令和2年3月: 鶴岡市、酒田市) を踏まえ、市町において津波ハザードマップや津波避難計画の見直しを行う必要がある。また、見直し後の津波避難計画に基づく避難訓練や防災教育等を実施し、対象となる住民の津波防災意識の一層の向上を図る必要がある。【防災】

(津波避難対策)

- 津波からの避難を確実にするため、道路情報板による津波情報の提供や津波浸水の海拔表示板等の設置を進める必要がある。また、道路からあるいは道路への避難を行えるようにすることで、避難をより確実なものとする必要がある。【防災】

(津波観測体制の充実強化)

- 日本海東縁部の海域は、東北地方太平洋側に比べて地震・津波観測体制が脆弱である。大地震発生時における沿岸住民の速やかな避難など地震・津波防災対策の強化のため、日本海東縁部における地震・津波観測体制の充実・強化は不可欠である。【防災】

(漁港施設の整備)

- 漁港施設については、拠点漁港における主要陸揚げ岸壁とその前面防波堤に関して、耐津波・耐地震対策の機能診断を行い、要対策と判定された施設については、レベル1津波や台風等の異常波浪に対する機能を強化するための整備を進め、併せて施設の機能保全を図る必要がある。【農林】

(海岸保全施設の整備・維持管理)

- 海岸保全施設については、津波、高潮や海岸侵食への対策として必要な機能の確保に向けた施設整備を進めるとともに、老朽化した施設について、施設の管理者毎に長寿命化への取組みを進めるなど、適切な維持管理や計画的な更新等を行う必要がある。【農林、県土】

(空港及び港湾施設の整備・老朽化対策)

- 港湾施設については、一部を除き、最大級の地震や津波には、十分に対応できる構造になっていない。このため、隣県等の港湾が大規模津波等により被災し、機能停止した場合に代替機能を担うことも視野に入れながら、緊急輸送が可能となる耐震強化岸壁などの緊急輸送施設の整備を推進する必要がある。(5-1, 5-3, 5-4, 5-5にも記載)
 - 空港施設・港湾施設とも予防保全の考え方にに基づき、計画的な維持管理・更新を実施する必要がある。

《現状指標》

- ・海岸保全施設の老朽化対策箇所の整備率 69.7% (R1) 【県土】
- ・海岸侵食対策箇所の整備率 55.4% (R1) 【県土】

1-4) 突発的又は広域的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生【防災・県土】

(洪水ハザードマップの作成)

- 国管理河川と県管理の主要河川において、R元年度までに想定最大規模降雨に対応した浸水想定区域を指定している。対象河川を含む市町村では、住民等が水害リスク情報を把握し、適切な避難行動等を促すため、想定最大規模降雨に対応した浸水想定区域に基づく洪水ハザードマップを作成する必要がある。【防災、県土】

(避難情報の具体的な発令基準の策定)

- 洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保するための避難情報の具体的な発令基準を予め策定している市町村の割合は、洪水予報河川で約74% (H30)、水位周知河川で約77% (H30)にとどまっていることから、引き続き、全市町村における対象河川すべてに係る避難情報の具体的な発令基準の策定を促進する必要がある。【防災】

(迅速な避難活動に繋がる河川・気象情報提供の強化)

- 避難、水防活動等の迅速な対応に繋がる河川の水位や気象情報等を県民、市町村に向けて的確に発信するため、「河川砂防情報システム」の機能強化を図るとともに、見やすい量水標の設置、危機管理型水位計や簡易型監視カメラの整備、気象台と共同で発表する指定河川洪水予報の予測精度向上及び水害リスク情報の提供を推進する必要がある。【県土】

(タイムラインの運用)

- 災害発生の事前予測がある程度可能な台風について、とるべき防災対応を時系列に沿ってまとめたタイムライン（事前防災行動計画）の運用により、被害の最小化を図る必要がある。【防災】

(治水対策の推進)

- 令和2年7月豪雨をはじめとした近年の気候変動に伴う豪雨の頻発化、激甚化に備え、河川改修等を推進するとともに、流域のあらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策「流域治水」を計画的に推進する必要がある。
(7-2にも記載)【防災・県土・農林・企業】

(河川管理施設の維持管理)

- 水門・樋門等の河川管理施設について、県管理施設のうち耐用年数を超過する数が10年後には約7割となることから、長寿命化計画に基づき、計画的に補修・更新を行う必要がある。
- 治水ダムについて、放流ゲート設備などをはじめ経年劣化が著しく、各設備が今後更新時期を迎えることから、ライフサイクルコストの縮減など一層の効率的な維持管理・更新を推進するため、計画的な長寿命化計画を策定し補修・更新や堆砂の除去等を行う必要がある。
- 河積阻害の大きな要因となる河道の堆積土砂や河川支障木の除去に重点をおいて取り組むなど、河川が有する流下能力を常に発揮できるようにする必要がある。

【県土】

(都市部における内水浸水対策)

- 近年、局地的な大雨（いわゆるゲリラ豪雨）の頻発により、道路冠水等の内水氾濫のリスクが増大している。現在計画されている下水道雨水幹線等施設整備を鋭意進めているが、整備率は41%と全国平均（59%）に比べ遅れている。このため、「社会資本総合整備計画」に基づく施設整備を早急に進める必要がある。【県土】

《現状指標》

- ・ 想定最大規模降雨に対応した浸水想定区域に基づく洪水ハザードマップ作成済み市町村の割合 63% (R1)【防災】
- ・ 水害に係る避難情報の具体的な発令基準を策定済み市町村の割合【防災】
 - 洪水予報河川 74.2% (H30)、
 - 水位周知河川 77.4% (H30)
- ・ 県の洪水予報河川（6河川）にかかる洪水予測システムの未改修 (R1)【県土】
- ・ 洪水の氾濫により浸水被害を受ける恐れのある区域の解消 5,500ha (R2)【県土】
- ・ 老朽化対策実施済みの樋門施設数 203施設 (R1)【県土】
- ・ 県管理ダムの長寿命化計画策定 12ダム策定済 (R1)【県土】
- ・ 下水道による都市浸水対策達成率 41% (R1) * 全国 59% (H30)【県土】

1-5) 大規模な火山噴火・土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生【防災・農林・県土】

（火山噴火に対する警戒避難体制の整備）

- 火山災害の警戒地域内にある不特定多数の方が利用する施設等について、施設利用者の円滑で迅速な避難を確保する必要があることから、市町において避難促進施設に指定するとともに、施設所有者等への避難確保計画の作成支援を行う必要がある。
- 住民、観光客や登山者に対し、避難場所など円滑な避難に必要な情報を周知するための火山防災マップの見直しを行う必要がある。
- 火山活動の状況については、気象庁などが設置する地震計などの観測機器により24時間体制で観測・監視がなされているが、突発的に発生する水蒸気噴火の前兆をより正確に観測できるよう体制の強化が必要である。
- 平常時から火山防災関係者による顔の見える関係を構築するとともに、防災訓練を通じて連携の強化を図る必要がある。
- 観光客や登山者の安全確保のため、突発的な噴火を想定した避難壕の整備や迅速な安否確認のための登山者の状況を把握するための方策を検討する必要がある。

【防災】

（土砂災害に対する警戒避難体制の整備）

- 土砂災害防止法に基づく基礎調査の実施及び土砂災害警戒区域等の指定を推進するとともに、土砂災害ハザードマップの作成、土砂災害警戒区域等を表示した標識等の設置、土砂災害を想定した避難訓練など、市町村が行う警戒避難体制の整備に対する支援を強化する必要がある。
- 土砂災害に対する市町村長による避難情報の的確な発令及び住民等による迅速な避難行動に資するため、危険雨量の見直しや土砂災害警戒情報の予測精度向上を図るとともに、市町村や住民等にとってわかりやすい情報を発信するため「山形県土砂災害警戒システム」の機能向上を図る必要がある。

【県土】

（土砂災害に係る避難情報の発令基準の策定）

- 土砂災害の発生が予想される際の円滑かつ迅速な避難を確保するための避難情報の具体的な発令基準を予め策定している市町村の割合は約84%（H30）となっているが、引き続き、全市町村における発令基準の策定を促進する必要がある。

【防災】

（治山施設等の整備などの土砂災害対策）

- 治山施設や地すべり防止施設の整備などの土砂災害対策を進め、山地災害の防止や水源の涵養など、森林の有する公益的機能の維持・増進を図る必要がある。また、治山施設や地すべり防止施設の個別施設計画に基づき、計画的な点検と長寿命化対策を図る必要がある。（2-2, 7-2, 7-4にも記載）【農林】

（砂防施設の整備・維持管理）

- 土砂災害から生命と財産を守るための砂防施設の整備について、人家が集中している箇所、要配慮者利用施設、避難所、重要交通網等が含まれる箇所、土砂災害発生箇所の再度災害防止対策箇所などを重点的に推進する必要がある。
- 砂防施設の長寿命化や技術革新等に対応した更新によるコスト縮減を念頭に、既存施設の現状把握、機能・効果等の判定を行い、計画的な施設更新・修繕等を実施する必要がある。（6-5, 7-2にも記載）
- 活火山である蔵王山及び鳥海山については、蔵王川、酢川、日向川等において砂防設備を整備するとともに、「火山噴火緊急減災対策砂防計画」に基づき、須川、祓川、滝淵川、南折川等において緊急ハード対策に取り組む必要がある。

【県土】

≪現状指標≫

- ・ 土砂災害に係る避難情報の具体的な発令基準を策定済み市町村の割合 84.4%（H30）【防災】
- ・ 山地災害危険地区における治山事業の着手率 51.7%（R1）（2-2, 7-2, 7-4にも記載）【農林】
- ・ 治山施設等の個別施設計画に基づく長寿命化対策率 0%（R1）（2-2, 7-2, 7-4にも記載）【農林】
- ・ 土砂災害の危険性がある区域内の施設整備による保全人口の割合 35.6%（H30）【県土】

1-6) 暴風雪及び豪雪による重大事故や交通途絶等に伴う多数の死傷者の発生【企画・防災・県土】

(暴風雪時における的確な道路管理)

- 豪雪時において、「豪雪災害時における道路交通確保のための緊急措置要領」に準じて、豪雪災害時の情報連絡や緊急確保路線、機械配置等の計画により、迅速かつ的確な道路管理を図る必要がある。また、災害発生時においては、各道路管理者による応急復旧や道路啓開により、早期に交通路を確保する必要がある。【県土】

(道路の防雪施設等の整備・維持修繕・更新)

- 各道路管理者（国、県、市町村）においては、道路防災総点検を踏まえた要対策箇所を中心に、雪崩防止柵、防雪柵など必要な防雪施設の整備や流雪溝等の除排雪施設の整備を重点的に進めているが、必要箇所への対策は進捗途上にあり、気象条件の変化による新たな対策必要箇所と併せて整備を促進する必要がある。
- 豪雪時は、除排雪作業や凍結融解等により道路施設等の損傷が著しくなるため、これら施設の維持修繕・更新を推進する必要がある。【県土】

(道路の除雪体制等の確保)

- 各道路管理者（国、県、市町村）は、豪雪等の異常気象時には、情報共有や相互連携を強化するなど、円滑な除雪体制の確保に努めているが、各管理者の財政事情や除雪作業を請け負う事業者の経営環境の悪化、除雪機械の老朽化など、安定的な除雪体制を確保する上で多くの課題を抱えており、これらの課題を踏まえた総合的な対策が必要となっている。【県土】

(雪下ろし事故を防止するための注意喚起)

- 雪下ろし中の転落事故が多発し、事故による死傷者の6割以上が高齢者となっている。このため、「屋根雪下ろし・落雪事故防止注意喚起情報」を発表して事故防止の注意喚起を実施しているが、依然として事故が後を絶たない状況にある。今後とも引き続き、積雪状況や気象の見通しに基づき、事故防止の注意喚起を行う必要がある。【防災】

(地域の除排雪の担い手確保)

- 山形県広域除雪ボランティア「やまがた除雪志隊」の活動を支援し、除排雪の担い手確保に努める必要がある。【防災】

(豪雪災害時の災害救助法適用)

- 豪雪時における家屋倒壊を防止するため、障害物（雪）の除去など、災害救助法の適用による豪雪災害への対応を図る必要がある。【防災】

(山形新幹線の福島～米沢間トンネルの整備)

- 山岳区間である福島～米沢間においては、気象変動等により運休・遅延が多発しており、災害時には重大事故の発生も懸念される。技術的な防災対策として、トンネル整備を行う必要がある。（5-5, 8-4にも記載）【企画】

《現状指標》

- ・ 道路除雪機械配置台数 619 台 (R2) 【県土】

1-7) 防災意識の欠如や避難準備の不足等による多数の死傷者の発生【防災・教育】

(自主防災組織の育成等)

- 災害による被害を最小限にとどめるためには、住民間の情報伝達など地域防災活動の充実が不可欠であるが、災害時に、自主防災組織が効果的に防災活動を行うためには平常時からの活発な活動が必要であり、一層の活動の活性化が必要である。(2-3, 4-2, 8-3にも記載)【防災】

(防災教育の充実)

- 県民の防災意識の向上のため、防災フォーラムの開催や県庁見学等での防災教育、防災学習館や県ホームページなどで防災知識の普及啓発に取り組んでいるが、今後とも継続して取り組んでいく必要がある。【防災】
- 学校における防災教育では、地域の災害特性を踏まえた避難訓練や学校安全に関する指導資料の活用により、児童生徒の危険予測・回避能力等を育成する必要がある。併せて、研修の開催等により、防災教育に関する教職員の指導力向上を図る必要がある。【教育】

(防災訓練の充実)

- 災害発生時に、迅速な初動対応により被害を最小限にとどめるためには、平常時から各種訓練を実施することが必要であることから、引き続き、より多くの県民の参加による実践的な訓練に取り組む必要がある。【防災】

(災害時の要配慮者支援)

- 山形県沖地震でも課題となった高齢者や障がい者の避難については個別計画を事前に作成しておくことが重要となるが、高齢者や障がい者などの、いわゆる避難行動要支援者の避難行動や避難生活を支援するために必要な個別計画を作成済み市町村の割合は、約66% (R1) となっており、引き続き作成を促進する必要がある。【防災】
- 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成と避難訓練の実施を促進するため、市町村と連携して支援する必要がある。【健福・教育】
- 大規模災害や感染症の拡大時に、福祉施設や避難所の要配慮者に必要なサービスを継続的に提供するための、官民協働による福祉ネットワーク体制を充実・強化する必要がある。【健福】

《現状指標》

- ・ 自主防災組織率 90.2% (R1) * 全国 84.4% (R1) (2-3, 4-2, 8-3にも記載)【防災】
- ・ 風水害(台風、大雨、洪水等)による死者数 0人 (R1)【防災】
- ・ 避難行動要支援者の個別計画作成済み市町村の割合 65.7% (R1)【防災】

2. 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-1) 被災地での食料・飲料水、電力、燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止

【防災・県土・企業】

(食料等の備蓄)

- 家庭における備蓄については、県民に対して3日分の食料と飲料水の備蓄を要請しており、引き続き周知のための啓発活動を行う必要がある。
- 市町村における備蓄については、取組みにばらつきがあることから、引き続き、一定量の現物備蓄の確保を促進する必要がある。
- 県における備蓄については、引き続き計画的な更新を行う必要がある。

【防災】

(大規模災害時における広域連携)

- 大規模災害時における民間事業者からの物資調達等に関する協定を締結しているが、引き続き、相手方と定期的な情報交換や緊急時連絡体制の確認を行う必要がある。
- 大規模災害時における、被災者の救助や応急対策等を迅速かつ円滑に遂行するための体制として、北海道・東北8道県による相互応援協定や隣接県との防災上の連携・協力に関する協定、全国知事会の広域応援に関する協定を締結しているが、実効性の面に課題がある。このため、他県等の応援を受ける際の具体的な方針等を明示した「災害時広域受援マニュアル(平成29年3月)」や、他県への具体的な広域支援対策の活動手順を示した「広域支援対策活動マニュアル(平成30年4月)」を策定してきたが、応援・受援に関する総合調整等を定めた総合的な計画がないため、「応援・受援計画(仮)」の策定を進める必要がある。(3-2にも記載)
- 県トラック協会及び県倉庫協会と、災害時における救援物資等の緊急輸送及び保管に関する協定を締結しているが、災害時に支援物資を被災市町村へ円滑に供給するため、運営訓練を実施する必要がある。
- 広域物資輸送拠点候補施設として11の公的施設を選定したが、現地調査の結果、一部施設は搬入口等の状況などに課題がある。

【防災】

(「道の駅」の防災拠点化)

- 「道の駅」について、大規模災害発生時に支援物資の集積場所や支援活動の拠点等として利用できるよう、防災拠点化を図る必要がある。【県土】

(水道施設の耐震化・老朽化対策)

- 水道施設の耐震化率は、基幹管路が42.6%(R1)、浄水場が21.7%(R1)、配水池が43.7%(R1)と、全国平均の各々40.9%、32.6%、58.6%と比較して、基幹管路を除き全国水準を下回っていることから、施設の老朽化対策と併せ、耐震化を着実に進める必要がある。【防災】
- 県営用水供給事業の管路耐震適合率は72%(R1)と全国平均(40.9%)を上回っているが、施設更新も考慮しながら施設の耐震化を進める必要がある。【企業】

(6-2にも記載)

(応急給水体制などの整備)

- 給水拠点の確保のための緊急遮断弁、耐震性非常用貯水槽などの整備と併せ、速やかな応急給水や復旧活動のための復旧資機材及び応急給水体制などの整備を進める必要がある。(6-2にも記載)【防災、企業】

(緊急輸送道路等の整備及び確保)

- 救急救援活動等に必要な緊急輸送道路や避難路について整備を推進する必要がある。また、被災時において、食料・飲料水等、生命に関わる物資供給を円滑かつ迅速に行うため、緊急輸送道路等の防災機能強化を推進する必要がある。
- 物流上重要な道路輸送網である重要物流道路について、平常時・災害時を問わない安定的な輸送を確保するため、道路整備を推進する必要がある。
あわせて、代替・補完路についても災害時の輸送等を確保するため、道路整備を推進する。

(1-1, 2-4, 5-1, 5-5, 7-1, 8-4にも記載)【県土】

(災害ボランティアの受入れに係る連携体制の整備)

- 全県域による県災害ボランティア支援ネットワーク連絡会や、4地域における市町村災害ボランティアセンター運営体制整備のための検討会を開催し、行政・社会福祉協議会・NPO等間の連携体制づくりに取り組んでいる。しかし、各市町村の災害ボランティアセンター運営に係る取組みには地域差があることから、全市町村における連携体制を充実し、NPOやボランティアの受入体制の整備に向けた取組みを促進する必要がある。【防災】

《現状指標》

- ・「応援・受援計画（仮）」の策定 未策定（R1）（3-2にも記載）【防災】
- ・水道の基幹管路の耐震適合率 42.6%（R1）＊全国 40.9%（R1）（6-2にも記載）【防災、企業】
（うち用水供給事業 72%（R1）＊全国 40.9%（R1））（6-2にも記載）【企業】
- ・水道の浄水場の耐震化率 21.7%（R1）＊全国 32.6%（R1）（6-2にも記載）【防災、企業】
（うち用水供給事業 33%（R1）＊全国 32.6%（R1））（6-2にも記載）【企業】
- ・水道の配水池の耐震化率 43.7%（R1）＊全国 58.6%（R1）（6-2にも記載）【防災】
- ・道路防災点検要対策箇所の整備進捗率 55.7%（R1）（1-1, 2-2, 2-4, 5-5, 6-4, 7-1, 8-4にも記載）【県土】
- ・緊急輸送道路に係る道路橋耐震補強対策の進捗率 96.8%（R1）（1-1, 2-4, 5-1, 5-5, 7-1, 8-4にも記載）【県土】

2-2) 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生【防災・農林・県土】

（孤立危険性のある集落との通信手段の確保、ヘリコプター離着陸可能場所の確保）

- 孤立危険性のある集落において、道路の寸断等により孤立した場合に備えて確実な通信手段を確保している集落の割合は約48%（H25）にとどまっていることから、非常用通信設備の整備を促進する必要がある。
- 孤立危険性のある集落において、急患や物資の輸送を行う際に必要となるヘリコプターの離着陸場所がある集落の割合は約95%（H25）となっており、引き続き全ての集落での離着陸場所の確保を進める必要がある。
- 孤立危険性のある集落の状況を把握するため、内閣府が5年に1度調査（「中山間地等の集落散在地域における孤立集落発生の可能性に関する状況調査」）を行っているが、その間の状況も引き続き把握する必要がある。

【防災】

（治山施設等の整備などの土砂災害対策・林道施設の長寿命化対策と林道の開設等）

- 治山施設や地すべり防止施設の整備などの土砂災害対策を進め、山地災害の防止や水源の涵養など、森林の有する公益の機能の維持・増進を図る必要がある。また、治山施設や地すべり防止施設の個別施設計画に基づき、計画的な点検と長寿命化対策を図る必要がある。
- 災害時の避難や救援等に備え、林道施設の個別施設計画に基づき、計画的な点検と長寿命化対策を実施するとともに、林道の開設や改良を計画的に実施する必要がある。（1-5, 6-4, 7-2, 7-4にも記載）【農林】

（孤立集落アクセスルートの整備及び確保）

- 被災時において、孤立集落の発生を防ぐため、孤立集落へのアクセスルートの整備及び防災機能強化を推進する必要がある。【県土】

（飛島の孤立化対策）

- 定期便「とびしま」は冬季を中心に連続して欠航することが多く、島民の生活物資の輸送などに影響し、生活基盤が不安定となっている。【企画、防災】

《現状指標》

- ・孤立危険性のある集落における非常用通信設備整備済集落の割合 98.1%（R1）【防災】
- ・孤立危険性のある集落におけるヘリコプター離着陸場所確保済集落の割合 98.4%（R1）【防災】
- ・山地災害危険地区における治山事業の着手率 51.7%（R1）（1-5, 7-2, 7-4にも記載）【農林】
- ・個別施設計画に基づく治山施設等の長寿命化対策率 0%（R1）（1-5, 7-2, 7-4にも記載）【農林】
- ・林道施設の個別施設計画の策定率 31.4%（R1）（6-4にも記載）【農林】
- ・道路防災点検要対策箇所の整備進捗率 55.7%（R1）（1-1, 2-1, 2-4, 5-5, 6-4, 7-1, 8-4にも記載）【県土】
- ・孤立集落にアクセスするルートに係る道路橋耐震補強対策の進捗率 90.3%（R1）【県土】

2-3) 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足【防災・警察】

(自衛隊との連携)

- 災害時の広域支援をより効果的に受け入れるため、自衛隊と平常時から情報交換や訓練等を行うことにより、連携体制の強化を図る必要がある。【防災】

(警察・消防関係施設の耐震化・老朽化対策)

- 災害時に防災拠点となる警察関係施設と消防関係施設について、より一層の耐震化・耐災害性の強化を図るとともに、老朽化した施設の計画的な整備が必要である。また、「新耐震基準」以前に建設され、老朽化が進んでいる警察職員宿舎の整備等を推進する必要がある。

(3-1にも記載)【防災・警察】

(警察職員の災害対処能力)

- 過酷な災害現場において警察活動を迅速かつ的確に実施するため、実戦的な訓練を通じた対処技術の向上及び防災関係機関相互の連携強化を推進し、災害対処能力の向上を図る必要がある。【警察】

(災害警備活動のための装備資機材の充実強化)

- 激甚化・頻発化する自然災害への対処能力の向上のため、装備資機材の充実強化を推進する必要がある。【警察】

(大規模災害時の消防力の確保)

- 大規模災害時には、地域の消防力の不足が懸念されるため、山形県消防広域応援隊や緊急消防援助隊などの連携による災害対応能力の強化に向け、「緊急消防援助隊指揮支援隊実施計画」を策定し、「山形県消防広域応援計画」・「山形県緊急消防援助隊受援計画」・「山形県緊急消防援助隊航空部隊受援計画」・「山形県消防広域応援活動調整本部設置規程」を含め継続的に見直すとともに、組織間の訓練を行う必要がある。【防災】

(県外への緊急消防援助隊派遣時の県内消防力の低下)

- 県外で大規模災害が発生し、緊急消防援助隊（地上隊・航空隊）を本県から派遣する場合、県内での災害に対応する消防力の低下が懸念される。このため、各消防本部及び県消防防災航空隊等と十分協議したうえで、「緊急消防援助隊山形県大隊応援等実施計画」・「緊急消防援助隊航空部隊応援計画」・「緊急消防援助隊山形県大隊後方支援活動要領」の継続的な見直しを行う必要がある。【防災】

(消防団による地域防災力充実強化等)

- 「地域密着性」「要員動員力」「即時対応力」の特性をもつ消防団は、地域防災力の中核的存在であり、災害による被害を最小限にとどめるためには、消防団の充実強化を図る必要がある。【防災】

(自主防災組織の育成等)

- 災害による被害を最小限にとどめるためには、住民間の情報伝達など地域防災活動の充実が不可欠であるが、災害時に、自主防災組織が効果的に防災活動を行うためには平常時からの活発な活動が必要であり、一層の活動の活性化が必要である。(1-7, 4-2, 8-3にも記載)【防災】

(広域防災拠点の整備)

- 大規模災害発生に備え、応急・復旧活動の展開拠点や救援物資の輸送の中継拠点などの機能を持つ広域防災拠点について、防災関係機関等と連携のもと整備を進める必要がある。(2-1にも記載)【防災】

《現状指標》

- ・警察署等の耐震化率 100% (R2) * 全国 94% (H29) (3-1にも記載)【防災・警察】
- ・消防署等の耐震化率 93.7% (H30) * 全国 92.6% (H30) (3-1にも記載)【防災】
- ・県消防広域応援隊数 51 隊 (R2)【防災】
- ・緊急消防援助隊への登録数 82 隊 (R2)【防災】
- ・自主防災組織率 90.2% (R1) * 全国 84.4% (R1) (1-7, 4-2, 8-3にも記載)【防災】
- ・新耐震基準適用以前に建設された警察職員宿舎 8 棟 121 戸(約 14%) (R2) (3-1にも記載)【警察】

2-4) 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺【防災・健福・病院】

(緊急車両、災害拠点病院に供給する燃料の確保)

- 災害時において、救助・救急にあたる緊急車両や災害拠点病院等への燃料供給が滞らないように石油関係団体と協定を締結しており、引き続き、優先的に供給する緊急車両や災害拠点病院等の重要施設の範囲の拡大や具体的な実施方法の確認を行い、災害時における、救助・救急等にあたる緊急車両や災害拠点病院等へ供給する燃料を確保する必要がある。

(3-2にも記載) 【防災】

(県消防広域応援隊、緊急消防援助隊に供給する燃料の確保)

- 大規模災害発生時に、県内・他県の車両・ヘリの円滑な活動を行うため、十分な燃料の確保を図る必要がある。【防災】

(医療機関における非常用電源の確保)

- 災害発生時における医療施設内での医療活動について、停電等による医療活動の遮断を防止するため、自家発電及び燃料備蓄の施設・設備整備を進め、継続した医療提供体制の確保を図る必要がある。【健福】

(透析医療機関での非常時対応体制)

- 透析患者は週3回程度の透析治療が必要であり、年々増加傾向にある。透析医療を実施している医療機関においては、災害発生時においても透析治療を提供できる体制の確保が必要である。【健福】

(県立病院における非常用電源の確保)

- 全県立病院で自家発電設備を備え、中央病院、新庄病院及び河北病院では3日以上の燃料を備蓄しており、今後とも、災害が発生した場合にも県民に対し安全・信頼・高度の医療を提供するため、当該備蓄を常時維持する必要がある。

【病院】

(医療機関における医療資機材の備蓄)

- 災害時においても県民に対して医療を提供するため、新興感染症の発生時も想定し、必要な医薬品、診療材料、PPE等の備蓄が必要である。【健福、病院】

(災害派遣医療チーム(DMAT)による医療支援)

- 災害時における医療確保のため、実災害を想定したDMAT実働訓練、さらにはDMATの資格維持のための研修を実施しており、今後もDMATの機能強化に向けた定期的な訓練を実施していく必要がある。

また、DMAT指定医療機関である災害拠点病院等におけるチーム数の増加が求められており、計画的なDMAT隊員の養成が必要である。【健福、病院】

(災害拠点精神科病院の指定及び災害派遣精神医療チーム(DPAT)による精神医療及び精神保健活動支援)

- 災害拠点精神科病院については、二次医療圏ごとに4病院を指定し、DPATについては、8病院をDPAT指定病院としてきたところである。今後は、DPAT隊員の新規養成、技能維持のための研修を計画的に実施していく必要がある。【健福、病院】

(航空搬送拠点臨時医療施設(SCU)の体制整備)

- 災害時での広域医療搬送及び地域医療搬送の際に活動拠点となる航空搬送拠点臨時医療施設(SCU)の整備を進め、SCU設置訓練、実働訓練を実施してきたところである。今後もDMATや消防機関等の関係機関との連携強化を図り、迅速かつ適切な対応に資するため定期的な訓練を実施するとともに医療機器等を含めた資器材のメンテナンス等を行う必要がある。【健福】

(ドクターヘリの活用による救急医療体制)

- ドクターヘリの運航にあたっては、絶えず出勤要請基準の見直しや症例検討会による事後検証等を実施し、安全かつ円滑な運航の確保に努めている。災害発生時を含めた救急医療体制の一層の充実を図るため、冬季間も使用可能なランデブーポイントの確保、将来を見据えた搭乗医師等の確保、ドクターヘリを導入している隣県との広域連携を推進する必要がある。【健福】

(災害医療コーディネーター活動による医療支援)

- 災害時における被害・患者状況等の情報収集や医療支援に係る指揮調整機能の一元化を図るため、災害医療統括コーディネーター、地域災害医療コーディネーター及び地域災害医療コーディネーターを委嘱しており、災害時での体系的な災害時医療提供体制の構築を図るため、自治体などの関係機関を対象とした実務的な研修会を実施している。今後も研修会等を開催し、地区医師会、消防機関、市町村など関係機関との役割分担の明確化、連携強化による災害時対応を図る必要がある。【健福】

(周産期医療体制の整備)

- 周産期医療分野の調整役として、災害時小児周産期リエゾンを委嘱し、災害時における小児・周産期医療提供体制の構築を図っている。
今後も災害医療コーディネーターと連携し、災害発生時における妊婦や乳幼児に対する医療提供体制の確保に向け、災害時小児周産期リエゾンの具体的な運用について検討・整備する必要がある。【健福】

(医療・社会福祉施設等における食糧等の備蓄)

- 病院や高齢者福祉施設等で1日3食を提供する施設については、3日分程度の食料と飲料水の備蓄を指導していることから、引き続き周知を図る必要がある。【健福】

(災害発生時を想定した社会福祉施設の体制整備)

- 各社会福祉施設の防災対策について、定期的な実地指導や監査等を通じ、市町村の地域防災計画に対応した避難確保計画の作成を促進させるとともに、関係機関・団体との協力による災害派遣福祉チーム(DWAT)を一般避難所等へ派遣する体制を強化する必要がある。【健福】

(緊急輸送道路等の整備及び確保)

- 救急救援活動等に必要な緊急輸送道路や避難路について整備を推進する必要がある。また、被災時において、食料・飲料水等、生命に関わる物資供給を円滑かつ迅速に行うため、緊急輸送道路等の防災機能強化を推進する必要がある。
- 物流上重要な道路輸送網である重要物流道路について、平常時・災害時を問わない安定的な輸送を確保するため、道路整備を推進する必要がある。
あわせて、代替・補完路についても災害時の輸送等を確保するため、道路整備を推進する必要がある。

(1-1, 2-1, 5-1, 5-5, 7-1, 8-4にも記載)【県土】

《現状指標》

- ・ 災害拠点病院(7病院)での自家発電装置の設置状況 100%(発電容量6割程度)(R1)【健福】
- ・ 災害拠点病院(7病院)での燃料備蓄状況 100%(備蓄量3日分)(R1)【健福】
- ・ DMATチーム数 27チーム(山形大学医学部附属病院及び災害拠点病院)(R1)【健福】
- ・ DMAT実働訓練等の実施回数 実働訓練 年1回、技能維持訓練 年3回(R1)【健福】
- ・ DPAT隊員登録者数 94人(R1)【健福】
- ・ SCUの整備状況 2カ所(R1)【健福】
- ・ SCU設置・実働訓練の実施回数 年1回(R1)【健福】
- ・ 災害医療コーディネーター研修の実施回数 年2回(R1)【健福】
- ・ 総合及び地域周産期母子医療センターの設置状況 総合1箇所、地域3箇所(R2)【健福】
- ・ 道路防災点検要対策箇所の整備進捗率 55.7%(R1)(1-1, 2-1, 2-2, 5-5, 6-4, 7-1, 8-4にも記載)【県土】
- ・ 緊急輸送道路に係る道路橋耐震補強対策の進捗率 96.8%(R1)(1-1, 2-1, 5-1, 5-5, 7-1, 8-4にも記載)【県土】

2-5) 被災地における疫病・感染症等の大規模発生【健福・県土】

(防疫対策)

- 災害時における感染症の発生防止のためには、消毒や害虫駆除等速やかな感染症予防対策の実施が重要であるため、平時からその重要性について普及啓発を行う必要がある。さらに、基本的対策として、平時から定期的予防接種の接種率向上に取り組み、予防できる感染症の流行に備える必要があるが、予防接種法に基づく麻しん・風しんワクチン（第2期）の接種率は約96.6%(R1)、同四種混合ワクチン接種率は約97.0%(R1)、同高齢者インフルエンザワクチン接種率は約54.5%(R1)にとどまっている。【健福】
- 災害時の感染症の拡大防止を図るため、消毒ポイントの設置及び消毒ポイントにおける消毒作業を円滑に実施するため、国道や高速道路管理者との道路占用等の手続き調整や、消毒資機材等確保に係る支援を行う必要がある。【県土】

《現状指標》

- ・ 予防接種法に基づく麻しん・風しんワクチン（第2期）の接種率 96.6%(R1)【健福】
- ・ 予防接種法に基づく四種混合ワクチン（破傷風を含む）接種率 97.0%(R1 健康福祉企画課調べ)【健福】
- ・ 予防接種法に基づく高齢者インフルエンザワクチン接種率 54.5%(R1 健康福祉企画課調べ)【健福】

2-6) 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

【防災・健福】

(避難所の増設、耐震化・設備整備)

- 全ての市町村において指定緊急避難場所及び指定避難所の指定がされているが、想定避難者数に対応できない市町村があるため、対応が必要である。
- 全ての市町村において高齢者、障がい者等の要配慮者の安全確保を図るため、人員や設備面で一定の配慮がなされた福祉避難所を指定しているが、その数は288施設(R1)となっており、さらなる指定を促進する必要がある。
- 避難所の機能強化のため、建物の耐震改修や非常用自家発電機、衛星携帯電話などの非常用通信機器の整備等が行われているが、引き続き耐震化や良好な生活環境を確保するための設備整備を促進する必要がある。

【防災】

(避難所における感染症対策)

- 避難所における感染症のまん延防止には、手洗い及び手指消毒の励行、マスクの着用の徹底が有効であり、さらに、トイレ等汚染の可能性のある区域を明確に区分し、生活空間の衛生を確保する必要がある。【健福】
- 避難所における感染予防のための資機材の備蓄を計画的に行う必要がある。【防災】

3. 必要不可欠な行政機能は確保する

3-1) 被災による警察機能の大幅な低下に伴う治安の悪化、社会の混乱【警察】

(警察関係施設の耐震化・老朽化対策)

- 災害時に防災拠点となる警察関係施設について、より一層の耐震化・耐災害性の強化を図るとともに、老朽化した施設の計画的な整備が必要である。また、「新耐震基準」以前に建設され、老朽化が進んでいる警察職員宿舍の整備等を推進する必要がある。

(2-3 にも記載)【警察】

(被災による警察機能低下の回避)

- 大規模災害発生時に警察が最優先に行う「災害応急対策業務」と、同時に求められる公共の安全と秩序の維持を図る観点から、災害時であっても県民の安全と安心を確保する上で必要不可欠な「継続の必要な通常業務」を遂行するため、各種計画の不断の見直しを行う必要がある。【警察】

(信号機電源付加装置の整備)

- 停電による信号機の停止が原因で発生する交通渋滞と交通事故を回避するため、主要交差点における信号機電源付加装置の整備を進める必要がある。【警察】

≪現状指標≫

- ・警察署等の耐震化率 100% (R2) * 全国 94% (H29) (2-3 にも記載)【防災、警察】
- ・新耐震基準適用以前に建設された警察職員宿舍 8 棟 121 戸(約 14%) (R2) (2-3 にも記載)【警察】
- ・信号機電源付加装置整備率 78 基 4.3% (R1) * 全国 6,454 基 (R1)【警察】

3-2) 県内外の行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下【総務・企画・防災】

(県庁舎、総合支庁舎の耐震化・維持管理等)

- 県災害対策本部及び同本部地域支部が設置される県庁舎、総合支庁舎（地域振興局含む）については、「新耐震基準」により建築又は耐震改修が完了していることから、今後は、「山形県県有建物長寿命化計画」に基づき、施設の長寿命化を推進するとともに、計画的な維持管理・更新を行っていく必要がある。【総務】

(県の業務継続に必要な体制の整備)

- 地震等の大規模災害発生時に、迅速かつ的確に山形県地域防災計画に基づく応急対策業務や復旧・復興業務に取り組みながら、県民生活に密着する行政サービスなど災害発生時にも必要とされる通常業務を維持するため、「山形県庁舎業務継続計画」及び「総合支庁版業務継続計画」の内容について、昨今発生している自然災害等への対応事例を踏まえて検証や見直しを行いながら、業務継続に必要な体制整備を進めていく必要がある。【総務、防災】

(情報管理部門における業務継続体制の整備)

- 県においては、非常時でも優先的に実施しなければならない業務に不可欠な情報システムの ICT-BCP（情報システムの業務継続計画）を策定し、業務の継続性を確保するための対策を講じるとともに、ICT-BCPの実効性を高めるため、訓練等により定期的に計画内容の点検・更新を行う必要がある。
- 市町村における ICT-BCPの策定を促進する必要がある。また、災害時のシステム不稼働というリスクを減らすため、引き続き自治体クラウドの導入やデータセンターの活用など、情報システムの機能維持のための取組みを促進する必要がある。
- 県では、各種ネットワークシステムの安定的な稼働の基盤となるネットワーク回線には、複数の通信経路が確保できる網型回線を採用して耐障害性を高めているが、断線不通のリスクを更に減らすため、公所等からネットワークに接続するアクセス回線の冗長化整備を一層進めていく必要がある。

【企画】

- 県では、モバイル端末を用いて県基幹高速通信ネットワークに接続し、イントラ情報システムや業務システムを利用できる環境を構築しているが、災害時における正確な情報伝達や的確な行政判断を行ううえで、機動性に優れたモバイル端末の利用が有効であることから、行政機能確保のために、より一層モバイル端末の整備を進める必要がある。【総務】

(災害時に防災拠点となる庁舎の耐震化)

- 災害時に防災拠点となる庁舎の耐震化率について、県関係庁舎は100%である一方、市町村庁舎は約76% (H30)と全国平均(約86%)を下回っていることから、市町村庁舎の耐震化を一層促進する必要がある。【防災】

(大規模災害時における広域連携)

- 大規模災害時における、応急体制の迅速かつ円滑な確立のため、北海道・東北8道県による相互応援協定や隣接県との防災上の連携・協力に関する協定、全国知事会の広域応援に関する協定を締結しているが、実効性の面に課題がある。このため、他県等の応援を受ける際の具体的な方針等を示した「災害時広域受援マニュアル(平成29年3月)」や、他県への具体的な広域支援対策の活動手順を示した「広域支援対策活動マニュアル(平成30年4月)」を策定してきたが、応援・受援に関する総合調整等を定めた総合的な計画がないため、「応援・受援計画(仮)」の策定を進める必要がある。(2-1にも記載)
- 大規模災害が発生した場合、罹災証明書の交付等の災害対応業務を担う被災市町村においては、当該市町村の職員だけでは人員が圧倒的に不足することとなり、大量の応援職員を迅速に確保することが不可欠となる。
そのため、総務省は大規模災害発生時に被災市町村を支援するための全国一元的な応援職員の派遣の仕組みとして「被災市区町村応援職員確保システム」を構築しており、本システムに基づき被災市町村が行う災害マネジメントを総括的に支援する「災害マネジメント総括支援員」、「災害マネジメント支援員」の役割を担う県職員等を確保する必要がある。

【防災】

(災害時における行政機関相互の通信手段の確保)

- 大地震など大規模災害発生時の通信事業者回線が機能しない場合でも、行政機関相互の通信手段を確保するため、自営の通信網としての県防災行政通信ネットワークを適切に維持管理していく必要がある。(4-1, 4-3にも記載) 【防災】

(緊急車両に供給する燃料の確保)

- 災害時において、被災現場や避難所を巡回する緊急車両への燃料供給が滞らないように、石油関係団体と協定を締結しており、引き続き、優先的に供給する緊急車両の範囲の拡大や具体的な実施方法の確認を行い、災害時における、救助・救急等に当たる緊急車両へ供給する燃料を確保する必要がある。(2-4にも記載) 【防災】

(避難所運営の見直し)

- 避難所運営のほとんどを市町村職員が担うことによって、行政運営に支障が生じる事態が懸念されることから、避難所運営における行政と地域の役割分担の見直しを進める必要がある。また、トイレをはじめ配慮が必要な施設や場面においてプライバシーや安全が確保されるよう、女性を含め多様な主体の避難所運営への参画を促進する必要がある。

【防災】

《現状指標》

- ・重要システムのICT-BCPの策定率(県) 100% (R2) 【企画】
- ・庁舎の耐震化率(市町村) 76.2% (H30) *全国 83.2% (H30) 【防災】
- ・「応援・受援計画(仮)」の策定 未策定 (R1) (2-1にも記載) 【防災】
- ・災害時における県防災行政通信ネットワークの重大障害(通信不能等)の発生 0回 (R1) (4-1, 4-3にも記載) 【防災】

4. 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

4-1) 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止【企画・防災】

(情報通信機器の利用継続が可能となる体制の整備)

- 災害により電力供給が停止した事態に備え、電話事業者による非常用電源設備の整備を促進する必要がある。

【企画】

(災害時における行政機関相互の通信手段の確保)

- 大地震など大規模災害発生時の通信事業者回線が機能しない場合でも、行政機関相互の通信手段を確保するため、自営の通信網としての県防災行政通信ネットワークを適切に維持管理していく必要がある。

(3-2, 4-3にも記載) 【防災】

《現状指標》

- ・災害時における県防災行政通信ネットワークの重大障害(通信不能等)の発生 0回 (R1) (3-2, 4-3にも記載) 【防災】

4-2) テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態【総務・企画・防災】

(災害情報伝達手段の確保)

- テレビ・ラジオ放送等が中断した際にも、県民に災害情報を提供できるよう、代替手段の整備や災害情報共有システム(Lアラート※)、緊急速報メール、SNS、防災アプリ等を活用する必要がある。また、ホームページによる情報発信(スマートフォン向け含む)や、SNS等による双方向通信機能の活用等により、効果的な情報伝達の確保を図る必要がある。

【総務、防災】

※ Lアラート…〔災害関連情報の発信者である県・市町村と放送事業者等をインターネット上の共通基盤で繋ぎ、地域住民に迅速かつ効率的に情報提供を実施するもの〕

(災害時における住民等への情報伝達体制)

- 災害時の住民等への情報伝達を確実にするため、民間テレビ・ラジオ事業者等におけるBCP(業務継続計画)や災害対応マニュアルの策定、大規模自然災害発生に備えた訓練の実施を推進していくとともに、放送設備の損壊や電力供給が停止した事態に備え、予備放送設備や非常用電源設備の整備を促進する必要がある。【企画】

(災害時における住民への情報伝達)

- 災害時には、対象となるあらゆる住民等に対して防災情報や避難情報を迅速かつ確実に伝達する必要があるが、その手段として非常に有効である同報系防災行政無線などの情報一斉伝達システムの整備や地域の実情に合わせて防災ラジオや戸別受信機などの最適な情報伝達手段の整備など多様化・多重化を促進する必要がある。(1-7にも記載) 【防災】

(自主防災組織の育成等)

- 災害による被害を最小限にとどめるためには、住民間の情報伝達など地域防災活動の充実が不可欠であり、災害時に、自主防災組織が効果的に防災活動を行うためには、平常時から一層の活動の活性化が必要である。(1-7, 2-3, 8-3にも記載) 【防災】

《現状指標》

- ・市町村同報系防災行政無線整備率 85.7% (R1) *全国 87.0% (R1) 【防災】
- ・自主防災組織率 90.2% (R1) *全国 84.4% (R1) (1-7, 2-3, 8-3にも記載) 【防災】

4-3) 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態【総務・企画・防災】

(災害情報の収集・伝達手段の確保)

- 情報サービスを活用した情報収集が困難な場合でも、職員が災害現場で収集した情報等をパブリシティの活用による新聞等への掲載依頼や、避難所への情報掲出などを行い、限られた状況で収集した情報を住民に伝達する必要がある。【総務、防災】

(災害時における情報サービスが継続可能な体制及び設備の整備)

- 災害時における情報収集及び情報伝達を確実にするため、情報サービス事業者等における災害時対応体制を整備するとともに、サービス継続のための設備の強化等をする必要がある。【企画】

(災害時における行政機関相互の通信手段の確保)

- 大地震など大規模災害発生時に通信事業者回線が機能しない場合でも、行政機関相互の通信手段を確保するため、自営の通信網としての県防災行政通信ネットワークを適切に維持管理していく必要がある。(3-2, 4-1にも記載)【防災】

5. 経済活動を機能不全に陥らせない

5-1) サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下に伴う経済活動の停滞【産業・県土】

(企業の事業継続計画(BCP)の策定促進)

- 災害が発生した際に、企業が事業活動を継続し、あるいは事業の中断を余儀なくされた場合でも出来るだけ早期に復旧できるようにするため、予め事業継続計画(BCP)を策定しておくことが極めて有効であることから、県内企業におけるBCP策定を促進する必要がある。
- BCPについては、規模の小さい事業所ほど策定が進んでいないことから、特に中小・小規模事業者に対して策定を促す必要がある。

(8-7にも記載)【産業】

(リスク分散を重視した企業誘致等)

- 経済活動のリスク分散やサプライチェーンの強靱化を図るため、首都圏等に所在する企業の本社機能や海外生産拠点等の本県への移転、誘致に向けた取組みを推進する必要がある。【産業】

(港湾施設の整備・老朽化対策)

- 優先順位を決めた「酒田港港湾機能継続計画(港湾BCP)」に基づき、官民連携による港湾施設の復旧を図る必要がある。また、予防保全の考え方に基づき、計画的な維持管理・更新を実施する必要がある。(1-3, 5-4, 5-5にも記載)【県土】

(緊急輸送道路等の整備及び確保)

- 救急救援活動等に必要な緊急輸送道路や避難路について整備を推進する必要がある。また、被災時において、食料・飲料水等、生命に関わる物資供給を円滑かつ迅速に行うため、緊急輸送道路等の防災機能強化を推進する必要がある。
- 物流上重要な道路輸送網である重要物流道路について、平常時・災害時を問わない安定的な輸送を確保するため、道路整備を推進する必要がある。

あわせて、代替・補充路についても災害時の輸送等を確保するため、道路整備を推進する必要がある。

(1-1, 2-1, 2-4, 5-5, 7-1, 8-4にも記載)【県土】

〈現状指標〉

- ・緊急輸送道路に係る道路橋耐震補強対策の進捗率 96.8% (R1) (1-1, 2-1, 2-4, 5-5, 7-1, 8-4にも記載)【県土】

5-2) エネルギー供給の停止による社会経済活動、サプライチェーンの維持への甚大な影響【環境】

(再生可能エネルギーの導入拡大)

- 県内の電力需要に占める再生可能エネルギーによる発電量の比率は、約3割となっている。(令和元年度)
本県の生活・経済活動に必要なエネルギーの安定供給を確保するためには、安全で持続可能なエネルギー源である再生可能エネルギーの導入拡大が必要であり、風力発電や太陽光発電など大規模事業の展開促進によりエネルギー供給量の確保を図る必要がある。

また、災害リスクに対応し、エネルギーの安定した供給基盤を構築していくためには、太陽光やバイオマス、中小水力、地中熱などそれぞれの地域特性に応じた電源・熱源を利用した分散型のエネルギー供給体制(エリア供給システム)を整備するとともに、家庭・事業所及び公共施設への再生可能エネルギー設備の導入を促進していく必要がある。

さらに、官民協同で設立した地域新電力会社「株式会社やまがた新電力」による県内の再生可能エネルギー発電事業者から電力を調達し県内の需要家に供給する地域エネルギー事業を通して、エネルギーの「地産地消」を進める必要がある。

(6-1にも記載)【環境】

〈現状指標〉

- ・山形県エネルギー戦略策定後の再生可能エネルギー開発量 55.8万kW (R1) (6-1にも記載)【環境】

5-3) コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等【防災・県土】

(石油コンビナートの防災体制)

- 東日本大震災の教訓やこれまでのコンビナート災害により得られた知見等を踏まえ、津波による被害想定、事業継続性の確保、情報連絡体制の整備の観点から石油コンビナート等防災計画を見直すなど、防災体制の一層の充実強化を図る必要がある。
- 酒田海上保安部や酒田地区広域行政組合消防本部などの関係機関と連携して実地訓練を実施しているが、さらなる応急対処能力の向上を図るため、より実践的な内容による訓練を実施する必要がある。

【防災】

(港湾施設の整備・老朽化対策)

- 石油コンビナートや重要な産業施設等を守るため、防波堤の整備等による減災を図る必要がある。さらに、予防保全の考え方にに基づき、計画的な維持管理・更新を実施する必要がある。(1-3, 5-1, 5-4, 5-5にも記載)【県土】

5-4) 海上輸送の機能の停止による海外貿易への甚大な影響【産業・県土】

(港湾機能継続のための体制整備)

- 「酒田港港湾機能継続計画(港湾BCP)(H27.3)」(「酒田港港湾機能継続計画協議会」策定、事務局：東北地方整備局酒田港湾事務所および山形県港湾事務所)に基づき、行政機関、民間事業者が協働して、大規模災害発生時に港湾被災による経済活動への影響を最小限とするための具体的な行動計画を整備する必要がある。【産業・県土】

(港湾施設の整備・老朽化対策)

- 優先順位を決めた「酒田港港湾機能継続計画(港湾BCP)」に基づき、官民連携による港湾施設の復旧を図る必要がある。また、予防保全の考え方にに基づき、計画的な維持管理・更新を実施する必要がある。(1-3, 5-1, 5-5にも記載)【県土】

5-5) 基幹的交通ネットワーク(陸上、海上、航空)の機能停止による物流・人流への甚大な影響

【企画・県土】

(高規格道路等の整備)

- 本県の高規格道路について、供用率は全国の約88%に比べ約76%にとどまっており、加えて、高規格道路網が途切れている区間(ミッシングリンク)も6箇所存在するなど、整備が大幅に遅れている状況にある。(令和2年3月末現在)
大規模災害時に県内外の被災地支援を迅速に行うとともに、経済活動の維持、早期の復旧・復興に資するよう、高規格道路等のミッシングリンク解消や4車線化、一般道の防災課題解消によるダブルネットワーク強化を図る必要がある。
- 併せて、高規格道路等へのアクセス性向上のため、追加インターチェンジやスマートインターチェンジ、アクセス道路の整備を進める必要がある。

(8-4にも記載)【県土】

(緊急輸送道路等の整備及び確保)

- 救急救援活動等に必要緊急輸送道路や避難路について整備を推進する必要がある。また、被災時において、食料・飲料水等、生命に関わる物資供給を円滑かつ迅速に行うため、緊急輸送道路等の防災機能強化を推進する必要がある。
- 物流上重要な道路輸送網である重要物流道路について、平常時・災害時を問わない安定的な輸送を確保するため、道路整備を推進する必要がある。
あわせて、代替・補完路についても災害時の輸送等を確保するため、道路整備を推進する必要がある。

(1-1, 2-1, 2-4, 5-1, 7-1, 8-4にも記載)【県土】

(道路施設の防災対策・耐震化・老朽化対策)

- 道路施設の防災対策について、落石崩壊、岩石崩壊や雪崩などの道路防災総点検の結果に基づき、要対策箇所について、順次対策工事を実施しているところであり、今後も、引き続き計画的な整備を行う必要がある。また、橋梁の耐震化についても、緊急輸送道路等の橋梁を中心に、重点的に対策工事を実施しており、引き続き計画的な整備を行う必要がある。
- 橋梁をはじめとする道路施設等の老朽化対策については、各施設の長寿命化修繕計画に基づき、計画的な維持管理・更新を実施する必要がある。

(6-4にも記載)【県土】

(奥羽・羽越新幹線の整備)

- 東日本大震災を教訓として、東北地域と首都圏や西日本とを結ぶ高速交通ネットワークのリダンダンシー機能の重要性が再認識されており、中でも、定時性、速達性、大量輸送性に優れた整備新幹線は、高速交通ネットワークの基軸として期待されているが、本県にはまだ整備新幹線が整備されていない。日本海国土軸の形成を図り、東京一極集中を是正するためにも、フル規格の奥羽・羽越新幹線の整備を早期に実現する必要がある。(8-4にも記載)【企画】

(山形新幹線の福島～米沢間トンネルの整備)

- 山岳区間である福島～米沢間においては、気象変動等により運休・遅延が多発しており、災害時には重大事故の発生も懸念される。抜本的な防災対策として、トンネル整備を行う必要がある。(1-6, 8-4にも記載)【企画】

(鉄道施設の耐震化・防災対策)

- 災害時における鉄道利用者の安全性の確保及び大量輸送等の鉄道機能を維持するため、予め鉄道事業者による線路等鉄道施設の耐震性の強化や大雨・大雪等自然災害の防止に向けた雪崩防止柵等の整備を図る必要がある。
- 災害発生時、鉄道事業者においては鉄道利用者の安全確保を第一に速やかな対応を図るとともに、施設復旧までの期間、代行バスを運行するなど、鉄道利用者の利便性を確保する必要がある。

(6-4にも記載)【企画】

(地方航空ネットワークの維持・拡大)

- 山形空港、庄内空港は、東日本大震災直後に、多くの臨時旅客便や防災ヘリを受け入れ、被災地への救援物資や旅客を輸送する拠点空港として機能したことを踏まえ、大規模災害時におけるリダンダンシー機能を確保・向上するため、本県2空港を含めた地方空港の機能強化や路線の維持・拡大を図ることが必要である。(8-4にも記載)【企画】

(空港・港湾施設の整備・老朽化対策)

- 空港施設については、大規模災害時に防災機能を発揮するため、滑走路などの機能強化を推進する必要がある。
- 港湾施設については、優先順位を決めた「酒田港港湾機能継続計画(港湾BCP)」に基づき、官民連携による港湾施設の復旧を図る必要がある。
- 空港施設・港湾施設とも予防保全の考え方に基づき、計画的な維持管理・更新を実施する必要がある。

(1-3, 5-4にも記載)【県土】

≪現状指標≫

- ・ 県内の高速道路供用率 76% (R1) * 全国 88% (R1)【県土】
- ・ 道路防災点検要対策箇所整備進捗率 55.7% (R1) (1-1, 2-1, 2-2, 2-4, 6-4, 7-1, 8-4にも記載)【県土】
- ・ 緊急輸送道路に係る道路橋耐震補強対策の進捗率 96.8% (R1) (1-1, 2-1, 2-4, 5-1, 7-1, 8-4にも記載)【県土】

5-6) 食料等の安定供給の停滞【農林】

(災害時における生鮮食料品の安定供給)

- 卸売市場について、災害時でも生鮮食料品等を安定供給するため、防災性に配慮した施設整備を進めるとともに、平時から、災害時における電気・水・燃料の確保策や危機管理対応マニュアルの整備、卸売市場間の連携等の対策を講じる必要がある。また、市場開設者、卸売業者、仲卸業者等は、BCP(事業継続計画)の策定等を通じて、災害時においても業務を継続できるような体制の確立を図る必要がある。【農林】

(食料生産基盤の整備)

- 災害が発生しても、安定的に食料生産ができるよう、施設の耐震化などの防災・減災対策を含め、農地や農業水利施設などの生産基盤の整備を推進する必要がある。【農林】

6. ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

6-1) 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LP ガスサプライチェーンの長期間にわたる機能の停止【環境】

（再生可能エネルギーの導入拡大）

- 県内の電力需要に占める再生可能エネルギーによる発電量の比率は、約3割となっている。（令和元年度）
本県の生活・経済活動に必要なエネルギーの安定供給を確保するためには、安全で持続可能なエネルギー源である再生可能エネルギーの導入拡大が必要であり、風力発電や太陽光発電など大規模事業の展開促進によりエネルギー供給量の確保を図る必要がある。
また、災害リスクに対応し、エネルギーの安定した供給基盤を構築していくためには、太陽光やバイオマス、中小水力、地中熱などそれぞれの地域特性に応じた電源・熱源を利用した分散型のエネルギー供給体制（エリア供給システム）を整備するとともに、家庭・事業所及び公共施設への再生可能エネルギー設備の導入を促進していく必要がある。
さらに、官民協同で設立した株式会社やまがた新電力による県内の再生可能エネルギー発電事業者から電力を調達し県内の需要家に供給する地域エネルギー事業を通して、エネルギーの「地産地消」を進める必要がある。

【環境】

《現状指標》

- ・山形県エネルギー戦略策定後の再生可能エネルギー開発量 55.8万kW (R1) (5-2にも記載)【環境】

6-2) 上水道や農業用水、工業用水の長期間にわたる供給停止【防災・産業・農林・企業】

（水道施設の耐震化・老朽化対策）

- 水道施設の耐震化率は、基幹管路が42.6% (R1)、浄水場が21.7% (R1)、配水池が43.7% (R1)と、全国平均の各々40.9%、32.6%、58.6%と比較して、基幹管路を除き全国水準を下回っていることから、施設の老朽化対策と併せ、耐震化を着実に進める必要がある。【防災】
- 県営用水供給事業の管路耐震適合率は72% (R1)と全国平均（40.9%）を上回っているが、施設更新も考慮しながら施設の耐震化を進める必要がある。【企業】

（2-1にも記載）

（農業水利施設の耐震化・老朽化対策）

- 基幹的な農業水利施設について、機能診断を速やかに実施し、これに基づく耐震化・老朽化対策を着実に推進する必要がある。【農林】

（工業用水道施設の耐震化・老朽化対策）

- 県営工業用水道の管路耐震適合率は71% (R1)と全国平均41% (H28)を上回っているが、工業用水道は、大規模地震等においても工場やインフラ関係企業にとって不可欠なものであることから、地方公営企業として投資と財政の均衡を探り、施設更新も考慮しながら施設の耐震化を進める必要がある。【企業】

（災害時の応急給水体制などの整備）

- 水道事業においては、給水拠点の確保のための緊急遮断弁、耐震性非常用貯水槽などの整備と併せ、速やかな応急給水や復旧活動のための復旧資機材及び応急給水体制などの整備を進める必要がある。（2-1にも記載）【防災、企業】
- 工業用水道事業（県営）においては、早期復旧のための資機材整備・復旧体制等の充実を推進する必要がある。

【産業、企業】

《現状指標》

- ・水道の基幹管路の耐震適合率 42.6% (R1) * 全国 40.9% (R1) (2-1にも記載)【防災、企業】
（うち用水供給事業 72% (R1) * 全国 41% (R1)）(2-1にも記載)【企業】
- ・水道の浄水場の耐震化率 21.7% (R1) * 全国 32.6% (R1) (2-1にも記載)【防災、企業】
（うち用水供給事業 33% (R1) * 全国 32.6% (R1)）(2-1にも記載)【企業】
- ・水道の配水池の耐震化率 43.7% (R1) * 全国 56.6% (R1) (2-1にも記載)【防災】
- ・工業用水道（県営）管路の耐震適合率 71% (R1) * 全国 41% (H28)【企業】

6-3) 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止【環境・農林・県土】

(下水道に係る事業継続計画(BCP)策定・施設耐震化等)

- 下水道に係る業務継続計画(BCP)について、県・市町村とも策定済みである。今後、災害時に備え、より実効性のある下水道BCPへのブラッシュアップを図っていく必要がある。また、下水道施設の耐震化は途上にあることから、引き続き進めていく必要がある。
さらに、下水道施設の老朽化対策としてストックマネジメント計画に基づく改築・更新を、近年の集中豪雨の頻発に対応するために、耐水化計画をそれぞれ策定するとともに、雨天時浸入水に起因する汚水溢水について対応していく必要がある。【県土】

(農業集落排水施設の機能保持・老朽化対策)

- 汚水処理施設について、災害時の停電による冠水及び浸水被害を防止するため、非常用エンジンポンプや自家発電機の設置及び止水対策を進めるとともに、施設の機能診断を行い、必要な保全対策工法や改修等の実施時期を定めた最適整備構想に基づき適切な維持修繕を施すなど、老朽化対策を促進する必要がある。【農林】

(合併処理浄化槽への転換)

- 第三次山形県生活排水処理施設整備基本構想に基づき、市町村生活排水処理施設整備基本計画を着実に推進し、単独処理浄化槽から災害に強い合併処理浄化槽への転換を引き続き促進する必要がある。【環境】

《現状指標》

- ・下水道BCPの策定率 県(流域)100%(R1) 市町村(公共)100%(R1)【県土】
- ・下水道施設のストックマネジメント計画策定率 県(流域)100%(R1)・市町村(公共)100%(R1)【県土】
- ・下水道施設の耐水化計画策定率 県(流域)0%(R1)・該当市町村(公共)0%(R1)【県土】
- ・下水管渠の耐震化率 県(流域)85%(R1)【県土】
- ・合併処理浄化槽の普及率(対人口)8.5%(R1)【環境】

6-4) 地域交通ネットワークの長期間にわたる機能停止【企画・農林・県土】

(鉄道施設の耐震化・防災対策)

- 災害時における鉄道利用者の安全性の確保及び大量輸送等の鉄道機能を維持するため、予め鉄道事業者による線路等鉄道施設の耐震性の強化や大雨・大雪等自然災害の防止に向けた雪崩防止柵等の整備を図る必要がある。
- 災害発生時、鉄道事業者においては鉄道利用者の安全確保を第一に速やかな対応を図るとともに、施設復旧までの期間、代行バスを運行するなど、鉄道利用者の利便性を確保する必要がある。

(5-5にも記載)【企画】

(路線バス等地域公共交通の確保)

- 災害発生に伴い道路等が寸断され、バス路線等地域公共交通の運行が困難な場合、道路管理者とバス事業者との情報共有を図り、代替路線による迂回路運行を早期に行うなど、臨機応変な運行を行い地域公共交通の確保を図る必要がある。

【企画】

(農道施設の耐震化・長寿命化対策)

- 農道として管理している農道橋を適切に維持管理するとともに、施設の点検を行い、保全対策実施時期・対策工法等を定めた個別施設計画に基づき、施設の耐震化及び老朽化に対応した施設の長寿命化対策を計画的に実施する必要がある。【農林】

(林道施設の長寿命化対策と林道の開設等の推進)

- 災害時の避難や救援等に備え、林道施設の個別施設計画に基づき、計画的な点検と長寿命化対策を実施するとともに、林道の開設や改良を計画的に実施する必要がある。(2-2にも記載)【農林】

(道路施設の防災対策・耐震化・老朽化対策)

- 道路施設の防災対策について、落石崩壊、岩石崩壊や雪崩などの道路防災総点検の結果に基づき、要対策箇所について、順次対策工事を実施しているところであり、今後も、引き続き計画的な整備を行う必要がある。また、橋梁の耐震化についても、緊急輸送道路等の橋梁を中心に、重点的に対策工事を実施しており、引き続き計画的な整備を行う必要がある。
- 橋梁をはじめとする道路施設等の老朽化対策については、各施設の長寿命化修繕計画に基づき、計画的な維持管理・更新を実施する必要がある。

(5-5にも記載)【県土】

〈現状指標〉

- ・ 林道施設の個別施設計画の策定率 31.4% (R1) (2-2にも記載)【農林】
- ・ 道路防災点検要対策箇所の整備進捗率 55.7% (R1) (1-1, 2-1, 2-2, 2-4, 5-5, 7-1, 8-4にも記載)【県土】

6-5) 防災インフラの長期間にわたる機能不全【県土】

(砂防施設の整備・維持管理)

- 砂防施設の長寿命化や技術革新等に対応した更新によるコスト縮減を念頭に、既存施設の現状把握、機能・効果等の判定を行い、計画的な施設更新・修繕等を実施する必要がある。(1-5, 7-2にも記載)【県土】

7. 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

7-1) 沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞等による交通麻痺【県土】

(緊急輸送道路等の避難路沿道建築物の耐震化)

- 救急救援活動等に必要な緊急輸送道路や避難路について、被災時において避難や救助を円滑かつ迅速に行うために沿道建築物の耐震化を促進する必要がある。(1-1, 1-2にも記載)【県土】

(緊急輸送道路等の整備及び確保)

- 救急救援活動等に必要な緊急輸送道路や避難路について整備を推進する必要がある。また、被災時において、食料・飲料水等、生命に関わる物資供給を円滑かつ迅速に行うため、緊急輸送道路等の防災機能強化を推進する必要がある。
 - 物流上重要な道路輸送網である重要物流道路について、平常時・災害時を問わない安定的な輸送を確保するため、道路整備を推進する必要がある。
あわせて、代替・補完路についても災害時の輸送等を確保するため、道路整備を推進する必要がある。
- (1-1, 2-1, 7-1にも記載)【県土】

≪現状指標≫

- ・道路防災点検要対策箇所整備進捗率 55.7% (R1) → 69.3% (R7) (1-1, 2-1, 2-2, 2-4, 5-5, 6-4, 8-4にも記載)【県土】
- ・緊急輸送道路に係る道路橋耐震補強対策の進捗率 96.8% (R1) (1-1, 2-1, 2-4, 5-1, 5-5, 8-4にも記載)【県土】

7-2) ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂・火山噴出物の流出による多数の死傷者の発生【農林・県土】

(ため池の適切な保全体制の構築)

- ため池の決壊による被害を未然に防止するため、ため池の豪雨・耐震対策調査を実施し、補強の必要なため池については順次整備を行う必要がある。併せて、決壊すると多大な影響を与えるため池については、住民の迅速な避難につながるよう「ため池ハザードマップ」の作成・公表を行う必要がある。【農林】

(治山施設等の整備などの土砂災害対策)

- 治山施設や地すべり防止施設の整備などの土砂災害対策を進め、山地災害の防止や水源の涵養など、森林の有する公益的機能の維持・増進を図る必要がある。
また、治山施設や地すべり防止施設の個別施設計画に基づき、計画的な点検と長寿命化対策を図る必要がある。
- (1-5, 2-2, 7-4にも記載)【農林】

(砂防施設の計画的な維持管理)

- 砂防施設の長寿命化や技術革新等に対応した更新によるコスト縮減を念頭に、既存施設の現状把握、機能・効果等の判定を行い、計画的な施設更新・修繕等を実施する必要がある。(1-5, 6-5にも記載)【県土】

(土砂災害緊急情報など避難に資する情報伝達体制の整備)

- 融雪や豪雨、巨大地震に伴う大規模地すべり等により天然ダムが形成された場合、決壊による二次災害の発生が懸念されることから、土砂災害緊急情報など避難に資する情報を、住民等に迅速に周知するための体制を整備する必要がある。【県土】

(河川管理施設の維持管理)

- 治水ダムについて、放流ゲート設備などをはじめ経年劣化が著しく、各設備が今後更新時期を迎えることから、ライフサイクルコストの縮減など一層の効率的な維持管理・更新を推進するため、計画的な長寿命化計画を策定し補修・更新や堆砂の除去等を行う必要がある。(1-4にも記載)【県土】

≪現状指標≫

- ・決壊すると多大な影響を与えるため池のハザードマップ公表率 50% (R2)【農林】
- ・山地災害危険地区における治山事業の着手率 51.7% (R1) (1-5, 2-2, 7-4にも記載)【農林】
- ・治山施設等の個別施設計画に基づく長寿命化対策率 0% (R1) (1-5, 2-2, 7-4にも記載)【農林】

7-3) 有害物質の大規模拡散・流出による被害の拡大【防災・環境】

(有害物質の拡散・流出防止対策)

- 有害物質等の公共用水域への流出若しくは地下への浸透又は大気中への放出の防止を図るため、有害物質を取り扱う施設については、法令に則った設置者の適正な維持管理の徹底を図る必要がある。【環境】

(危険物施設の耐震化)

- 災害時に、屋外タンク貯蔵所等の危険物施設の被災により危険物が拡散し、引火などによる爆発等の二次災害の防止を図るため、耐震基準に適合しない危険物施設の耐震化を促進する必要がある。【防災】

(NBC災害における対応力の強化)

- 大規模なNBC災害時の山形県消防広域応援隊や緊急消防援助隊などとの連携による災害対応力を強化するため、組織間の訓練を行うとともに、消防士の安全な活動を確保しつつ対応するため各消防本部におけるNBC災害対策用資機材を確保する必要がある。【防災】

※ NBC災害 … { 核 (nuclear)、生物 (biological)、化学物質 (chemical) による特殊災害のことをいい、事故からテロリズム、事件まで幅広い事象が含まれる。地下鉄サリン事件や東京電力福島第一原子力発電所事故などもこれに含まれる。 }

(NBC災害を想定した訓練の実施)

- 化学剤等の拡散・流出を想定した防災訓練等を実施し、有害物質の大規模拡散・流出の場合における対処能力の向上を図る必要がある。【防災】

《現状指標》

- ・水質汚濁防止法施行規則に定める構造等に関する基準を満たしている有害物質使用特定施設等の割合 100% (R2)
【環境】

7-4) 農地・森林等の被害による国土の荒廃【農林】

(農地・農業用施設等の保安全管理)

- 農地が持つ保水効果や土壌流出の防止効果などの国土保全機能は、営農の継続により発揮されることから、農家や地域住民が共同で行う水路、農道等の保安全管理を推進する必要がある。【農林】

(治山施設等の整備などの土砂災害対策)

- 治山施設や地すべり防止施設の整備などの土砂災害対策を進め、山地災害の防止や水源の涵養など、森林の有する公益的機能の維持・増進を図る必要がある。

また、治山施設や地すべり防止施設の個別施設計画に基づき、計画的な点検と長寿命化対策を図る必要がある。

(1-5, 2-2, 7-2にも記載) 【農林】

(森林の有する多面的機能の発揮)

- 施業コストの低減や森林の間伐及び主伐後の再造林等の森林整備の着実な実施を図るとともに、施業の集約化を図るための条件整備、森林境界明確化、病虫害対策等を推進する必要がある。【農林】

(持続的な農業・林業等の生産活動)

- 農山漁村における農業・林業等の生産活動を持続し、農地・森林等の荒廃を防ぎ、国土保全機能を適切に発揮させる必要がある。【農林】

《現状指標》

- ・農地・農業用施設等を農家や地域住民が共同で保安全管理する活動面積のカバー率 70% (R1) * 全国 55% (R1) 【農林】
- ・山地災害危険地区における治山事業の着手率 51.7% (R1) (1-5, 2-2, 7-2にも記載) 【農林】
- ・治山施設等の個別施設計画に基づく長寿命化対策率 0% (R1) (1-5, 2-2, 7-2にも記載) 【農林】

7-5) 原子力発電所の事故による放射性物質の放出【防災】

(放射線モニタリングの実施)

- 福島第一原子力発電所における事故の影響を把握するため、「山形県放射線モニタリングマニュアル」に基づいて必要な放射線モニタリングを実施しているが、隣接県の原子力発電所において新たな事故等が発生した場合、県民等に情報提供を行うため、マニュアルに基づき迅速にモニタリングを実施する必要がある。【防災、関係部局】

(原発事故発生時の初動対応)

- 原子力災害は、放射線を五感で直接感じることができず、被ばくの程度を自ら判断できないため、原子力発電所での事故や地震、津波が発生した場合には、迅速に配備体制を確立のうえ情報収集し、県民等に情報発信することが重要となる。「原子力発電所の事故等に係る初動対応マニュアル」に基づきこの初動対応を迅速かつ的確に実施する必要がある。【防災】

(放射線等に関する正しい知識の普及啓発)

- 放射線に関する相談窓口を設置して県民からの様々な相談に対応するとともに、県のホームページに放射線に関する情報集約サイトを構築するなど、県民への放射線や原子力災害に関する正しい知識の普及に取り組んでいるが、一層の普及啓発を進めるため、内容の充実を図る必要がある。【防災】

(原子力事業者との連携)

- 隣接県に立地する原子力発電所における事故等の情報をいち早く把握するため、原子力事業者と締結した情報連絡等に関する覚書に基づき、平常時から連絡会等を通じた連携の強化を図る必要がある。【防災】

(原子力災害に係る防災訓練等)

- 地域防災計画（原子力災害対策計画）に基づき、防災業務関係者に対する放射線や原子力災害対策に関する教育・研修を実施するとともに、情報伝達に関する訓練を実施している。現行の訓練については、対応手順の一部を簡略化した内容となっており、緊急時に適切に対応するためには、平常時からより実践的な訓練に取り組む必要がある。【防災】

≪現状指標≫

- ・ 原子力発電所において事故等が発生した際の初動対応に関するマニュアルの整備 策定 (H28) 【防災】
- ・ 原子力災害対策等に関する研修会の参加者数 44 人 (R1) 【防災】

8. 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

8-1) 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態【環境】

(災害廃棄物処理計画の策定・運用支援)

- 平成30年3月策定の山形県災害廃棄物処理計画について、環境省の災害廃棄物対策指針等を十分に踏まえつつ、山形県地域防災計画と整合を図りながら、必要に応じて見直しを行うとともに、定期的な講習会等を通して計画の実効性を高める必要がある。
- 災害廃棄物処理計画を策定済の市町村は32団体となっており、引き続き、市町村の計画策定を支援する必要がある。また、策定済の市町村に対しては、市町村災害廃棄物処理計画の運用支援を行う必要がある。

【環境】

《現状指標》

- ・ 県の災害廃棄物処理計画の策定 (H29)【環境】
- ・ 災害廃棄物処理計画を策定している市町村数 32団体 (R2)【環境】

8-2) 復旧・復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態【防災・県土】

(技術職員の派遣による市町村支援)

- 県では、(公財)山形県建設技術センターとの協定に基づき災害復旧に必要な技術職員が不足している市町村に対して県職員OBを派遣する仕組みを整備しているが、大規模災害発生時の対応に備え、登録する県職員OBの一層の増加を図る必要がある。【防災】

(建設関係団体との連携)

- 県は、各種建設関係団体と災害時における応急対策への支援について協定を締結しているが、大規模災害時において、建設関係事業者の広域的な応援協力による応急対策が迅速かつ効果的に行われるよう、防災訓練等を通じ一層の連携強化を図る必要がある。【防災、県土】

(復旧・復興を担う人材の育成)

- 道路啓開等の復旧・復興を担う人材（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）を育成するため、各種建設関係団体と行政が連携した取組みを行う必要がある。
- 県内の建設業就業者数のうち、29歳以下の構成比は10.2%（H27国勢調査）と、H12国勢調査時の19.1%から約9ポイント減少しており、災害時に道路啓開等を担う建設業界において、若年入職者の減少、技能労働者の高齢化等による担い手不足が懸念されていることから、業界団体と行政が連携して担い手の確保を図るとともに、ASP（クラウドで活用できるアプリ）をフルに活用して公共事業の受発注者の働き方改革を推進し、就労環境の改善を図る必要がある。

【県土】

(災害ボランティア活動への参加意欲の醸成)

- 県外からの災害ボランティアの受け入れが困難な場合に備え、災害ボランティア活動への参加意欲の醸成を図る必要がある。【防災】

《現状指標》

- ・ 災害復旧業務支援にあたる技術職OBの登録数（(公財)山形県建設技術センターとの協定）33人 (R1)【防災】
- ・ 県内の建設業就業者数のうち将来の担い手となる29歳以下の構成比10.2%（H27国勢調査）【県土】
（※H12国勢調査時の19.1%から8.9ポイント減少）

8-3) 地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態【企画・防災】

(地域コミュニティの維持)

- 大規模災害時には、「自助」「共助」「公助」の適切な役割分担のもとに防災・減災対策を講じることが不可欠となる。特に「共助」の基盤となる地域コミュニティについては、少子高齢化や人口減少の進展等により、今後その維持が困難となることが懸念されることから、平時から活力ある地域づくりを促進する必要がある。【企画】

(自主防災組織の育成等)

- 災害による被害を最小限にとどめるためには、住民間の情報伝達など地域防災活動の充実が不可欠であるが、災害時に、自主防災組織が効果的に防災活動を行うためには平時からの活発な活動が必要であり、一層の活動の活性化が必要である。(1-7, 2-3, 4-2にも記載)【防災】

(被災者生活再建支援制度の拡充等)

- 大規模災害発生後、被災者が速やかに生活を再建するためには、被災者生活再建支援制度の活用が有効であるが、制度の適用範囲や支給範囲について、一層の拡充に向けた取組みを進めるとともに、市町村と連携した県独自の支援制度の創設を検討する必要がある。【防災】

≪現状指標≫

- ・ 自主防災組織率 90.2% (R1) * 全国 84.4% (R1) (1-7, 2-3, 4-2にも記載)【防災】

8-4) 鉄道・幹線道路等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態【企画・県土】

(高規格道路等の整備)

- 本県の高規格道路について、供用率は全国の約88%に比べ約76%にとどまっており、加えて、高速道路網が途切れている区間(ミッシングリンク)も6箇所存在するなど、整備が大幅に遅れている状況にある。(令和2年3月末現在)
大規模災害時に県内外の被災地支援を迅速に行うとともに、経済活動の維持、早期の復旧・復興に資するよう、高規格道路等のミッシングリンク解消や4車線化、一般道の防災課題解消によるダブルネットワーク強化を図る必要がある。
- 併せて、高速道路等へのアクセス性向上のため、追加インターチェンジやスマートインターチェンジ、アクセス道路の整備を進める必要がある。
(5-5にも記載)【県土】

(奥羽・羽越新幹線の整備)

- 東日本大震災を教訓として、東北地域と首都圏や西日本とを結ぶ高速交通ネットワークのリダンダンシー機能の重要性が再認識されており、その中でも、定時性、速達性、大量輸送性に優れた整備新幹線は、高速交通ネットワークの基幹として期待されているが、本県にはまだ整備新幹線が整備されていない。日本海国土軸の形成を図り、東京一極集中を是正するためにも、フル規格の奥羽・羽越新幹線の整備を早期に実現する必要がある。(5-5にも記載)【企画】

(山形新幹線の福島～米沢間トンネルの整備)

- 山岳区間である福島～米沢間においては、気象変動等により運休・遅延が多発しており、災害時には重大事故の発生も懸念される。抜本的な防災対策として、トンネル整備を行う必要がある。(1-6, 5-5にも記載)【企画】

(地方航空ネットワークの維持・拡大)

- 山形空港、庄内空港は、東日本大震災直後に、多くの臨時旅客便や防災ヘリを受け入れ、被災地への救援物資や旅客を輸送する拠点空港として機能したことを踏まえ、大規模災害時におけるリダンダンシー機能を確保・向上するため、本県2空港を含めた地方空港の機能強化や路線の維持・拡大を図ることが必要である。(5-5にも記載)【企画】

(緊急輸送道路等の整備及び確保)

- 救急救援活動等に必要な緊急輸送道路や避難路について整備を推進する必要がある。また、被災時において、食料・飲料水等、生命に関わる物資供給を円滑かつ迅速に行うため、緊急輸送道路等の防災機能強化を推進する必要がある。
- 物流上重要な道路輸送網である重要物流道路について、平常時・災害時を問わない安定的な輸送を確保するため、道路整備を推進する必要がある。
あわせて、代替・補完路についても災害時の輸送等を確保するため、道路整備を推進する必要がある。
(1-1, 2-1, 2-4, 5-1, 5-5, 7-1にも記載)【県土】

≪現状指標≫

- ・ 県内の高速道路供用率 76% (R1) * 全国 88% (R1) (5-5にも記載)【県土】
- ・ 道路防災点検要対策箇所整備進捗率 55.7% (R1) (1-1, 2-1, 2-2, 2-4, 5-5, 6-4, 7-1にも記載)【県土】
- ・ 緊急輸送道路に係る道路橋耐震補強対策の進捗率 96.8% (R1) (1-1, 2-1, 2-4, 5-1, 5-5, 7-1にも記載)【県土】

8-5) 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

【観文】

(文化財の劣化と担い手の不足)

- 文化財は、過疎化・少子高齢化の進行による地域コミュニティの衰退に伴う、文化財継承の担い手の不在による散逸・消滅の危機に瀕することや、文化財の多くが木や紙などの素材によって製作されていることにより、劣化や災害による被害を受けやすく消滅の危機に直面している。文化財継承の担い手を確保し地域社会全体で支えていく体制づくりや防災対策等が必要である。【観文】

8-6) 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態【農林、県土】

(応急仮設住宅の供給)

- 災害後、応急仮設住宅を迅速に供給するため、設置場所や間取り等を想定しておく必要がある。【県土】

(迅速な復興に資する地籍調査)

- 土地境界の明確化を図る地籍調査は、被災後の迅速な復旧・復興に資するものであり、進捗率は49% (R1) と全国(52%)とほぼ同水準であるものの東北6県では最も低いことから、市町村の計画に応じて推進する必要がある。【農林】

《現状指標》

- ・地籍調査の進捗率 49% (R1) * 全国 52%【農林】

8-7) 風評被害、生産力の回復遅れ等による地域経済等への甚大な影響【産業、観文】

(風評被害等の防止に向けた正確な情報の発信)

- 災害についての正確な被害情報等を収集し、正しい情報を適時かつ的確に提供することにより、地理的な誤認識や危険性に対する過剰反応等による風評被害を防ぐ必要がある。【観文】

(企業の事業継続計画(BCP)の策定促進)

- 災害が発生した際に、企業が事業活動を継続し、あるいは事業の中断を余儀なくされた場合でも出来るだけ早期に復旧できるようにするため、予め事業継続計画(BCP)を策定しておくことが極めて有効であることから、県内企業におけるBCP策定を促進する必要がある。
- BCPについては、規模の小さい事業所ほど策定が進んでいないことから、特に中小・小規模事業者に対して策定を促す必要がある。

(5-1にも記載)【産業】

【別表2】「起きてはならない最悪の事態」ごとの施策推進方針

1. 直接死を最大限防ぐ

1-1) 地震等による建物・交通施設等（1-2の施設を除く）の倒壊や火災に伴う多数の死傷者の発生

【防災・県土】

（住宅・建築物等の耐震化の促進）

- 県内の住宅や多数の者が利用する建築物等について、国の制度を活用した支援や啓発活動の充実、耐震診断後のフォローアップなどきめ細かな対応により、耐震化を早急に進める。また、吊り天井など非構造部材の耐震対策を促進する。

【国、県、市町村、民間】《建築住宅》【県土】

- 県内の防災拠点施設、特に、消防庁舎など市町村の防災拠点施設について、耐震化を一層促進する。

【県、市町村】《行政機能》【防災】

（公営住宅の耐震化の促進）

- 県内の市町村営住宅について、耐震化を促進する。

【市町村】《建築住宅》【県土】

（緊急輸送道路等の避難路沿道建築物の耐震化の促進）

- 救急救援活動等に必要な緊急輸送道路や避難路について、被災時において避難や救助を円滑かつ迅速に行うために沿道建築物の耐震化を促進する。（1-2, 7-1にも記載）

【国、県、市町村】《建築住宅》【県土】

（空港及び港湾の耐震化の推進）

- 災害時の緊急輸送の拠点となる空港施設や港湾施設について、大規模な地震にも対応可能な耐震化対策を推進する。

【国、県】《交通基盤》【県土】

（県営住宅の老朽化対策の推進）

- 県営住宅について、「県営住宅長寿命化計画」に基づき、計画的なストック管理（修繕、改善等）を推進する。

【県】《建築住宅》【県土】

（空き家対策の推進）

- 大規模災害発生時に、空き家の倒壊による道路の閉塞や火災発生などを防止するため、市町村等と連携して総合的な空き家対策を推進する。

【県、市町村】《建築住宅》【県土】

（がけ地近接等危険住宅の移転促進）

- 地震に伴うがけ崩れ等による住宅の被害を軽減するため、国の制度を活用し、危険住宅の移転を促進する。

【県、市町村】《建築住宅》【県土】

（家具の転倒防止対策の推進）

- 大規模地震発生時に、家具転倒による人的被害を防止するため、県民に対する啓発活動の充実など、家具転倒防止対策を推進する。

【県、市町村】《建築住宅》【県土】

（緊急輸送道路等の整備及び確保）

- 救急救援活動等に必要な緊急輸送道路や避難路について、国、市町村や高速道路管理者と連携を図り整備を推進するとともに、緊急輸送道路等の無電柱化や落石等危険箇所の防災対策、橋梁の耐震補強、道路を跨ぐ各種施設、トンネル及びブスノー（ロック）シェッドの長寿命化を推進する。

- 物流上重要な道路輸送網である重要物流道路について、平常時・災害時を問わない安定的な輸送を確保するため、道路整備を推進する。

あわせて、代替・補完路についても災害時の輸送等を確保するため、道路整備を推進する。

（2-1, 2-4, 5-1, 5-5, 7-1, 8-4にも記載）

【国、県、市町村】《交通基盤》【県土】

（街路・都市施設の整備）

- 災害時における避難路や防火帯となる街路の整備を推進するとともに、防災センターや一時避難場所など、地域における防災機能を強化するための防災拠点施設等の整備を推進する。

【県、市町村】《交通基盤》【県土】

（大規模盛土造成地対策の推進）

- 地震発生時に地滑りや崩壊等により被害を生じる可能性のある大規模盛土造成地を把握するため、市町村と連携し変動予測調査を実施するとともに、調査結果を公表するなど、県民に対して情報提供を行う。（1-2にも記載）

【県、市町村】《建築住宅》【県土】

《目標指標》

- ・住宅の耐震化及び減災対策率 84.7% (H30) → 90% (R7) (1-2 にも記載)【県土】
- ・耐震診断義務付け対象建築物の耐震化率 82.5% (R1) → 概ね解消 (R7) (1-2 にも記載)【県土】
- ・道路防災点検要対策箇所の整備進捗率 55.7% (R1) → 69.3% (R7) (2-1, 2-2, 2-4, 5-5, 6-4, 7-1, 8-4 にも記載)【県土】
- ・緊急輸送道路に係る道路橋耐震補強対策の進捗率 96.8% (R1) → 98.8% (R5) (2-1, 2-4, 5-1, 5-5, 7-1, 8-4 にも記載)【県土】
- ・防災拠点となる公共施設等の耐震化率 92.9% (H30) → 100% (R7)【防災】

1-2) 不特定多数が集まる施設の倒壊・火災に伴う多数の死傷者の発生

【総務・防災・子育て・健福・県土・教育・病院】

(被害発生危険性の高い地域に立地する公共施設対策の推進)

- 被害発生危険性の高い地域内に立地する公共施設について、建物の構造や各種災害のハザードマップを確認し、嵩上げ等の改修による機能維持や施設建替え時の移転等による機能移転など、状況に応じた対策を進める。

【県、市町村】《行政機能》【防災、各部局】

(不特定多数の者が利用する建築物等の耐震化の促進)

- 不特定多数の者が利用する建築物等については、地震等により損壊・倒壊した場合の影響が非常に大きくなるため、全ての建築物の耐震化を目指した取組みを進める。【国、県、市町村、民間】《建築住宅》【各部局】
- 公共建築物に比較し、民間建築物の耐震化が遅れており、国の制度を活用した支援や啓発活動の充実などの対応により、民間建築物に係る耐震化を一層促進する。特に、耐震診断が義務付けられたホテル・旅館等の民間の大規模建築物については、耐震診断結果に基づく対応を促進するため、国の制度を活用し、耐震化を推進する。

【民間】《建築住宅》【県土】

- 公立学校施設のうち耐震化未完了の施設について、小中学校施設については、所管する市町に個別に計画的な耐震化完了を要請していくとともに、県立高等学校についても計画に基づき耐震化に取り組む。
- 社会教育施設のうち未耐震化の施設について、耐震診断の実施と、診断結果に基づく対応を促進する。

【県、市町村】《建築住宅》【教育】

- 私立高等学校の校舎・体育館等について、耐震化が完了していない私立高等学校における、国・県の補助制度を活用した耐震化の実施を促進する。【民間】《建築住宅》【総務】
- 保育所、幼稚園及び幼保連携型認定保育園の施設について、耐震化が完了していない私立施設については、国・県の補助制度を活用した耐震化の実施、公立施設については、計画的な耐震化への取組みを促進する。
- 児童養護施設等について、未耐震化及び老朽化した施設については、助成制度も活用しながら計画的な整備を促進する。また、スプリンクラーの設置等により、安全性の確保を図る。

【県・市町村・民間】《建築住宅》【子育て】

- 社会福祉施設は、地震や火災が発生したときに自ら避難することが困難な方が多く利用する施設であることから、社会福祉施設については、施設の耐震化とともにスプリンクラーの設置等により、安全性の確保を図る。

【県・市町村・民間】《建築住宅》【健福】

- 病院施設については、補助制度の活用等を図りながら、引き続き耐震化を促進する。

【市町村・民間】《建築住宅》【健福】

(都市公園施設の耐震化・計画的な維持管理の推進)

- 県の都市公園については、「新耐震基準」により建築又は耐震改修が完了していることから、今後は、「山形県公園施設長寿命化計画」に基づき、施設の長寿命化を推進するとともに、計画的な維持管理・更新を行う。また、市町の都市公園の耐震化未完了の建築物等については、計画的な耐震化への取組みを促進する。

【県、市町村】《建築住宅》【県土】

(事業所・店舗における棚等の転倒防止対策の推進)

- 大規模地震発生時に、事業所執務室の書棚や店舗の陳列棚等の転倒による人的被害を防止するため、事業所等に対する啓発活動の充実など、事業所や店舗における棚等の転倒防止対策を推進する。

【県、市町村】《建築住宅》【県土】

(緊急輸送道路等の避難路沿道建築物の耐震化の促進)

- 救急救援活動等に必要の緊急輸送道路や避難路について、被災時において避難や救助を円滑かつ迅速に行うために沿道建築物の耐震化を促進する。(1-1, 7-1にも記載)

【国、県、市町村】《建築住宅》【県土】

(大規模盛土造成地対策の推進)

- 地震発生時に地滑りや崩壊等により被害を生じる可能性のある大規模盛土造成地を把握するため、市町村と連携し変動予測調査を実施するとともに、調査結果を公表するなど、県民に対して情報提供を行う。(1-1にも記載)

【県、市町村】《建築住宅》【県土】

《目標指標》

- ・耐震診断義務付け対象建築物の耐震化率 82.5% (R1) → 概ね解消 (R7) (1-1にも記載)【県土】
- ・公立小中学校の耐震化率 99.8% (R2) → 100% (R4)【教育】
- ・公立高等学校の耐震化率 94.7% (R2) → 100% (R5)【教育】
- ・私立高等学校の耐震化率 90.3% (R2) → 100% (R6)【総務】
- ・児童養護施設関係の耐震化率 94.4% (H30) → 100% (R5)【子育て】
- ・県内病院 (68 病院) の耐震化率 86.8% (R1) → 100% (R7)【健福】

1-3) 大規模津波等による多数の死傷者の発生【防災・農林・県土】

(津波ハザードマップ・津波避難体制の整備)

- 県における津波浸水想定の見直し(平成28年3月)や沿岸地域の津波災害警戒区域(イエローゾーン)の指定(平成31年3月:遊佐町、令和2年3月:鶴岡市、酒田市)を踏まえ、市町において津波ハザードマップや津波避難計画の見直しを行うとともに、見直し後の津波避難計画に基づく避難訓練や防災教育等の実施を促進するなど、対象となる住民の津波防災意識の一層の向上を図る。

【県、市町村、民間】《危機管理》【防災】

(津波避難対策の推進)

- 津波からの避難を確実にするため、道路情報板による津波情報の提供、津波浸水の海拔表示板等の設置を進める。また、道路からあるいは道路への避難が行えるよう、関係機関と連携し非常用階段等の避難経路の確保を図る。

【国、県、市町村】《危機管理/交通基盤》【防災】

(津波観測体制の充実強化)

- 大地震発生時における沿岸住民の速やかな避難など地震・津波防災対策の強化のため、GPS波浪計や海底地震計の増設を政府に提案するなど、日本海東縁部における地震・津波観測体制の充実・強化を促進する。

【国】《危機管理》【防災】

(漁港施設の整備)

- 漁港施設については、拠点漁港における主要陸揚げ岸壁とその前面防波堤に関して、耐津波・耐地震対策の機能診断を行い、要対策と判定された施設については、レベル1津波や台風等の異常波浪に対する機能を強化するための整備を進め、併せて施設の機能保全を図る。

【県】《農林水産》【農林】

(海岸保全施設の整備・維持管理の推進)

- 海岸保全施設については、津波、高潮や海岸侵食への対策として必要な機能の確保に向けた施設整備を進める。また、老朽化した施設について、施設の管理者毎に長寿命化への取組みを進めるなど、適切な維持管理や計画的な更新等を図る。

【県】《県土保全/農林水産》【農林、県土】

(空港及び港湾施設の整備・老朽化対策の推進)

- 港湾施設については、一部を除き、最大級の地震や津波には、十分に対応できる構造になっていない。このため、隣県等の港湾が大規模津波等により被災し機能停止した場合に代替機能を担うことも視野に入れながら、緊急輸送が可能となる耐震強化岸壁などの緊急輸送施設の整備を推進する。(5-1, 5-3, 5-4, 5-5にも記載)
- 空港施設・港湾施設とも予防保全の考え方にに基づき、計画的な維持管理・更新を実施する。(5-1, 5-3, 5-4, 5-5にも記載)

【国、県】《交通基盤》【県土】

《目標指標》

- ・ 海岸保全施設の老朽化対策箇所の整備率 69.7% (R1) → 78.9% (R7) 【県土】
- ・ 海岸の侵食対策箇所の整備率 55.4% (R1) → 82.2% (R1) 【県土】

1-4) 突発的又は広域的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生【防災・農林・県土・企業】

(洪水ハザードマップの作成)

- 住民等が水害リスク情報を把握し、適切な避難行動等を行うため、市町村の想定最大規模降雨に対応した浸水想定区域に基づく洪水ハザードマップ作成の取組みを促進する。
【国、県、市町村】《危機管理》【防災、県土】

(避難情報の具体的な発令基準の策定)

- 洪水時の住民の円滑かつ迅速な避難に資するため、引き続き、全市町村における対象河川すべてに係る避難情報の具体的な発令基準の策定を促進する。
【市町村】《危機管理》【防災】

(迅速な避難活動に繋がる河川・気象情報提供の強化)

- 避難、水防活動等の迅速な対応に繋がる河川の水位や気象情報等を県民、市町村に向けて的確に発信するため、「河川砂防情報システム」の機能強化を図るとともに、見やすい量水標の設置、危機管理型水位計や簡易型監視カメラの整備、気象台と共同で発表する指定河川洪水予報の予測精度向上及び水害リスク情報の提供を推進する。(1-7にも記載)
【県】《危機管理/県土保全》【県土】

(タイムラインの運用)

- 災害発生の事前予測がある程度可能な台風について、とるべき防災対応を時系列に沿ってまとめたタイムライン(事前防災行動計画)の運用により、被害の最小化を図る。
【県】《危機管理》【防災】

(治水対策の推進)

- 令和2年7月豪雨をはじめとした近年の気候変動に伴う豪雨の頻発化、激甚化に備え、河川改修等を推進するとともに、流域のあらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策「流域治水」を計画的に推進する。
【国、県、市町村】《県土保全》【防災、農林、県土、企業】

(河川管理施設の維持管理)

- 老朽化した水門・樋門等の河川管理施設について、長寿命化計画に基づき、計画的に補修・更新を行う。
- 治水ダムについては、各設備が今後更新時期を迎えることから、ライフサイクルコストの縮減など一層の効率的な維持管理・更新を推進するため、計画的な長寿命化計画を策定し補修・更新や堆砂の除去等を行う。(7-2にも記載)
- 河川が有する流下能力を常に発揮できるようにするため、河積阻害の大きな要因となる河道の堆積土砂や河川支障木の除去に重点をおいて取り組むほか、経年劣化した護岸等の補強・補修を行う。
【国、県、市町村】《県土保全》【県土】

(都市部における内水浸水対策の促進)

- いわゆるゲリラ豪雨の頻発による道路冠水等の内水氾濫のリスク増大に対処するため、「社会資本総合整備計画」に基づく下水道雨水幹線等施設整備を促進する。
【市町村】《県土保全》【県土】

《目標指標》

- ・ 想定最大規模降雨に対応した浸水想定区域に基づく洪水ハザードマップ作成済み市町村の割合
63% (R1) → 100% (R7) 【県土】
- ・ 水害に係る避難情報の具体的な発令基準を策定済み市町村の割合【防災】
洪水予報河川 74.2% (H30) → 100% (R7)、
水位周知河川 77.4% (H30) → 100% (R7)
- ・ 県の洪水予報河川(6河川)にかかる洪水予測システムの改修 改修済み(0河川) → 改修済み(6河川)【県土】
- ・ 洪水の氾濫により浸水被害を受ける恐れのある区域の解消 5,500ha (R2) → 2,600ha (R7)【県土】
- ・ 対策実施済み樋門施設数 203施設 (R1) → 496施設 (R10)【県土】
- ・ 県管理ダムの長寿命化計画策定 12ダム策定済 (R1) → 13ダム策定完了 (R7) (7-2にも記載)【県土】
- ・ 河川流下能力向上緊急対策事業における実施延長 52km (R1) → 220km (R3)【県土】

1-5) 大規模な火山噴火・土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生【防災・農林・県土】

（火山噴火に対する警戒避難体制の整備）

- 火山災害の警戒範囲内にある避難促進施設について、市町における対象施設の指定と、施設所有者等への避難確保計画の作成支援を進める。
- 住民、観光客や登山者に対し、避難場所など円滑な避難に必要な情報を周知するための火山防災マップの見直しを進める。
- 火山活動の状況について、突発的に発生する水蒸気噴火の前兆をより正確に観測できるよう観測体制の強化を図る。
- 平常時から火山防災関係者による顔の見える関係を構築するとともに、防災訓練を通じて連携の強化を図る。
- 観光客や登山者の安全確保のため、突発的な噴火を想定した避難壕の整備や迅速な安否確認のための登山者の状況を把握するための方策を検討する。

【国、県、市町村】《危機管理》【防災】

（土砂災害に対する警戒避難体制の整備）

- 土砂災害防止法に基づく基礎調査の実施及び土砂災害警戒区域等の指定を推進するとともに、土砂災害ハザードマップの作成、土砂災害警戒区域等を表示した標識等の設置、土砂災害を想定した避難訓練など、市町村が行う警戒避難体制の整備に対する支援を強化する。
- 土砂災害に対する市町村長による避難情報の的確な発令及び住民等による迅速な避難行動に資するため、危険雨量の見直しや土砂災害警戒情報の予測精度向上を図るとともに、市町村や住民等にとってわかりやすい情報を発信するため「山形県土砂災害警戒システム」の機能向上を図る。

【県、市町村】《危機管理／県土保全》【県土】

（土砂災害に係る避難情報の発令基準の策定）

- 土砂災害の発生が予想される際の円滑かつ迅速な避難を確保するため、引き続き、全市町村における発令基準の策定を促進する。

【市町村】《危機管理》【防災】

（治山施設等の整備などの土砂災害対策の推進）

- 治山施設や地すべり防止施設の整備などの土砂災害対策を進め、山地災害の防止や水源の涵養など、森林の有する公益的機能の維持・増進を図る。
また、治山施設等や地すべり防止施設の個別施設計画に基づき、計画的な点検と長寿命化対策を図る。（2-2, 7-2, 7-4にも記載）【県】《農林水産》【農林】

（砂防施設の整備・維持管理の推進）

- 砂防施設の整備について、人家が集中している箇所、要配慮者利用施設、避難所、重要交通網等が含まれる箇所、土砂災害発生箇所を再度災害防止対策箇所などを重点的に推進する。
- 砂防施設の長寿命化や技術革新等に対応した更新によるコスト縮減を念頭に、既存施設の現状把握、機能・効果等の判定を行い、計画的な施設更新・修繕等を実施する。（7-2にも記載）
- 活火山である蔵王山及び鳥海山については、蔵王川、酢川、日向川等において砂防設備を整備するとともに、「火山噴火緊急減災対策砂防計画」に基づき、須川、祓川、滝淵川、南折川等において緊急ハード対策に取り組む。

【国、県】《県土保全》【県土】

《目標指標》

- ・ 土砂災害に係る避難情報の具体的な発令基準を策定済み市町村の割合 84.4% (H30) → 100% (R7) 【防災】
- ・ 治山施設等の個別施設計画に基づく長寿命化対策率 0% (R1) → 40% (R7) (2-2, 7-2, 7-4にも記載) 【農林】
- ・ 土砂災害の危険性がある区域内の施設整備による保全人口の割合 35.6% (H30) → 41% (R6) 【県土】

1-6) 暴風雪及び豪雪による重大事故や交通途絶等に伴う多数の死傷者の発生【企画・防災・県土】

(暴風雪時における的確な道路管理の推進)

- 豪雪時において、「豪雪災害時における道路交通確保のための緊急措置要領」に準じて、迅速かつ的確な道路管理を図るとともに、災害発生時においては、各道路管理者による応急復旧や道路啓開により、早期に交通路を確保する。
【国、県、市町村】《交通基盤》【県土】

(道路の防雪施設等の整備・維持修繕・更新)

- 各道路管理者（国、県、市町村）においては、道路防災総点検を踏まえた要対策箇所を中心に、雪崩防止柵、防雪柵など必要な防雪施設の整備や流雪溝等の除排雪施設の整備を重点的に進めているが、必要箇所への対策は進捗途上にあり、気象条件の変化による新たな対策必要箇所と併せて整備を促進する。
- 豪雪時は、除排雪作業や凍結融解等により道路施設等の損傷が著しくなるため、これら施設の維持修繕・更新を推進する。
【国、県、市町村】《交通基盤》【県土】

(道路の除雪体制等の確保)

- 安定的な除雪体制を確保する上で、各管理者の財政事情や除雪作業を請け負う事業者の経営環境の悪化、除雪機械の老朽化など、多くの課題があり、これらの課題を踏まえた総合的な対策を検討する。
【国、県、市町村】《交通基盤》【県土】

(雪下ろし事故を防止するための注意喚起)

- 雪下ろし中の転落事故が後を絶たないことから、今後とも引き続き、積雪状況や気象の見通しに基づき、事故防止の注意喚起を行う。
【県、市町村】《リスクコミ》【防災】

(地域の除排雪の担い手確保)

- 山形県広域除雪ボランティア「やまがた除雪志隊」の活動を支援し、除排雪の担い手確保に努める。
【県、市町村、民間】《危機管理／リスクコミ》【防災】

(豪雪災害時の災害救助法の適用)

- 豪雪時における家屋倒壊を防止するため、障害物（雪）の除去など、災害救助法の適用による豪雪災害への対応を図る。
【市町村】《危機管理》【防災】

(山形新幹線の福島～米沢間トンネルの整備)

- 福島～米沢間における抜本的な防災対策として、トンネル整備の早期事業化に向けて取り組む。（5-5, 8-4にも記載）
【国、県、市町村】《交通基盤》【企画】

1-7) 防災意識の欠如や避難準備の不足等による多数の死傷者の発生【防災・教育】

(自主防災組織の育成強化等)

- 災害による被害を最小限にとどめるためには、住民間の情報伝達など地域防災活動の充実が不可欠であり、災害時に、自主防災組織が効果的に防災活動を行えるよう平常時からの活発な活動を促進・支援していく。(2-3, 4-2, 8-3にも記載)

【県、市町村、民間】《危機管理》【防災】

(防災教育の充実)

- 県民の防災意識の向上のため、防災フォーラムの開催や県庁見学等での防災教育、防災学習館や県ホームページなどで実施している防災知識の普及啓発に取り組む。
- 学校における防災教育では、地域の災害特性を踏まえた避難訓練や学校安全に関する指導資料の活用により、児童生徒の危険予測・回避能力等を育成する。併せて、研修の開催等により、防災教育に関する教職員の指導力向上を図る。

【県、市町村、民間】《リスクコミ》【防災、教育】

(防災訓練の充実)

- 災害発生時に、迅速な初動対応により被害を最小限にとどめるためには、平常時から各種訓練を実施することが必要であることから、引き続き、より多くの県民の参加による実践的な訓練に取り組む。

【県、市町村、民間】《リスクコミ》【防災】

(災害時の要配慮者支援の促進)

- 避難行動要支援者の避難行動や避難生活を支援するために必要な個別計画について、引き続き、市町村における作成を促進する。
- 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成と避難訓練の実施を促進するため、市町村と連携して支援する。
- 大規模災害や感染症の拡大時に、福祉施設や避難所の要配慮者に必要なサービスを継続的に提供するための、官民協働による福祉ネットワーク体制の充実・強化を図る。

【県、市町村、民間】《保健医療・福祉／リスクコミ》【防災・健福・教育】

《目標指標》

- ・ 自主防災組織率 90.2% (R1) → 95% (R6) (2-3, 4-2, 8-3 にも記載)【防災】
- ・ 風水害(台風、大雨、洪水等)による死者 0人 (R1) → 0人【防災】
- ・ 避難行動要支援者の個別計画策定済み市町村の割合 65.7% (R1) → 100% (R7)【防災】

2. 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-1) 被災地での食料・飲料水、電力、燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止

【防災・県土・企業】

(食料等の備蓄)

- 家庭における備蓄については、県民に対して3日分の食料と飲料水の備蓄を要請しており、引き続き周知のための啓発活動を行う。
- 市町村における備蓄については、取組みにばらつきがあることから、引き続き、一定量の現物備蓄の確保を促進する。
- 県における備蓄については、引き続き計画的な更新を行う。

【県、市町村、民間】《危機管理／リスクコミ》【防災】

(支援物資の供給等に係る広域連携体制の整備)

- 大規模災害時における民間事業者からの物資調達等に関する協定を締結しており、引き続き、相手方と定期的な情報交換や緊急時連絡体制の確認を行う。
- 大規模災害時に発生時において、他県等の応援を受ける際の具体的な方針等を示した「災害時広域受援マニュアル（平成29年3月）」や、他県への具体的な広域支援対策の活動手順を示した「広域支援対策活動マニュアル（平成30年4月）」に加え、応援・受援に関する総合調整等を定めた総合的な計画として「応援・受援計画（仮）」の策定を進める。**(3-2にも記載)**
- 災害時に、支援物資を被災市町村へ円滑に供給するため、広域物資輸送拠点運営訓練を実施する。
- 防災関係機関等と連携をしながら、広域物資輸送拠点候補施設の整備を推進する。

【県、市町村、民間】《危機管理／行政機能》【防災】

(「道の駅」の防災拠点化の推進)

- 「道の駅」の防災拠点化として、施設の耐震化、無停電化、貯水タンク等の設置や、BCP（業務継続計画）の策定などを進める。

【国、県、市町村】《交通基盤／危機管理》【県土】

(水道施設の耐震化・老朽化対策の推進)

- 水道施設の耐震化率は、基幹管路を除き全国水準を下回っていることから、施設の老朽化対策と併せ、耐震化を着実に進める。**(6-2にも記載)**

【県、市町村】《ライフ・情報》【防災、企業】

(応急給水体制などの整備)

- 給水拠点の確保のための緊急遮断弁、耐震性非常用貯水槽などの整備と併せ、速やかな応急給水や復旧活動のための復旧資機材及び災害時における応援協定に基づく各種関係事業者との連携した応急給水体制などの整備を進める。

(6-2にも記載)

【県、市町村、民間】《ライフ・情報》【防災、企業】

(緊急輸送道路等の整備及び確保)

- 緊急輸送道路や避難路について、国、市町村や高速道路管理者と連携を図り整備を推進するとともに、無電柱化、落石等危険箇所の防災対策工事、雪崩・防雪施設の整備、橋梁の耐震補強工事、道路を跨ぐ各種施設、トンネル及びブスノー（ロック）シェッドの長寿命化を推進する。
- 物流上重要な道路輸送網である重要物流道路について、平常時・災害時を問わない安定的な輸送を確保するため、道路整備を推進する。
あわせて、代替・補完路についても災害時の輸送等を確保するため、道路整備を推進する。

(1-1, 2-4, 5-1, 5-5, 7-1, 8-4にも記載) 【国、県、市町村】《交通基盤》【県土】

(災害ボランティアの受入れに係る連携体制の整備)

- NPOやボランティアによる被災地支援活動の一層の充実に向け、行政、社会福祉協議会及び活動を支援するボランティア団体等との連携により、NPOやボランティアの受入体制の整備に向けた取組みを促進する。

【県、市町村、民間】《危機管理／リスクコミ》【防災】

≪目標指標≫

- ・「応援・受援計画（仮）」の策定 (R3) **(3-2にも記載)** 【防災】
- ・水道の基幹管路の耐震適合率 42.6% (R1) → 47% (R7) **(6-2にも記載)** 【防災、企業】
（うち用水供給事業 72% (R1) → 75% (R9)）**(6-2にも記載)** 【企業】
- ・道路防災点検要対策箇所の整備進捗率 55.7% (R1) → 69.3% (R7) **(1-1, 2-2, 2-4, 5-5, 6-4, 7-1, 8-4にも記載)** 【県土】
- ・緊急輸送道路に係る道路橋耐震補強対策の進捗率 96.8% (R1) → 98.8% (R5) **(1-1, 2-4, 5-1, 5-5, 7-1, 8-4にも記載)** 【県土】

2-2) 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生【防災・農林・県土】

(孤立危険性のある集落との通信手段の確保、ヘリコプター離着陸可能場所の確保)

- 孤立危険性のある集落において、道路の寸断等により孤立した場合に備えて、非常用通信設備の整備を促進する。
- 孤立危険性のある集落において、急患や物資の輸送を行う際に必要となるヘリコプターの離着陸場所の確保を進める。
- 孤立危険性のある集落の状況を把握するため、内閣府が5年に1度調査(「中山間地等の集落散在地域における孤立集落発生の可能性に関する状況調査」)を行っているが、その間の状況も引き続き把握に取り組む。

【県、市町村】《危機管理》【防災】

(治山施設等の整備などの土砂災害対策・林道施設の長寿命化対策と林道の開設等の推進)

- 治山施設や地すべり防止施設の整備などの土砂災害対策を進め、山地災害の防止や水源の涵養など、森林の有する公益的機能の維持・増進を図る。また、治山施設や地すべり防止施設の個別施設計画に基づき、計画的な点検と長寿命化対策を図る。
- 災害時の避難や救援等に備え、林道施設の個別施設計画に基づき、計画的な点検と長寿命化対策を実施するとともに、林道の開設や改良を計画的に実施する。(1-5, 6-4, 7-2, 7-4にも記載)

【県】《農林水産》【農林】

(孤立集落アクセスルートの整備及び確保)

- 孤立集落へのアクセスルートについて、国、市町村等と連携を図り整備を推進するとともに、防災機能強化のため、落石等危険箇所への防災対策工事、雪崩・防雪施設の整備、橋梁の耐震補強工事、道路を跨ぐ各種施設、トンネル及びスノー(ロック)シェッドの長寿命化を推進する。

【国、県、市町村】《交通基盤》【県土】

(飛島の孤立化対策の強化)

- 飛島の孤立化に備え、生活物資の支援や避難等が円滑に行われるよう平常時から関係機関の連携強化を図るとともに、島内での豊かな暮らしを持続する方策を検討する。

【県、市町村】《危機管理》【企画、防災】

◀目標指標▶

- ・ 孤立危険性のある集落における非常用通信設備整備済集落の割合 98.1% (R1) → 100% (R7) 【防災】
- ・ 孤立危険性のある集落におけるヘリコプター離着陸場所確保済集落の割合 98.4% (R1) → 100% (R7) 【防災】
- ・ 治山施設等の個別施設計画に基づく長寿命化対策率 0% (R1) → 40% (R7) (1-5, 7-2, 7-4にも記載) 【農林】
- ・ 林道施設の個別施設計画の策定率 31.4% (R1) → 100% (R3) (6-4にも記載) 【農林】
- ・ 道路防災点検要対策箇所の整備進捗率 55.7% (R1) → 69.3% (R7) (1-1, 2-1, 2-4, 5-5, 6-4, 7-1, 8-4にも記載) 【県土】
- ・ 孤立集落にアクセスするルートに係る道路橋耐震補強対策の進捗率 90.3% (R1) → 94.1% (R5) 【県土】

2-3) 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足【防災・警察】

(自衛隊との連携強化)

- 災害時の広域支援をより効果的に受け入れるため、自衛隊と平常時から情報交換や訓練等を行うことにより、連携体制の強化を図る。

【国、県、市町村】《危機管理》【防災】

(警察・消防関係施設の耐震化・老朽化対策等の推進)

- 災害時に防災拠点となる警察関係施設と消防関係施設のより一層の耐震化・耐災害性の強化を図るとともに、老朽化した施設を計画的に整備する。また、「新耐震基準」以前に建設され、老朽化が進んでいる警察職員宿舍の整備等を推進する。

(3-1にも記載)

【県、市町村】《行政機能》【防災、警察】

(警察職員の災害対処能力の向上)

- 過酷な災害現場において警察活動を迅速かつ確に実施するため、実戦的な訓練を通じた対処技術の向上及び防災関係機関相互の連携強化を推進し、災害対処能力の向上を図る。

【県】《行政機能》【警察】

(災害警備活動のための装備資機材の充実強化)

- 激甚化・頻発化する自然災害への対処能力の向上のため、装備資機材の充実強化を推進する。

【県】《行政機能》【警察】

(大規模災害時の消防力の確保)

- 大規模災害時の災害対応能力の強化に向け、山形県消防広域応援隊や緊急消防援助隊などとの連携強化を図るため、「緊急消防援助隊指揮支援隊実施計画」を策定し、「山形県消防広域応援計画」・「山形県緊急消防援助隊受援計画」・「山形県緊急消防援助隊航空部隊受援計画」・「山形県消防応援活動調整本部設置規程」を含め継続的な見直しや組織間の訓練を行う。

【国、県、市町村】《行政機能》【防災】

(県外への緊急消防援助隊派遣時の県内消防力の維持)

- 県外で大規模災害が発生し、本県の緊急消防援助隊(地上隊・航空隊)を派遣した時の県内消防力の維持に向け、各消防本部及び県消防防災航空隊等と十分協議し、「緊急消防援助隊山形県大隊応援等実施計画」・「緊急消防援助隊航空部隊応援計画」・「緊急消防援助隊山形県大隊後方支援活動要領」の継続的な見直しを進める。

【県、市町村】《行政機能》【防災】

(消防団による地域防災力充実強化等)

- 「地域密着性」「要員動員力」「即時対応力」の特性をもつ消防団は、地域防災力の中核的存在であり、災害による被害を最小限にとどめるため、市町村と連携を図りながら、多様な人材の活用による消防団の充実強化に向けた取組みを推進する。【国、県、市町村】《危機管理》【防災】

(自主防災組織の育成強化等)

- 災害による被害を最小限にとどめるためには、住民間の情報伝達など地域防災活動の充実が不可欠であり、災害時に、自主防災組織が効果的に防災活動を行えるよう平常時からの活発な活動を促進・支援していく。(1-7, 4-2, 8-3にも記載)

【県、市町村、民間】《危機管理》【防災】

(広域防災拠点の整備)

- 大規模災害発生に備え、応急・復旧活動の展開拠点や救援物資の輸送の中継拠点などの機能を持つ広域防災拠点について、防災関係機関等と連携のもと整備を進める。(2-1にも記載)

【県、市町村、民間】《危機管理/行政機能》【防災】

《目標指標》

- ・ 消防署等の耐震化率 93.7% (H29) → 100% (R7) 【防災】
- ・ 緊急消防援助隊への登録部隊数 73 隊 (R1) → 84 部隊 (R5) 【防災】
- ・ 自主防災組織率 90.2% (R1) → 95% (R6) (1-7, 4-2, 8-3にも記載) 【防災】

2-4) 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺【防災・健福・県土・病院】

(緊急車両、災害拠点病院に供給する燃料の確保)

- 石油関係団体と締結した協定に基づき、優先的に供給する緊急車両や災害拠点病院等の重要施設の範囲の拡大、具体的な実施方法の確認により、災害時における、救助・救急等に当たる緊急車両や災害拠点病院等への燃料供給の確保を図る。(3-2にも記載)

【県、市町村、民間】《危機管理／行政機能》【防災】

(県消防広域応援隊、緊急消防援助隊などに供給する燃料の確保)

- 大規模災害発生時の県内・他県の車両・ヘリの円滑な活動を行うため、各消防本部と連携して県及び消防本部の受援計画等に燃料供給場所を盛り込むとともに、石油関係団体と締結している「災害時における応急対策燃料供給等の応援に関する協定書」に、新たにヘリ燃料の優先供給を追加することなど、具体的な燃料確保の方策について検討する。

【県】《危機管理》【防災】

(医療機関における非常用電源の確保)

- 災害発生時における医療施設内での医療活動について、停電等による医療活動の遮断を防止するため、自家発電及び燃料備蓄の施設・設備整備を進め、継続した医療提供体制の確保を促進する。

【県、市町村、民間】《保健医療・福祉》【健福】

(透析医療機関での非常時対応体制の整備)

- 透析医療を実施している医療機関において、災害発生時においても透析治療を提供できる体制を確保するため、県内透析医療機関との連携強化を図る。

【県、市町村、民間】《保健医療・福祉》【健福】

(県立病院における非常用電源の確保)

- 全県立病院で自家発電設備を備え、中央病院、新庄病院及び河北病院では3日以上の燃料を備蓄しており、今後とも、災害が発生した場合にも県民に対し安全・信頼・高度の医療を提供するため、当該備蓄の常時維持を図る。

【県】《保健医療・福祉》【病院】

(医療機関における医療資機材の備蓄)

- 災害時においても県民に対して医療を提供するため、新興感染症の発生時も想定し、必要な医薬品、診療材料、PPE等の備蓄に努める。【県、市町村、民間】《保健医療・福祉》【健福、病院】

(災害派遣医療チーム(DMAT)による医療支援の推進)

- 災害時における医療確保のため、今後もDMATの機能強化に向けた定期的な訓練を実施する。
また、DMAT指定医療機関である災害拠点病院等におけるチーム数の増加が求められていることから、計画的にDMAT隊員を養成する。

【県、市町村】《保健医療・福祉》【健福】

(災害拠点精神科病院の指定及び災害派遣精神医療チーム(DPAT)による精神医療及び精神保健活動支援の推進)

- 二次医療圏ごとに災害拠点精神科病院の指定を継続する。DPAT隊員の新規養成、技能維持のための研修を計画的に実施していく。

【県、市町村】《保健医療・福祉》【健福】

(航空搬送拠点臨時医療施設(SCU)の体制整備)

- 航空搬送拠点臨時医療施設(SCU)について、今後もDMATや消防機関等の関係機関との連携強化を図り迅速かつ適切な対応に資するため、定期的な訓練を実施するとともに、医療機器等を含めた資器材のメンテナンス等を行う。

【県、市町村】《保健医療・福祉》【健福】

(ドクターヘリの活用による救急医療体制の充実)

- 災害時を含め、ドクターヘリの活用による救急医療体制の一層の充実を図るため、冬季間のランデブーポイントの確保や搭乗医師など医療スタッフの確保、さらには隣県との広域連携を推進する。

【県、市町村】《保健医療・福祉》【健福】

(災害医療コーディネーター活動による医療支援の推進)

- 災害医療コーディネーターを中心とした災害時における体系的な医療提供体制の構築を図るとともに、研修会等を開催しながら、地区医師会、消防機関、市町村など関係機関との役割分担の明確化、連携強化による災害時対応を図る。

【県、市町村、民間】《保健医療・福祉》【健福】

(周産期医療体制の整備)

- 災害医療コーディネーターと連携し、災害発生時における妊婦や乳幼児に対する医療提供体制の確保に向け、災害時小児周産期リエゾンの具体的な運用について検討・整備する。

【県、市町村、民間】《保健医療・福祉》【健福】

(医療・社会福祉施設等における食糧等の備蓄促進)

- 病院や高齢者福祉施設等で1日3食を提供する施設については、3日分程度の食料と飲料水の備蓄を指導しており、引き続き周知を図る。

【国、市町村、民間】《保健医療・福祉》【健福】

(災害発生時を想定した社会福祉施設の体制整備)

- 各社会福祉施設の防災対策について、定期的な実地指導や監査等を通じ、市町村の地域防災計画に対応した避難確保計画の作成を促進させるとともに、関係機関・団体との協力による災害派遣福祉チーム(DWAT)を一般避難所等へ派遣する体制を強化する。

【国、市町村、民間】《保健医療・福祉》【健福】

(緊急輸送道路等の確保)

- 緊急輸送道路や避難路について、国、市町村や高速道路管理者と連携を図り整備を推進するとともに、緊急輸送道路等の無電柱化、落石等危険箇所等の防災対策工事、雪崩・防雪施設の整備、橋梁の耐震補強工事、道路を跨ぐ各種施設、トンネル及びスノー(ロック)シェッドの長寿命化を推進する。
- 物流上重要な道路輸送網である重要物流道路について、平常時・災害時を問わない安定的な輸送を確保するため、道路整備を推進する。

あわせて、代替・補完路についても災害時の輸送等を確保するため、道路整備を推進する。

(1-1, 2-1, 5-1, 5-5, 7-1, 8-4にも記載)

【国、県、市町村】《交通基盤》【県土】

《目標指標》

- ・DMA Tチーム数 27チーム(R1) → 31チーム(R5)【健福】
- ・DPAT隊員登録者数 94人(R1) → 106人チーム(R5)【健福】
- ・災害医療コーディネーター研修の実施回数 年2回【健福】
- ・道路防災点検要対策箇所の整備進捗率 55.7%(R1) → 69.3%(R7) (1-1, 2-1, 2-2, 5-5, 6-4, 7-1, 8-4にも記載)【県土】
- ・緊急輸送道路に係る道路橋耐震補強対策の進捗率 96.8%(R1) → 98.8%(R5) (1-1, 2-1, 5-1, 5-5, 7-1, 8-4にも記載)【県土】

2-5) 被災地における疫病・感染症等の大規模発生【健福・県土】

(防疫対策の推進)

- 平時から、災害発生時における消毒や害虫駆除等、速やかな感染症予防対策の重要性について普及啓発を行うとともに、定期の予防接種の接種率向上に取り組み、予防できる感染症の流行に備える
- 災害時の感染症の拡大防止を図るため、消毒ポイントの設置及び消毒ポイントにおける消毒作業を円滑に実施するための、国道や高速道路管理者との道路占用等の手続き調整や、消毒資機材等確保に係る支援を行う。

【国、県、市町村、民間】《保健医療・福祉》【健福、県土】

《目標指標》

- ・予防接種法に基づく麻しん・風しんワクチン(第2期)の接種率 96.6%(R1) → 98%以上(R3)【健福】
- ・予防接種法に基づく四種混合ワクチン(破傷風を含む)接種率 97.0%(R1) → 98%以上(R3)【健福】
- ・予防接種法に基づく高齢者インフルエンザワクチン接種率 54.5%(R1) → 60%以上(R3)【健福】

2-6) 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

【防災・健福】

(避難先の増設、耐震化・設備整備の促進)

- 市町村に対して、指定緊急避難場所や指定避難所以外の施設の活用の検討や、ホテルや旅館等を活用する取組を促す。《保健医療・福祉》
- 福祉避難所として指定できる施設は専門職員の配置など、さまざまな要件が必要となり限りがあるため、近隣市町村との連携などを推進していく。
- 避難所の機能強化のため、引き続き、市町村が実施する耐震化や良好な生活環境を確保するための設備整備の取組みを促進する。

【県、市町村】《危機管理／行政機能》【防災】

(避難所における感染症対策)

- 避難所における感染症のまん延防止のため、手洗い及び手指消毒の励行、マスクの着用を徹底するとともに、トイレ等汚染の可能性のある区域を明確に区分し、生活空間の衛生の確保を図る。また、入所時の健康観察、3つの密（密集、密接、密閉）回避等の対応により、新型コロナウイルス感染症などの避難所におけるクラスター発生防止を図る。【健福】
- 避難所における感染予防のための資機材の備蓄を計画的に行う。【防災】

【県、市町村】《保健医療・福祉》

3. 必要不可欠な行政機能は確保する

3-1) 被災による警察機能の大幅な低下に伴う治安の悪化【警察】

(警察関係施設の耐震化・老朽化対策等の推進)

- 災害時に防災拠点となる警察関係施設のより一層の耐震化・耐災害性の強化を図るとともに、老朽化した施設を計画的に整備する。また、「新耐震基準」以前に建設され、老朽化が進んでいる警察職員宿舎の整備等を推進する。(2-3にも記載)

【県】《行政機能》【警察】

(被災による警察機能低下の回避)

- 災害時であっても県民の安全と安心を確保する上で必要不可欠な「継続の必要な通常業務」を遂行するため、各種計画の不断の見直しを行う。

【県】《行政機能》【警察】

(信号機電源付加装置の整備)

- 停電による信号機の停止が原因で発生する交通渋滞と交通事故を回避するため、主要交差点における信号機電源付加装置の整備を進める。

【県】《行政機能》【警察】

《目標指標》

- ・ 信号機電源付加装置整備率 78 基 (R1) → 98 基 (R7)【警察】

3-2) 県内外の行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下【総務・企画・防災】

(県庁舎、総合支庁舎の耐震化・維持管理等)

- 県災害対策本部及び同本部地域支部が設置される県庁舎、総合支庁舎（地域振興局含む）等の不特定多数が集まる県有施設については、「新耐震基準」により建築又は耐震改修が完了していることから、今後は、「山形県県有建物長寿命化計画」に基づき、施設の長寿命化を推進するとともに、計画的な維持管理・更新を行う。

【県】《行政機能／建築住宅》【総務、各部署】

(県の業務継続に必要な体制の整備)

- 地震等の大規模災害発生時に、迅速かつ的確に山形県地域防災計画に基づく応急対策業務や復旧・復興業務に取り組みながら、県民生活に密着する行政サービスなど災害発生時にも必要とされる通常業務を維持するため、「山形県庁舎業務継続計画」及び「総合支庁版業務継続計画」の内容について、昨今発生している自然災害等への対応事例を踏まえて検証や見直しを行いながら、業務継続に必要な体制整備を進める。

【県】《行政機能／危機管理》【総務、防災】

(情報管理部門における業務継続体制の整備)

- 県においては、非常時でも優先的に実施しなければならない業務に不可欠な情報システムのICT-BCP（情報システムの業務継続計画）を策定し、業務の継続性を確保するための対策を講じるとともに、ICT-BCPの実効性を高めるため、訓練等により定期的に計画内容の点検・更新を行う。
- 市町村におけるICT-BCPの策定を促進するとともに、災害時のシステム不稼働のリスクを減らすため、引き続き自治体クラウドの導入やデータセンターの活用など、情報システムの機能維持のための取組みを促進する。
- 県では、各種ネットワークシステムの安定的な稼働の基盤となるネットワーク回線の断線による不通のリスクを減らすため、公所等からネットワークに接続するアクセス回線の冗長化整備を一層進める。

【企画】

- 県では、災害時における正確な情報伝達や的確な行政判断を行ううえで、機動性に優れたモバイル端末の利用が有効であることから、行政機能確保のために、より一層モバイル端末の整備を進める。【総務】

【県、市町村】《行政機能／ライフ・情報》

(災害時に防災拠点となる庁舎の耐震化の推進)

- 災害時に防災拠点となる庁舎の耐震化について、県関係庁舎はすべて完了している一方、市町村関係庁舎は遅れていることから、市町村庁舎の耐震化を一層促進する。

【市町村】《行政機能／建築住宅》【防災】

(大規模災害時における広域連携の推進)

- 大規模災害発生時において、他県等の応援を受ける際の具体的な方針等を示した「災害時広域受援マニュアル（平成29年3月）」や、他県への具体的な広域支援対策の活動手順を示した「広域支援対策活動マニュアル（平成30年4月）」に加え、応援・受援に関する総合調整等を定めた総合的な計画として「応援・受援計画（仮）」の策定を進める。（2-1にも記載）

【県、市町村、民間】《危機管理／行政機能》

- 大規模災害発生時において、総務省が構築している「被災市区町村応援職員確保システム」における「総括支援チーム」として、被災市町村の長の指揮の下災害マネジメントを総括的に支援するため、被災市町村へ派遣する「災害マネジメント総括支援員」、「災害マネジメント支援員」としての役割を担う県職員等を確保する。

【県】《行政機能／危機管理》

【防災】

(災害時における行政機関相互の通信手段の確保)

- 大地震など大規模災害発生時の通信事業者回線が機能しない場合でも、行政機関相互の通信手段を確保するため、自営の通信網としての県防災行政通信ネットワークの適切な維持管理を行う。（1-7, 4-1, 4-3にも記載）

【国、県、市町村】《行政機能／危機管理》【防災】

(緊急車両に供給する燃料の確保)

- 石油関係団体と締結した協定に基づき、優先的に供給する緊急車両の範囲の拡大や具体的な実施方法の確認により、災害時における、救助・救急等にあたる緊急車両への燃料供給の確保を図る。（2-4にも記載）

【県、市町村、民間】《行政機能／危機管理》【防災】

(自主防災組織等と連携した避難所運営の推進)

- 避難所運営の体制強化のため、自主防災組織等の地域住民中心の避難所運営ができるよう、住民主体の避難所運営マニュアルの作成などの市町村の取組みを促進する。また、女性を含め多様な主体が避難所運営に参画することにより、トイレをはじめ配慮が必要な施設や場面においてプライバシーや安全が確保されるよう、市町村の取組みを促進する。

【県、市町村】《危機管理》【防災】

《目標指標》

- ・ 庁舎の耐震化率（市町村） 76.2%（H30）→ 100%（R7）【防災】
- ・ 「応援・受援計画（仮）」の策定（～R6）（2-1にも記載）【防災】
- ・ 災害時における県防災行政通信ネットワークの重大障害（通信不能等）の発生 0回（4-1, 4-3にも記載）【防災】

4. 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

4-1) 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止【企画・防災】

(情報通信機器の利用継続が可能となる体制の整備)

- 災害により電力供給が停止した事態に備え、電話事業者による非常用電源設備の整備を促進する。

【民間】《ライフ・情報》【企画】

(災害時における行政機関相互の通信手段の確保)

- 大地震など大規模災害発生時の通信事業者回線が機能しない場合でも、行政機関相互の通信手段を確保するため、自営の通信網としての県防災行政通信ネットワークの適切な維持管理を行う。(3-2, 4-3にも記載)

【国、県、市町村】《行政機能/危機管理》【防災】

《目標指標》

- ・災害時における県防災行政通信ネットワークの重大障害(通信不能等)の発生 0回(3-2, 4-3にも記載)【防災】

4-2) テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態【総務・企画・防災】

(災害情報伝達手段の確保)

- テレビ・ラジオ放送等が中断した際にも、県民に災害情報を提供できるよう、代替手段の整備や災害情報共有システム(Lアラート*)、緊急速報メール、SNS、防災アプリ等の活用を進めていく。また、ホームページによる情報発信(スマートフォン向け含む)や、SNS等による双方向通信機能の活用等により、効果的な情報伝達の確保を図る。

また、正確な危機管理情報を県民に対し迅速に発信を行う。

【県、市町村、民間】《行政機能/危機管理》【総務、防災】

※ Lアラート…
〔災害関連情報の発信者である県・市町村と放送事業者等をインターネット上の共通基盤で繋ぎ、地域住民に迅速かつ効率的に情報提供を実施するもの〕

(災害時における住民等への情報伝達体制の強化)

- 災害時の住民等への情報伝達を確実にするため、民間テレビ・ラジオ事業者等におけるBCP(業務継続計画)や災害対応マニュアルの策定、大規模自然災害発生に備えた訓練の実施を推進していくとともに、放送設備の損壊や電力供給が停止した事態に備え、予備放送設備や非常用電源設備の整備を促進する。

【民間】《ライフ・情報》【企画】

(災害時における住民への情報伝達の強化)

- 災害時に、対象となるあらゆる住民等に対して防災情報や避難情報を迅速かつ確実に伝達する手段として非常に有効な同報系防災行政無線など情報一斉伝達システムの整備や地域の実情に合わせて防災ラジオや戸別受信機などの最適な情報伝達手段の整備など多様化・多重化を促進する。

【市町村】《危機管理/行政機能》【防災】

(自主防災組織の育成強化等)

- 災害による被害を最小限にとどめるためには、住民間の情報伝達など地域防災活動の充実が不可欠であり、災害時に、自主防災組織が効果的に防災活動を行えるよう平常時からの活発な活動を促進・支援していく。(1-7, 2-3, 8-3にも記載)

【県、市町村、民間】《危機管理》【防災】

《目標指標》

- ・自主防災組織率 90.2% (R1) → 95% (R6) (1-7, 2-3, 8-3にも記載)【防災】

4-3) 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態【総務・企画・防災】

(災害情報の収集・伝達手段の確保)

- 情報サービスを活用した情報収集が困難な場合でも、職員が災害現場で収集した情報等をパブリシティの活用による新聞等への掲載依頼や、避難所への情報掲出などを行い、限られた状況で収集した情報を住民に伝達する。

【県、市町村】《行政機能／危機管理》【総務、防災】

(災害時における情報サービスが継続可能な体制及び設備の整備)

- 災害時における情報収集及び情報伝達を確実にするため、情報サービス事業者等におけるBCP（業務継続計画）や災害対応マニュアルの策定、訓練の実施等を推進するとともに、設備の損壊や電力供給の停止に備えた二重化やクラウド化等によるリダンダンシーの確保を促進する。

【民間】《ライフ・情報》【企画】

(災害時における行政機関相互の通信手段の確保)

- 大地震など大規模災害発生時の通信事業者回線が機能しない場合でも、行政機関相互の通信手段を確保するため、自営の通信網としての県防災行政通信ネットワークの適切な維持管理を行う。(3-2, 4-1にも記載)

【国、県、市町村】《行政機能／危機管理》【防災】

《目標指標》

- ・災害時における県防災行政通信ネットワークの重大障害（通信不能等）の発生 0 回 (3-2, 4-1にも記載)【防災】

5. 経済活動を機能不全に陥らせない

5-1) サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下に伴う経済活動の停滞【産業・県土】

(企業の事業継続計画(BCP)の策定促進)

- 災害が発生した際に、企業が事業活動を継続し、あるいは事業の中断を余儀なくされた場合でも出来るだけ早期に復旧できるようにするため、県内企業におけるBCP策定を促進する。特に、中小・小規模事業者に対しては、「山形県版BCPモデル」の活用促進等の取組みにより、BCP策定を支援する。(8-7にも記載にも記載)
【県、民間】《産業経済》【産業】

(リスク分散を重視した企業誘致等の推進)

- 経済活動のリスク分散やサプライチェーンの強靱化を図るため、首都圏等に所在する企業の本社機能や海外生産拠点等の本県への移転、誘致に向けた取組みを推進する。
【県、市町村】《産業経済》【産業】

(港湾施設の整備・老朽化対策の推進)

- 優先順位を決めた「酒田港港湾機能継続計画(港湾BCP)」に基づき、官民連携による港湾施設の復旧を図る。また、予防保全の考え方に基づき、計画的な維持管理・更新を実施する。(1-3, 5-3, 5-4, 5-5にも記載にも記載)
【国、県、民間】《交通基盤》【県土】

(緊急輸送道路等の整備及び確保)

- 救急救援活動等に必要な緊急輸送道路や避難路について、国、市町村や高速道路管理者と連携を図り整備を推進するとともに、緊急輸送道路等の無電柱化や落石等危険箇所の防災対策、橋梁の耐震補強、道路を跨ぐ各種施設、トンネル及びスノー(ロック)シェッドの長寿命化を推進する。
- 物流上重要な道路輸送網である重要物流道路について、平常時・災害時を問わない安定的な輸送を確保するため、道路整備を推進する。
あわせて、代替・補完路についても災害時の輸送等を確保するため、道路整備を推進する。
(1-1, 2-1, 2-4, 5-5, 7-1, 8-4にも記載にも記載)【国、県、市町村】《交通基盤》【県土】

《目標指標》

- ・緊急輸送道路に係る道路橋耐震補強対策の進捗率 96.8%(R1) → 98.8%(R5) (1-1, 2-1, 2-4, 5-5, 7-1, 8-4にも記載)【県土】

5-2) エネルギー供給の停止による社会経済活動、サプライチェーンの維持への甚大な影響【環境】

(再生可能エネルギーの導入拡大)

- 安全で持続可能なエネルギー源である再生可能エネルギーの導入拡大を図るため、風力発電や太陽光発電など大規模事業の展開促進によりエネルギー供給量の確保を図る。
また、太陽光やバイオマス、中小水力、地中熱などそれぞれの地域特性に応じた電源・熱源を利用した分散型のエネルギー供給体制(エリア供給システム)を整備するとともに、家庭・事業所及び公共施設への再生可能エネルギー設備の導入を促進する。
さらに、株式会社やまがた新電力による県内の再生可能エネルギー発電事業者から電力を調達し県内の需要家に供給する地域エネルギー事業を通して、エネルギーの「地産地消」を進める。(6-1にも記載)
【国、県、市町村、民間】《ライフ・情報/産業経済》【環境】

《目標指標》

- ・山形県エネルギー戦略策定後の再生可能エネルギー開発量 55.8万kW(R1) → 80.9万kW(R6)(参考:R12目標101.5万kW)(6-1にも記載)【環境】

5-3) コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等【防災・県土】

(石油コンビナートの防災体制の充実強化)

- 東日本大震災の教訓やこれまでのコンビナート災害により得られた知見等を踏まえ、津波による被害想定、事業継続性の確保、情報連絡体制の整備の観点から石油コンビナート等防災計画を見直すなど、防災体制の一層の充実強化を図る。
- 酒田海上保安部や酒田地区広域行政組合消防本部などの関係機関と連携して実施している実地訓練について、さらなる応急対処能力の向上を図るため、より実践的な内容による訓練を実施する。
【国、市町村、民間】《危機管理／産業経済》【防災】

(港湾施設の整備・老朽化対策の推進)

- 石油コンビナートや重要な産業施設等を守るため、防波堤の整備を推進する。さらに、予防保全の考え方にに基づき、計画的な維持管理・更新を実施する。(1-3, 5-1, 5-4, 5-5にも記載にも記載)
【国、県、民間】《交通基盤》【県土】

5-4) 海上輸送の機能の停止による海外貿易への甚大な影響【産業・県土】

(港湾機能継続のための体制整備)

- 「酒田港港湾機能継続計画」(港湾BCP)に基づき、行政機関、民間事業者が協働して、大規模災害発生時に港湾被災による経済活動への影響を最小限とするための具体的な行動計画を整備する。
【国、県、市町村、民間】《産業経済》【産業・県土】

(港湾施設の整備・老朽化対策の推進)

- 優先順位を決めた「酒田港港湾機能継続計画(港湾BCP)」に基づき、官民連携による港湾施設の復旧を図る。また、予防保全の考え方にに基づき、計画的な維持管理・更新を実施する。(1-3, 5-1, 5-3, 5-5にも記載にも記載)
【国、県、民間】《交通基盤》【県土】

5-5) 基幹的交通ネットワーク(陸上、海上、航空)の機能停止による物流・人流への甚大な影響

【企画・県土】

(高規格道路等の整備)

- 大規模災害時に県内外の被災地支援を迅速に行うとともに、経済活動の維持、早期の復旧・復興に資するよう、高規格道路等のミッシングリンク解消や4車線化、一般道の防災課題解消によるダブルネットワーク強化を図り、リダンダンシーなどの機能の確保を促進する。
- 併せて、高速道路等へのアクセス性向上のため、追加インターチェンジやスマートインターチェンジ、アクセス道路の整備を進める。
(8-4にも記載)【国、県、市町村、民間】《交通基盤》【県土】

(緊急輸送道路等の整備及び確保)

- 救急救援活動等に必要な緊急輸送道路や避難路について、国、市町村や高速道路管理者と連携を図り整備を推進するとともに、緊急輸送道路等の無電柱化や落石等危険箇所の防災対策、橋梁の耐震補強、道路を跨ぐ各種施設、トンネル及びスノー(ロック)シェッドの長寿命化を推進する。
- 物流上重要な道路輸送網である重要物流道路について、平常時・災害時を問わない安定的な輸送を確保するため、道路整備を推進する。
あわせて、代替・補完路についても災害時の輸送等を確保するため、道路整備を推進する。
(1-1, 2-1, 2-4, 5-1, 7-1, 8-4にも記載)【国、県、市町村】《交通基盤》【県土】

(道路施設の防災対策・耐震化・老朽化対策の推進)

- 道路施設の防災対策について、落石崩壊、岩石崩壊や雪崩などの道路防災総点検の結果に基づき、引き続き計画的に対策工事を進める。また、橋梁の耐震化についても、緊急輸送道路等の橋梁を中心に計画的に対策工事を実施する。
- 橋梁をはじめとする道路施設等の老朽化対策については、各施設の長寿命化修繕計画に基づき、計画的な維持管理・更新を実施する。
(6-4にも記載)【国、県、市町村】《交通基盤》【県土】

(奥羽・羽越新幹線の整備)

- 東北地域と首都圏や西日本とを結ぶ高速交通ネットワークのリダンダンシー機能の確保や、日本海国土軸の形成を図り、東京一極集中を是正するため、フル規格の奥羽・羽越新幹線整備の早期実現に向けて取り組む。
〔8-4にも記載〕〔国、県、市町村、民間〕《交通基盤》【企画】

(山形新幹線の福島～米沢間トンネルの整備)

- 福島～米沢間における抜本的な防災対策として、トンネル整備の早期事業化に向けて取り組む。(1-6, 8-4にも記載)
〔国、県、民間〕《交通基盤》【企画】

(鉄道施設の耐震化・防災対策の促進)

- 災害時における鉄道利用者の安全性の確保及び大量輸送等の鉄道機能を維持するため、予め鉄道事業者による線路等鉄道施設の耐震性の強化や大雨・大雪等自然災害の防止に向けた雪崩防止柵等の整備を促進する。
- 災害発生時、鉄道利用者の安全確保を第一に速やかな対応を図るとともに、施設復旧までの期間の代行バス運行など、鉄道利用者の利便性を確保するよう、鉄道事業者における取組みを促進する。
〔6-4にも記載〕〔国、県、市町村、民間〕《交通基盤》【企画】

(地方航空ネットワークの維持・拡大)

- 山形空港、庄内空港は、東日本大震災直後に、多くの臨時旅客便や防災ヘリを受け入れ、被災地への救援物資や旅客を輸送する拠点空港として機能したことを踏まえ、大規模災害時におけるリダンダンシー機能を確保・向上するため、本県2空港を含めた地方空港の機能強化や路線の維持・拡大を図る。
〔8-4にも記載〕〔国、県、市町村、民間〕《交通基盤》【企画】

(空港及び港湾施設の整備・老朽化対策の推進)

- 空港施設については、大規模災害時に防災機能を発揮するため、滑走路などの機能強化を推進する。
- 港湾施設については、優先順位を決めた「酒田港港湾機能継続計画(港湾BCP)」に基づき、官民連携による港湾施設の復旧を図る。(1-3, 5-1, 5-3, 5-4にも記載)
- 空港施設・港湾施設とも予防保全の考え方に基づき、計画的な維持管理・更新を実施する。(1-3, 5-1, 5-3, 5-4にも記載)
〔国、県〕《交通基盤》【県土】

≪目標指標≫

- ・ 県内の高速道路供用率 76% (R1) → 88% (R7) 【県土】
- ・ 道路防災点検要対策箇所の整備進捗率 55.7% (R1) → 69.3% (R7) (1-1, 2-1, 2-2, 2-4, 6-4, 7-1, 8-4にも記載) 【県土】
- ・ 緊急輸送道路に係る道路橋耐震補強対策の進捗率 96.8% (R1) → 98.8% (R5) (1-1, 2-1, 2-4, 5-1, 7-1, 8-4にも記載) 【県土】

5-6) 食料等の安定供給の停滞【農林】

(災害時における生鮮食料品の安定供給)

- 卸売市場について、災害時でも生鮮食料品等を安定供給するため、防災性に配慮した施設整備を進めるとともに、平時から、災害時における電気・水・燃料の確保策や危機管理対応マニュアルの整備、卸売市場間の連携等の対策を講じるよう働きかけを行う。また、災害時においても業務継続できる体制の確立を図るため、市場開設者、卸売業者、仲卸業者等によるBCP(事業継続計画)の策定等を促進する。
〔市町村、民間〕《農林水産》【農林】

(食料生産基盤の整備)

- 災害が発生しても、安定的に食料生産ができるよう、施設の耐震化などの防災・減災対策を含めた、農地や農業水利施設などの生産基盤の整備を推進する。
〔県、市町村、民間〕《農林水産》【農林】

6. ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

6-1) 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LP ガスサプライチェーンの長期間にわたる機能の停止【環境】

（再生可能エネルギーの導入拡大）

- 安全で持続可能なエネルギー源である再生可能エネルギーの導入拡大を図るため、風力発電や太陽光発電など大規模事業の展開促進によりエネルギー供給量の確保を図る。

また、太陽光やバイオマス、中小水力、地中熱などそれぞれの地域特性に応じた電源・熱源を利用した分散型のエネルギー供給体制（エリア供給システム）を整備するとともに、家庭・事業所及び公共施設への再生可能エネルギー設備の導入を促進する。

さらに、官民協同で設立した株式会社やまがた新電力による県内の再生可能エネルギー発電事業者から電力を調達し県内の需要家に供給する地域エネルギー事業を通して、エネルギーの「地産地消」を進める。

【国、県、市町村、民間】《ライフ・情報／産業経済》【環境】

《目標指標》

- ・山形県エネルギー戦略策定後の再生可能エネルギー開発量 55.8万kW (R1) → 80.9万kW (R6) (参考：R12目標 101.5万kW) (5-2にも記載)【環境】

6-2) 上水道や農業用水、工業用水の長期間にわたる供給停止【防災・産業・農林・企業】

（水道施設の耐震化・老朽化対策の推進）

- 水道施設の耐震化率は、基幹管路を除き全国水準を下回っていることから、老朽化対策と併せ、耐震化を着実に進める。(2-1にも記載)

【県、市町村】《ライフ・情報》【防災、企業】

（農業水利施設の耐震化・老朽化対策の推進）

- 基幹的な農業水利施設について、機能診断を速やかに実施し、これに基づく耐震化・老朽化対策を着実に推進する。

【県、市町村、民間】《農林水産》【農林】

（工業用水道施設の耐震化・老朽化対策の推進）

- 工業用水道は、大規模地震等においても工場やインフラ関係企業にとって不可欠なものであることから、施設更新も考慮しながら施設の耐震化を進める。

【県】《産業経済》【産業、企業】

（災害時の応急給水体制などの整備）

- 水道事業においては、給水拠点の確保のための緊急遮断弁、耐震性非常用貯水槽などの整備と併せ、速やかな応急給水や復旧活動のための復旧資機材及び災害時における応援協定に基づく各種関係事業者との連携した応急給水体制などの整備を進める。(2-1にも記載)

【県、市町村、民間】《ライフ・情報》【防災、企業】

- 工業用水道事業（県営）においては、早期復旧のための資機材整備・復旧体制等の充実を推進する。

【県】《産業経済》【産業、企業】

《目標指標》

- ・水道の基幹管路の耐震適合率 42.6% (R1) → 47% (R7) (2-1にも記載)【防災、企業】
（うち用水供給事業 72% (R1) → 75% (R9)）(2-1にも記載)【企業】
- ・工業用水道（県営）管路の耐震適合率 71% (R1) → 75% (R9)【企業】

6-3) 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止【環境・農林・県土】

(下水道に係る業務継続計画（BCP）策定・施設耐震化等の推進）

- より実効性のある下水道BCPの策定、及び下水道施設のストックマネジメント計画及び耐水化計画の策定を推進する。また、下水道施設の耐震化、耐水化及びストックマネジメント計画等に基づく改築・更新及び雨天時浸入水に起因する汚水溢水防止対策を着実に進める。

【県、市町村】《ライフ・情報》【県土】

(農業集落排水施設の機能保持・老朽化対策の促進)

- 汚水処理施設について、災害時の停電による冠水及び浸水被害を防止するため、非常用エンジンポンプや自家発電機の設置及び止水対策を進めるとともに、施設の機能診断を行い、必要な保全対策工法や改修等の実施時期を定めた最適整備構想に基づき適切な維持修繕を施すなど、老朽化対策を促進する。

【県、市町村、民間】《ライフ・情報／農林水産》【農林】

(合併処理浄化槽への転換促進)

- 第三次山形県生活排水処理施設整備基本構想に基づき、市町村生活排水処理施設整備基本計画を着実に推進し、単独処理浄化槽から災害に強い合併処理浄化槽への転換を引き続き促進する。

【県、市町村、民間】《ライフ・情報》【環境】

≪目標指標≫

- ・下水道施設の耐水化計画策定率 県（流域）・該当市町村（公共） 0%（R1）→ 100%（R3）【県土】
- ・下水管渠の耐震化率 県（流域） 85%（R1）→ 89%（R6）【県土】
- ・合併処理浄化槽の普及率（対人口） 8.5%（R1）→ 9.3%（R7）【環境】

6-4) 地域交通ネットワークの長期間にわたる機能停止【企画・農林・県土】

(鉄道施設の耐震化・防災対策の促進)

- 災害時における鉄道利用者の安全性の確保及び大量輸送等の鉄道機能を維持するため、予め鉄道事業者による線路等鉄道施設の耐震性の強化や大雨・大雪等自然災害の防止に向けた雪崩防止柵等の整備を促進する。
- 災害発生時、鉄道利用者の安全確保を第一に速やかな対応を図るとともに、施設復旧までの期間の代行バス運行など、鉄道利用者の利便性を確保するよう、鉄道事業者における取組みを促進する。

(5-5にも記載)

【国、県、市町村、民間】《交通基盤》【企画】

(路線バス等地域公共交通の確保)

- 災害発生に伴い道路等が寸断され、バス路線等地域公共交通の運行が困難な場合、道路管理者とバス事業者との情報共有を図り、代替路線による迂回路運行を早期に行うなど臨機応変な運行を行い地域公共交通を確保するため、平時から関係機関等との連携構築等を図る。

【県、市町村、民間】《交通基盤》【企画】

(農道施設の耐震化・長寿命化対策の推進)

- 農道として管理している農道橋を適切に維持管理するとともに、施設の点検を行い、保全対策実施時期・対策工法等を定めた個別施設計画に基づき、施設の耐震化及び老朽化に対応した施設の長寿命化対策を計画的に実施する。

【県、市町村】《農林水産》【農林】

(林道施設の長寿命化対策と林道の開設等の推進)

- 災害時の避難や救援等に備え、林道施設の個別施設計画に基づき、計画的な点検と長寿命化対策を実施するとともに、林道の開設や改良を計画的に実施する。(2-2にも記載)

【県、市町村】《農林水産》【農林】

(道路施設の防災対策・耐震化・老朽化対策の推進)

- 道路施設の防災対策について、落石崩壊、岩石崩壊や雪崩などの道路防災総点検の結果に基づき、引き続き計画的に対策工事を進める。また、橋梁の耐震化についても、緊急輸送道路等の橋梁を中心に計画的に対策工事を実施する。
- 橋梁をはじめとする道路施設等の老朽化対策については、各施設の長寿命化修繕計画に基づき、計画的な維持管理・更新を実施する。

(5-5にも記載)

【国、県、市町村】《交通基盤》【県土】

≪目標指標≫

- ・林道施設の個別施設計画の策定率 31.4%（R1）→ 100%（R3）(2-2にも記載)【農林】
- ・道路防災点検要対策箇所等の整備進捗率 55.7%（R1）→ 69.3%（R7）(1-1, 2-1, 2-2, 2-4, 5-5, 7-1, 8-4にも記載)【県土】

6-5) 防災インフラの長期間にわたる機能不全【県土】

(砂防施設の整備・維持管理の推進)

- 砂防施設の長寿命化や技術革新等に対応した更新によるコスト削減を念頭に、既存施設の現状把握、機能・効果等の判定を行い、計画的な施設更新・修繕等を実施する。(1-5, 7-2にも記載)

【国、県】《県土保全【県土】

7. 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

7-1) 沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞等による交通麻痺【県土】

(緊急輸送道路等の避難路沿道建築物の耐震化)

- 救急救援活動等に必要緊急輸送道路や避難路について、被災時において避難や救助を円滑かつ迅速に行うために沿道建築物の耐震化を促進する。(1-1, 1-2にも記載)《建築住宅》【県土】

(緊急輸送道路等の整備及び確保)

- 救急救援活動等に必要緊急輸送道路や避難路について、国、市町村や高速道路管理者と連携を図り整備を推進するとともに、緊急輸送道路等の無電柱化や落石等危険箇所の防災対策、橋梁の耐震補強、道路を跨ぐ各種施設、トンネル及びスノー(ロック)シェッドの長寿命化を推進する。
- 物流上重要な道路輸送網である重要物流道路について、平常時・災害時を問わない安定的な輸送を確保するため、道路整備を推進する。
あわせて、代替・補完路についても災害時の輸送等を確保するため、道路整備を推進する。
(1-1, 2-1, 2-4, 5-1, 5-5にも記載)《交通基盤》【県土】

《現状指標》

- ・道路防災点検要対策箇所の整備進捗率 55.7% (R1) (1-1, 2-1, 2-2, 2-4, 5-5, 6-4, 8-4にも記載)【県土】
- ・緊急輸送道路に係る道路橋耐震補強対策の進捗率 96.8% (R1) → 98.8% (R5) (1-1, 2-1, 2-4, 5-1, 5-5, 8-4にも記載)【県土】

7-2) ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂・火山噴出物の流出による多数の死傷者の発生【農林・県土】

(ため池の適切な保全体制の構築)

- 「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」の施行を踏まえ、耐震、豪雨対策調査結果に基づき、集中的かつ計画的なため池整備を実施するとともに、ため池の監視及び保全管理体制の構築を図り、住民の迅速な避難につながるよう「ため池ハザードマップ」の作成・公表を推進する。
【県、市町村】《農林水産／危機管理》【農林】

(治山施設等の整備などの土砂災害対策の推進)

- 治山施設や地すべり防止施設の整備などの土砂災害対策を進め、山地災害の防止や水源の涵養など、森林の有する公益的機能の維持・増進を図る。また、治山施設や地すべり防止施設の個別施設計画に基づき、計画的な点検と長寿命化対策を図る。(1-5, 2-2, 7-4にも記載)
【県】《農林水産》【農林】

(砂防施設の計画的な維持管理の推進)

- 砂防施設の長寿命化や技術革新等に対応した更新によるコスト削減を念頭に、既存施設の現状把握、機能・効果等の判定を行い、計画的な施設更新・修繕等を実施する。(1-5, 6-5にも記載)
【国、県】《県土保全》【県土】

(土砂災害緊急情報など避難に資する情報伝達体制の整備)

- 融雪や豪雨、巨大地震に伴う大規模地すべり等により天然ダムが形成された場合、決壊による二次災害の発生が懸念されることから、土砂災害緊急情報など避難に資する情報を、住民等に迅速に周知するための体制整備を推進する。
【国、県、市町村】《危機管理／県土保全》【県土】

(河川管理施設の維持管理)

- 治水ダムについては、各設備が今後更新時期を迎えることから、ライフサイクルコストの削減など一層の効率的な維持管理・更新や堆砂の除去等を推進するため、計画的な長寿命化計画を策定し補修・更新を行う。(1-4にも記載)
【国、県】《県土保全》【県土】

《目標指標》

- ・決壊すると多大な影響を与えるため池のハザードマップ公表率 50% (R2) → 100% (R4)【農林】
- ・治山施設等の個別施設計画に基づく長寿命化対策率 0% → 40% (R7) (1-5, 2-2, 7-4にも記載)【農林】
- ・県管理ダムの長寿命化計画策定 12 ダム策定済 (R1) → 13 ダム策定完了 (R7) (1-4にも記載)【県土】

7-3) 有害物質の大規模拡散・流出による被害の拡大【防災・環境】

(有害物質の拡散・流出防止対策の推進)

- 有害物質等の公共用水域への流出若しくは地下への浸透又は大気中への放出の防止を図るため、有害物質を取り扱う施設については、法令に則った設置者の適正な維持管理の徹底を図る。

【県、民間】《環境》【環境】

(危険物施設の耐震化の促進)

- 災害時に、屋外タンク貯蔵所等の被災により危険物が拡散し、引火などによる爆発等の二次災害の防止を図るため、耐震基準に適合しない危険物施設の耐震化を促進する。

【県、市町村、民間】《環境》【防災】

(NBC災害における対応力の強化)

- 大規模なNBC災害時の県消防広域応援隊や緊急消防援助隊などとの連携による災害対応力の強化を図るため、組織間の訓練を行う。また、消防士の安全な活動を確保しつつ対応するため、消防庁の無償貸与資機材などを活用しながら、各消防本部におけるNBC災害対策用資機材を確保する。

※ NBC災害 … { 核 (nuclear)、生物 (biological)、化学物質 (chemical) による特殊災害のことをいい、事故からテロリズム、事件まで幅広い事象が含まれる。地下鉄サリン事件や東京電力福島第一原子力発電所事故などもこれに含まれる。 }

【県、市町村】《行政機能》【防災】

(NBC災害を想定した訓練の実施)

- 化学剤等の拡散・流出を想定した防災訓練等を実施し、有害物質の大規模拡散・流出の場合における対処能力の向上を図る。

【県、市町村】《環境》【防災】

7-4) 農地・森林等の被害による県土の荒廃【農林】

(農地・農業用施設等の保安全管理の推進)

- 農地が持つ保水効果や土壌流出の防止効果などの国土保全機能は、営農の継続により発揮されることから、農家や地域住民が共同で行う水路、農道等の保安全管理を推進する。

【県、市町村、民間】《農林水産／国土保全》【農林】

(治山施設等の整備などの土砂災害対策の推進)

- 治山施設や地すべり防止施設の整備などの土砂災害対策を進め、山地災害の防止や水源の涵養など、森林の有する公益的機能の維持・増進を図る。また、治山施設や地すべり防止施設の個別施設計画に基づき、計画的な点検と長寿命化対策を図る。(1-5, 2-2, 7-2にも記載)

【県】《農林水産》【農林】

(森林の有する多面的機能の発揮)

- 施業コストの低減や森林の間伐及び主伐後の再造林等の森林整備の着実な実施を図るとともに、施業の集約化を図るための条件整備、森林境界明確化、病虫害対策等を推進する。

【県、市町村、民間】《農林水産》【農林】

(持続的な農業・林業等の生産活動)

- 農山漁村における農業・林業等の生産活動を持続し、農地・森林等の荒廃を防ぎ、国土保全機能を適切に発揮させる。

【県、市町村、民間】《農林水産》【農林】

《目標指標》

- ・個別施設計画に基づく治山施設等の長寿命化対策率 0% (R1) → 40% (R7) (1-5, 2-2, 7-2にも記載)【農林】

7-5) 原子力発電所の事故による放射性物質の放出【防災】

(放射線モニタリングの実施)

- 「山形県放射線モニタリングマニュアル」に基づき、福島第一原子力発電所事故の影響把握を行うとともに、隣接県で新たな事故が発生した場合に備え、機器の維持管理等モニタリング実施体制の整備を図る。
【国、県、市町村】《危機管理／環境》【防災、関係部局】

(原発事故発生時の初動対応の強化)

- 「原子力発電所の事故等に係る初動対応マニュアル」に定める初動対応事案を迅速に探知するため、隣接県の原子力発電所（女川、福島第一、福島第二、柏崎刈羽）に関する情報並びに所在地及びその周辺での地震、津波の情報について、原子力事業者と締結した情報連絡等に関する覚書に基づく通報や気象庁等の公表情報などにより、平常時から情報収集に取り組む。
【県】《危機管理》【防災】

(放射線等に関する正しい知識の普及啓発の推進)

- 引き続き、放射線に関する相談窓口において県民からの様々な相談に対応するとともに、県のホームページに構築した放射線に関する情報の集約サイトについて適時見直しを図るなど内容の充実を図り、放射線や原子力災害に関する正しい知識の普及啓発を推進する。
【県】《リスクコミ》【防災、関係部局】

(原子力事業者との連携の強化)

- 原子力発電所における事故等をいち早く把握するため、原子力事業者と締結した情報連絡等に関する覚書に基づき、定期的に連絡会等を開催し、原子力事業者との連携の強化を図る。
【県、民間】《危機管理》【防災】

(原子力災害に係る防災訓練等の充実)

- 引き続き、防災業務関係者に対し、放射線や原子力災害対策に関する教育・研修を継続するとともに、緊急時に適切に対応するため、原子力発電所からの事故等に関する通報の受信、受信後の体制整備などを含めた、より実践的な訓練の実施に取り組む。
【国、県、市町村、民間】《リスクコミ》【防災】

＜目標指標＞

- ・ 原子力災害対策等に関する研修会の参加者数 44 人 (R1) → 250 人 (R3～R6 累計)【防災】

8. 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

8-1) 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態【環エネ】

(災害廃棄物処理計画の策定・運用支援)

- 環境省の「災害廃棄物対策指針」等を十分に踏まえつつ、山形県地域防災計画と整合を図りながら、必要に応じて「山形県災害廃棄物処理計画」の見直しを行うとともに、定期的な講習会等を通して実効性を高める。
- 災害廃棄物処理計画を未策定の市町村に対して、引き続き、計画策定を支援する。また、策定済の市町村に対しては、市町村災害廃棄物処理計画の運用を支援する。

【県、市町村】《環境》【環境】

《目標指標》

- ・災害廃棄物処理計画を策定している市町村数 32団体 (R2) → 全市町村 【環境】

8-2) 復旧・復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態【防災・県土】

(技術職員の派遣による市町村支援)

- (公財)山形県建設技術センターとの協定に基づく災害復旧に必要な技術職員が不足している市町村に対して県職員OBを派遣する仕組みについて、県職員OBの一層の登録増加など、市町村への技術職員の派遣体制の整備を図る。

【県、市町村、民間】《行政機能/リスクコミ》【防災】

(建設関係団体との連携強化)

- 県は、各種建設関係団体と災害時における応急対策への支援について協定を締結しているが、大規模災害時において、建設関係事業者の広域的な応援協力による応急対策が迅速かつ効果的に行われるよう、防災訓練等を通じ一層の連携強化を図る。

【県、民間】《リスクコミ》【防災、県土】

(復旧・復興を担う人材の育成)

- 各種建設関係団体と連携し、道路啓開等の復旧・復興を担う人材（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の育成支援を行う。
- 近年、建設業界への若年入職者の減少、技能労働者の高齢化等による担い手不足が懸念されていることから、業界団体と行政が連携して担い手の確保を図るとともに、ASP（クラウドで活用できるアプリ）をフルに活用して公共事業の受発注者の働き方改革を推進し、就労環境の改善を図る。

【県、民間】《リスクコミ》【県土】

(災害ボランティア活動への参加意欲の醸成)

- 若年層の災害ボランティア活動への参加意欲の醸成とボランティア人材の育成を図るため、「山形県災害ボランティア支援ネットワーク連絡会」と学校の連携による防災教育の取組みを推進する。

【県、民間】《危機管理/リスクコミ》【防災】

《目標指標》

- ・災害復旧業務支援にあたる技術職OBの登録数 ((公財)山形県建設技術センターとの協定)
33人 (R1) → 43人 (R7) 【防災】

8-3) 地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態【企画・防災】

(地域コミュニティの維持)

- 大規模災害時にお互いが支え合う「共助」は、地域コミュニティの基盤であり、市町村と連携し、住民が主体となった地域課題解決に向けた取組みの支援や地域の拠点づくりの支援など、地域コミュニティの維持やその活力を向上する取組みを通して、平時から住民が互いに支え合う関係の維持や深化を図る。

【国、市町村、民間】《危機管理》【企画】

(自主防災組織の育成強化等)

- 災害による被害を最小限にとどめるためには、住民間の情報伝達など地域防災活動の充実が不可欠であり、災害時に、自主防災組織が効果的に防災活動を行えるよう平常時からの活発な活動を促進・支援していく。(1-7, 2-3, 4-2にも記載)

【国、市町村、民間】《危機管理》【防災】

(被災者生活再建支援制度の拡充等)

- 大規模災害発生後、被災者が速やかに生活を再建するためには、被災者生活再建支援制度の活用が有効であり、制度の適用範囲や支給範囲について、一層の拡充に向けた取組みを進めるとともに、市町村と連携した県独自の支援制度の創設を検討するとともに、市町村と連携した県独自の支援制度の創設を検討する。

【国、県、市町村】《危機管理/建築住宅》【防災】

≪目標指標≫

- ・ 自主防災組織率 90.2% (R1) → 95% (R6) (1-7, 2-3, 4-2にも記載)【防災】

8-4) 鉄道・幹線道路等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態【企画・県土】

(高規格道路等の整備)

- 大規模災害時に県内外の被災地支援を迅速に行うとともに、経済活動の維持、早期の復旧・復興に資するよう、高規格道路等のミッシングリンク解消や4車線化、一般道の防災課題解消によるダブルネットワーク強化を図り、リダンダンシーなどの機能の確保を促進する。
- 併せて、高速道路等へのアクセス性向上のため、追加インターチェンジやスマートインターチェンジ、アクセス道路の整備を進める。

(5-5にも記載)

【国、県、市町村、民間】《交通基盤》【県土】

(奥羽・羽越新幹線の整備)

- 東北地域と首都圏や西日本とを結ぶ高速交通ネットワークのリダンダンシー機能の確保や、日本海国土軸の形成を図り、東京一極集中を是正するため、フル規格の奥羽・羽越新幹線整備の早期実現に向けて取り組む。(5-5にも記載)

【国、県、市町村、民間】《交通基盤》【企画】

(山形新幹線の福島～米沢間トンネルの整備)

- 福島～米沢間における抜本的な防災対策として、トンネル整備の早期事業化に向けて取り組む。(1-6, 5-5にも記載)

【国、県、民間】《交通基盤》【企画】

(地方航空ネットワークの維持・拡大)

- 山形空港、庄内空港は、東日本大震災直後に、多くの臨時旅客便や防災ヘリを受け入れ、被災地への救援物資や旅客を輸送する拠点空港として機能したことを踏まえ、大規模災害時におけるリダンダンシー機能を確保・向上するため、本県2空港を含めた地方空港の機能強化や路線の維持・拡大を図る。(5-5にも記載)

【国、県、市町村、民間】《交通基盤》【企画】

(緊急輸送道路等の整備及び確保)

- 救急救援活動等に必要の緊急輸送道路や避難路について、国、市町村や高速道路管理者と連携を図り整備を推進するとともに、緊急輸送道路等の無電柱化や落石等危険箇所の防災対策、橋梁の耐震補強、道路を跨ぐ各種施設、トンネル及びスノー(ロック)シェッドの長寿命化を推進する。
- 物流上重要な道路輸送網である重要物流道路について、平常時・災害時を問わない安定的な輸送を確保するため、道路整備を推進する。

あわせて、代替・補完路についても災害時の輸送等を確保するため、道路整備を推進する。

(1-1, 2-1, 2-4, 5-1, 5-5, 7-1にも記載)

【国、県、市町村】《交通基盤》【県土】

＜目標指標＞

- ・ 県内の高速道路供用率 76% (R1) → 88% (R7) (5-5にも記載)【県土】
- ・ 道路防災点検要対策箇所の整備進捗率 55.7% (R1) → 69.3% (R7) (1-1, 2-1, 2-2, 2-4, 5-5, 6-4, 7-1にも記載)【県土】
- ・ 緊急輸送道路に係る道路橋耐震補強対策の進捗率 96.8% (R1) → 98.8% (R5) (1-1, 2-1, 2-4, 5-1, 5-5, 7-1にも記載)【県土】

8-5) 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

【観文】

(文化財の保存と担い手の確保)

- 文化財を通じて地域住民がふるさとへの理解を深め、文化財継承の担い手として様々な活動に主体的に参画することが、文化財と地域社会の維持発展に不可欠であり、それぞれの文化財の実情に応じた適切な保存や防災対策等を進めるとともに、担い手の確保育成に取り組む。

【県、市町村、民間】《危機管理》【観文】

8-6) 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態【農林・県土】

(応急仮設住宅の供給方針の整備)

- 応急仮設住宅を迅速に供給するため、応急仮設住宅の建設に関する協定を締結している団体と協議し、間取りや仕様について方針を定め、有事の際の応急仮設住宅の供給を円滑化する。

【国、県、市町村、民間】《建築住宅》【県土】

(迅速な復興に資する地籍調査の推進)

- 土地境界の明確化を図る地籍調査は、被災後の迅速な復旧・復興に資するものであるが、進捗率は東北6県では最も低いことから、市町村の計画に応じて推進する。

【県、市町村】《県土保全》【農林】

8-7) 風評被害、生産力の回復遅れ等による地域経済等への甚大な影響【産業・観文】

(風評被害等の防止に向けた正確な情報の発信)

- 災害についての正確な被害情報等を収集し、正しい情報を適時かつ確に提供することにより地理的な誤認識や危険性に対する過剰反応等による風評被害を防ぐため、観光地に関する定期的な情報発信を行うなど、平時から関係機関等との連携を図る。

【県、市町村、民間】《産業経済》【観文】

(企業の事業継続計画(BCP)の策定促進)

- 災害が発生した際に、企業が事業活動を継続し、あるいは事業の中断を余儀なくされた場合でも出来るだけ早期に復旧できるようにするため、県内企業におけるBCP策定を促進する。特に、中小・小規模事業者に対しては、「山形県版BCPモデル」の活用促進等の取組みにより、BCP策定を支援する。(5-1にも記載)

【県、民間】《産業経済》【産業】

【別表3】施策分野ごとの個別事業

(1) 行政機能（警察・消防含む）

施策推進方針	事業名	事業の概要	5か年加速化対策	部局名	担当課名
庁舎等の耐震化・維持管理等の推進	総合支庁舎整備事業費	・総合支庁舎の整備及び営繕の実施	-	総務	管財課
	県庁舎管理営繕費	・県庁舎の改修及び営繕の実施	-	総務	管財課
	県有財産総合管理推進事業費	・県有建物の長寿命化に向けた施設情報システムの利用	-	総務	管財課
県の業務継続に必要な体制の整備	防災対策推進事業費	・県災害対策本部及び地域支部事務局職員用の食料・飲料水の備蓄	-	防災	防災危機管理課
情報管理部門における業務継続体制の整備	電子県庁推進事業費及び先進ICT利活用推進事業費	・自治体クラウドやICT-BCPに関する自治体への研修会実施や導入に向けた職員派遣等の支援、モバイル端末の整備を実施	-	企画	やまがた幸せデジタル推進課
緊急車両、災害拠点病院に供給する燃料の確保	災害時給油所地下タンク製品備蓄促進事業費	・災害時に緊急車両に優先給油を行う「中核SS」に対し、燃料備蓄のための支援を実施	-	防災	防災危機管理課
技術職員の派遣による市町村支援	防災対策推進事業費	・災害時に市町村に派遣する県技術職員OBの装備に対する支援を実施	-	防災	防災危機管理課
災害時における行政機関相互の通信手段の確保	防災行政通信ネットワーク保守管理運営費	・県防災行政通信ネットワークの保守管理	-	防災	防災危機管理課
災害情報伝達手段の確保	防災行政通信ネットワーク保守管理運営費	・Lアラートを通じて住民に迅速かつ効率的に情報提供する防災情報システムの保守管理	-	防災	防災危機管理課
災害時における住民への情報伝達の強化	市町村防災行政無線整備促進事業費	・市町村が行う同報系防災行政無線の整備に対する補助【市町村総合交付金】	-	防災	防災危機管理課
大規模災害時における広域連携の推進	防災対策推進事業費	・8道県連絡会議、総合防災訓練の相互参加等による広域連携の推進	-	防災	防災危機管理課
		・災害マネジメント総括支援員等の確保	-	防災	防災危機管理課
警察・消防関係施設の耐震化・老朽化対策等の推進	警察署整備事業費	・警察関係施設の耐震化・耐災害性の強化及び老朽化した施設の整備	34-3	警察	施設整備課
災害警備活動のための装備資機材の充実強化	一般警察活動費	・災害警備活動に必要な装備資機材の整備	34-1	警察	警備第二課
信号機電源付加装置の整備	災害に備えた道路交通環境の整備費	停電時でも信号機を作動させるため、信号機電源付加装置の整備	56	警察	交通規制課

※「5か年加速化対策」…「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に関する中長期目標一覧の対策に対応する番号を記載

(2) 危機管理

施策推進方針	事業名	事業の概要	5か年加速化対策	部局名	担当課名
津波ハザードマップ・津波避難体制の整備	津波対策推進事業費	・津波避難場所への案内標識設置等に対する補助	-	防災	防災危機管理課
津波避難対策の推進	津波対策推進事業費	・津波避難場所への案内標識設置等に対する補助	-	防災	防災危機管理課
迅速な避難活動に繋がる河川・気象情報提供の強化	洪水警戒情報提供事業費	・山形県河川砂防情報システムの整備等	1-1 115	県土	河川課
火山噴火に対する警戒避難体制の整備	火山防災対策推進事業費	・火山防災協議会において、火山災害に対する警戒避難体制の整備等について協議	-	防災	防災危機管理課
土砂災害に対する警戒避難体制の整備	土砂災害警戒避難情報提供事業費	・土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定のための基礎調査、土砂災害警戒情報の予測精度向上等を実施	1-3	県土	砂防・災害対策課
ため池の適切な保全体制の構築	農業水路等長寿命化・防災減災事業費（防災減災対策）	・ため池ハザードマップ作成などに対する支援や、ため池等の農業水利施設の機能回復及び災害を未然に防止するための対策工事の実施	2	農林	農村整備課
	防災減災事業費（ため池安全度調査）	・ため池の耐震性点検等の実施	2	農林	農村整備課
	防災減災事業費（ため池整備）	・農用地や農業用施設等の災害を未然に防止するために、災害発生のおそれのあるため池の整備等の実施	2	農林	農村整備課
石油コンビナートの防災体制の充実強化	地域防災力充実強化事業費	・石油コンビナート防災体制の強化及び関係機関と連携した防災訓練の実施	-	防災	消防救急課
放射線モニタリングの実施	放射線対策事業費	・モニタリング検討会の実施 ・放射能測定装置の更新	-	防災	防災危機管理課
	環境放射能水準調査費	・原子力規制庁からの受託調査としてモニタリングポストによる空間放射線の測定等を実施	-	防災	防災危機管理課
原発事故発生時の初動対応の強化	放射線対策事業費	・覚書に基づく通報の受信、連絡会開催等	-	防災	防災危機管理課
原子力事業者との連携の強化	放射線対策事業費	・覚書に基づく通報の受信、連絡会開催等	-	防災	防災危機管理課
災害時における行政機関相互の通信手段の確保【再掲】	防災行政通信ネットワーク保守管理運営費	・県防災行政通信ネットワークの保守管理	-	防災	防災危機管理課
災害情報伝達手段の確保【再掲】	防災行政通信ネットワーク保守管理運営費	・Lアラートを通じて住民に迅速かつ効率的に情報提供する防災情報システムの保守管理	-	防災	防災危機管理課
災害時における住民への情報伝達の強化【再掲】	市町村防災行政無線整備促進事業費	・市町村が行う同報系防災行政無線の整備に対する補助【市町村総合交付金】	-	防災	防災危機管理課
土砂災害緊急情報など避難に資する情報伝達体制の整備	大規模土砂災害対策緊急調査費	・地すべりにより重大な災害が急迫している場合、被害想定区域等を関係者へ通知及び周知	107 115	県土	砂防・災害対策課
県の業務継続に必要な体制の整備【再掲】	防災対策推進事業費	・県災害対策本部及び地域支部事務局職員用の食料・飲料水の備蓄	-	防災	防災危機管理課

緊急車両、災害拠点病院に供給する燃料の確保【再掲】	災害時給油所地下タンク製品備蓄促進事業費	・災害時に緊急車両に優先給油を行う「中核SS」に対し、燃料備蓄のための支援を実施	-	防災	防災危機管理課
大規模災害時における広域連携の推進【再掲】	防災対策推進事業費	・8道県連絡会議、総合防災訓練の相互参加等による広域連携の推進	-	防災	防災危機管理課
「道の駅」の防災拠点化の推進	道路改築事業費等	・既存及び整備中の「道の駅」の防災拠点化、業務継続計画の策定などを支援	53 66	県土	道路整備課
災害ボランティアの受入れに係る連携体制の整備	災害ボランティアネットワーク事業	・大規模災害時に、災害ボランティアセンターが速やかに立ち上がり、円滑な運営が可能となる体制づくり	-	防災	消費生活・地域安全課
災害ボランティア活動への参加意欲の醸成	災害ボランティアネットワーク事業	・「山形県災害ボランティア支援ネットワーク連絡会」と学校の連携による防災教育の取組みを推進	-	防災	消費生活・地域安全課
地域の除排雪の担い手確保	いきいき雪国やまがたづくり推進事業費	・広域除雪ボランティアの活動を支援するための経費を助成	-	防災	消費生活・地域安全課
消防団による地域防災力の強化	地域防災力充実強化事業費	・消防団による地域防災力の充実強化に向けた取組みの推進	-	防災	消防救急課
自主防災組織の育成強化等	やまがた防災力向上加速化事業費（自主防災組織の実践力向上研修事業）	・自主防災リーダーを対象とした災害図上訓練等の実施	-	防災	防災危機管理課
自主防災組織等と連携した避難所運営の推進	共助による地域防災力活性化事業費	・住民による避難所運営能力の向上を図るため、平時からの実践的な訓練など地域の防災活動を主導できる防災士の資格取得を支援する防災士養成講座の開催	-	防災	防災危機管理課
文化財の保存と担い手の確保	文化財保護事業費	・国・県指定文化財に対する保存修理等に係る補助や後継者の養成に対する支援の実施	20-1 20-2	観文	文化スポーツ振興課

※「5か年加速化対策」…「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に関する中長期目標一覧の対策に対応する番号を記載

(3) 建築住宅

施策推進方針	事業名	事業の概要	5か年加速化対策	部局名	担当課名
住宅・建築物等の耐震化の促進	住宅リフォーム総合支援事業（耐震改修）	・一定の条件を満たす耐震リフォーム工事に対する補助（住宅・建築物安全ストック形成事業）	9	県土	建築住宅課
不特定多数の者が利用する建築物等の耐震化の促進	私立高等学校施設整備費補助金	・私立高等学校の耐震化等に係る施設整備に対する補助	13-1	総務	学事文書課
	地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金	・高齢者施設の耐震化や災害対策に係る整備に要する費用に対する補助	23-1～4	健福	高齢者支援課
	社会福祉施設整備補助事業費（障がい福祉施設）	・社会福祉法人等が行う障がい福祉関連施設の整備等に対する助成	23-1～4	健福	障がい福祉課
	医療施設等施設・設備整備費	・有床診療所等のスプリンクラー等消防用設備整備の助成、老朽化した病院の病棟建替整備への助成	-	健福	健康福祉企画課
	建築物耐震化促進事業費	・耐震改修促進法による要緊急安全確認大規模建築物のうち民間建築物所有者に県と市が耐震改修費用を補助（地域防災拠点建築物緊急整備促進事業）	9	県土	建築住宅課
	県立学校校舎整備等事業費	・寒河江工業高校校舎の改築に係るPFI事業の推進（耐震性のない校舎・体育館の改築）	-	教育	教育政策課
		・庄内総合高校校舎改築整備事業（耐震性のない校舎の改築）	-	教育	教育政策課
・置賜農業高校畜産実習施設改築事業（老朽化が著しい畜産実習施設の改築）		-	教育	教育政策課	
・酒田光陵高校旧校舎・体育館解体事業（耐震性のない校舎等の解体）		-	教育	教育政策課	
県営住宅の老朽化対策の推進	県営住宅耐震等対策事業費	・県営住宅長寿命化計画に基づき、外壁の改修等、予防保全的な老朽化対策工事を実施（公営住宅等ストック総合改善事業）	86	県土	建築住宅課
都市公園施設の耐震化・計画的な維持管理の推進	都市公園活用推進事業費	・山形県公園施設長寿命化計画に基づく公園施設の修繕・更新	85	県土	都市計画課
空き家対策の推進	空き家対策推進事業費	・空き家を市場へ流通させ利活用を図るため、建物の売買時に実施される中古住宅診断の費用へ助成	-	県土	建築住宅課
		・空き家対策連絡調整会議の開催 ・行政が積極的に関与することで空き家の活用を促進させるモデル事業を、空き家利活用検討会での意見を参考に、市町村や芸工大、公社などと連携し空き家対策を実施 ・空き家の利活用を促進するセミナーの実施	-	県土	建築住宅課
がけ地近接等危険住宅の移転促進	がけ地近接等危険住宅移転事業費	・災害危険区域等にある既存不適格住宅からの移転者に県と市町村が除却費用等を補助	10	県土	建築住宅課

※「5か年加速化対策」…「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に関する中長期目標一覧の対策に対応する番号を記載

(4) 交通基盤

施策推進方針	事業名	事業の概要	5か年加速化対策	部局名	担当課名	
高規格道路等の整備	国直轄高速道路等事業費負担金	・東北中央自動車道、日本海沿岸東北自動車道の整備 (国事業に対する負担金)	51	県土	道路整備課	
	国直轄道路事業費負担金	・地域高規格道路(新庄酒田道路、新潟山形南部連絡道路)等の整備(国事業に対する負担金)	51	県土	道路整備課	
	道路改築事業費(IC)	・東北中央自動車道、地域高規格道路等のIC整備	51	県土	道路整備課	
	道路改築事業費(IC+緊急)	・東北中央自動車道、地域高規格道路等のICアクセス道路の整備	51	県土	道路整備課	
奥羽・羽越新幹線の整備	奥羽・羽越新幹線整備推進事業費	・福島～米沢間トンネルの早期事業化及びフル規格の奥羽・羽越新幹線の整備実現に向けた、県民の機運醸成や政府への要望活動等	-	企画	総合交通政策課	
山形新幹線の福島～米沢間トンネルの整備	奥羽・羽越新幹線整備推進事業費	・福島～米沢間トンネルの早期事業化及びフル規格の奥羽・羽越新幹線の整備実現に向けた、県民の機運醸成や政府への要望活動等	-	企画	総合交通政策課	
地方航空ネットワークの維持・拡大	航空ネットワーク拡充事業費	・山形・庄内両空港の利用拡大と路線定着に向けた取組み	-	企画	総合交通政策課	
緊急輸送道路等の整備・確保	道路改築事業費(緊急)	・緊急輸送道路確保のための道路整備	52	県土	道路整備課	
	道路改築事業費(IC+緊急)	・緊急輸送道路確保のための道路整備	51	県土	道路整備課	
	道路改築事業費	・重要物流道路(代替・補完路)確保のための道路整備	55	県土	道路整備課	
	交通安全道路事業(無電柱化)	・緊急輸送道路確保のための無電柱化対策	54	県土	道路整備課	
	道路施設長寿命化対策事業費	・緊急輸送道路上の橋梁の長寿命化対策及び橋梁耐震補強対策	・道路施設(トンネル、舗装)の長寿命化対策	84	県土	道路整備課
			・道路施設(トンネル、舗装)の長寿命化対策	84	県土	道路保全課
	災害に強いみちづくり推進事業費	・道路の土砂災害防止対策 ・道路冠水対策	52	県土	道路保全課	
道路施設の防災対策・耐震化・老朽化対策の推進	道路施設長寿命化対策事業	・道路橋梁の長寿命化対策及び橋梁耐震補強対策	84	県土	道路整備課	
		・道路施設(トンネル、舗装)の長寿命化対策	84	県土	道路保全課	
	災害に強いみちづくり推進事業費	・道路の土砂災害防止対策	52	県土	道路保全課	
津波避難対策の推進【再掲】	津波対策推進事業費	・津波避難場所への案内標識設置等に対する補助	-	防災	防災危機管理課	
孤立集落アクセスルートの確保	災害に強いみちづくり推進事業費	・道路の土砂災害防止対策	52	県土	道路保全課	
	雪に強いみちづくり推進事業費	・道路の防雪対策及び凍雪害防止対策	52	県土	道路保全課	
	道路施設長寿命化対策事業	・孤立集落アクセスルート上の道路橋梁の長寿命化対策及び橋梁耐震補強対策	84	県土	道路整備課	
	道路施設長寿命化対策事業費	・道路施設(トンネル、舗装)の長寿命化対策	84	県土	道路保全課	

空港及び港湾施設の整備・老朽化対策の推進	空港安全対策事業費	・滑走路の舗装修繕	89	県土	空港港湾課
	港湾施設長寿命化対策事業費	・港湾施設の定期点検及び長寿命化対策工事	87	県土	空港港湾課
道路の防雪施設の整備	雪に強いみちづくり推進事業費	・道路の防雪対策及び凍雪害防止対策	52	県土	道路保全課
道路の除雪体制等の確保	冬期道路交通確保事業費	・県管理道路の除雪	52	県土	道路保全課
街路・都市施設の整備	街路整備事業費	・街路の整備推進	54	県土	都市計画課
「道の駅」の防災拠点化の推進【再掲】	道路改築事業費等	・既存及び整備中の「道の駅」の防災拠点化、業務継続計画の策定などを支援	-	県土	道路整備課

※「5か年加速化対策」…「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に関する中長期目標一覧の対策に対応する番号を記載

(5) 県土保全

施策推進方針	事業名	事業の概要	5か年加速化対策	部局名	担当課名
農地・農業用施設等の保全管理の推進	多面的機能支払交付金	・農家や地域住民による水路や農道の土砂上げ、草刈り等の共同活動に対する支援の実施	-	農林	農村計画課
治水対策の推進	多面的機能支払交付金	・水田の持つ雨水貯留機能を活用した「田んぼダム」の取組みに係る地域の共同活動を支援	1-6	農林	農村計画課
	水田農業低コスト・高付加価値化基盤整備事業費	・豪雨時に雨水貯留機能を発揮し、人命・財産の被害を防止・最小化できるよう農地の基盤整備を実施	1-6	農林	農村整備課
	防災減災事業費（用排水施設整備）	・自然的・社会的状況の変化等により早急に整備を要する農業用水利施設の補強・改修を実施	1-5	農林	農村整備課
	農業水路等長寿命化・防災減災事業費（防災減災対策）	・ため池サポートセンターによるため池の現地パトロールや低水管理などため池管理者への技術指導等の実施	1-6	農林	農村整備課
	河川整備補助事業費	・吉野川、須川、古佐川ほか河川の改修等	1-1	県土	河川課
	河川整備単独事業費	・小規模な河川改修工事等	1-1	県土	河川課
	河川流下能力向上緊急対策事業費	・河川の堆積土砂や支障木の除去等による流下能力の向上	1-1	県土	河川課
	ダム整備事業費	・白水仙ダム等の情報基盤事業等を実施	1-1	県土	河川課
河川管理施設の維持管理	河川管理施設長寿命化対策事業費	・河川管理施設（水門・樋門等）の補修対策等	79-1	県土	河川課
			79-2 101		
砂防施設の整備・維持管理の推進	土砂災害対策事業費（砂防）	・砂防えん堤等の施設整備により、土石流等から県民の生命と財産を保全	1-3	県土	砂防・災害対策課
	土砂災害対策事業費（地すべり）	・集水井等の施設整備により、地すべりから県民の生命と財産を保全	1-3	県土	砂防・災害対策課
	土砂災害対策事業費（急傾斜地）	・法面工等の施設整備により、がけ崩れ等から県民の生命と財産を保全	1-3	県土	砂防・災害対策課
	緊急土砂災害対策事業費	・砂防えん堤等の施設整備により、人家集中地区内に避難所等がある箇所を土砂災害から保全	1-3	県土	砂防・災害対策課
	砂防関係施設長寿命化対策事業費	・砂防関係施設の機能を長期にわたり維持するために必要な補修・改築等を実施	81	県土	砂防・災害対策課
	地域防災力強化型土砂災害対策事業費	・砂防えん堤等の施設整備により、人家集中地区内に重要保全対象(2以上)含む箇所を土砂災害から保全	1-3	県土	砂防・災害対策課
土砂災害に対する警戒避難体制の整備【再掲】	土砂災害警戒避難情報提供事業費	・土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定のための基礎調査、土砂災害警戒情報の予測精度向上等を実施	1-3	県土	砂防・災害対策課

迅速な避難活動に繋がる河川・気象情報提供の強化【再掲】	洪水警戒情報提供事業費	・山形県河川砂防情報システムの整備等	1-1 115	県土	河川課
土砂災害緊急情報など避難に資する情報伝達体制の整備【再掲】	大規模土砂災害対策緊急調査費	・地すべりにより重大な災害が急迫している場合、被害想定区域等を関係者へ通知及び周知	107 115	県土	砂防・災害対策課
海岸保全施設の整備・老朽化対策の推進	海岸環境・保全施設整備事業費	・津波発生時の避難時間確保のための陸閘及び制御装置の改良を行う。（飛島漁港海岸）	1-4	農林	水産振興課
	海岸保全対策事業費	・海岸保全施設の整備及び同施設の老朽化対策等	82	県土	河川課
迅速な復興に資する地籍調査の推進	国土調査費	・土地の面積や境界の明確化による災害復旧の迅速化、公共事業用地取得の円滑化を図るため、市町村が行う地籍調査に対する支援の実施	45	農林	農村計画課

※「5か年加速化対策」…「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に関する中長期目標一覧の対策に対応する番号を記載

(6) 保健医療・福祉

施策推進方針	事業名	事業の概要	5か年加速化対策	部局名	担当課名
医療機関における非常用電源の確保	医療施設等施設・設備整備費	・有床診療所等のスプリンクラー等消防用設備整備の助成、老朽化した病院の病棟建替整備への助成	-	健福	健康福祉企画課
県立病院における非常用電源の確保	燃料費	・県立中央病院、新庄病院、河北病院で自家発電を備え、3日以上燃料を備蓄	22-2	病院	県立病院課
医療・社会福祉施設等における食糧等の備蓄促進	特定給食施設等指導	・各保健所における特定給食施設等の巡回指導において、災害発生時の食糧等備蓄について指導を実施	-	健福	がん対策・健康長寿日本一推進課
災害発生時を想定した社会福祉施設の体制整備	災害時における福祉支援体制の整備事業費	・災害発生時に一般避難所等で要配慮者の支援にあたる「山形県災害派遣福祉チーム」の活動に必要な知識・技術の向上を図るための研修等を実施	-	健福	地域福祉推進課、高齢者支援課
災害派遣医療チーム(DMAT)による医療支援の推進	災害時医療提供体制推進事業費	・DMAT隊員養成研修受講経費の助成 ・本県DMAT、医療機関、消防機関、自衛隊等関係機関の連携による実動訓練(山形空港SCU設置運営訓練)の実施	-	健福	医療政策課
災害拠点精神科病院の指定及び災害派遣精神医療チーム(DPAT)による精神医療及び精神保健活動支援の推進	災害時精神医療派遣体制運営事業費	・災害派遣精神医療チーム(DPAT)の資質向上のための研修会の実施 ・各種研修会への隊員等の派遣	-	健福	障がい福祉課
航空搬送拠点臨時医療施設(SCU)の体制整備	災害時医療提供体制推進事業費	・SCU資器材の維持管理	-	健福	医療政策課
ドクターヘリの活用による救急医療体制の充実	ドクターヘリ運航関連事業費	・ドクターヘリの運航	-	健福	医療政策課
災害医療コーディネート活動による医療支援の推進	災害時医療提供体制推進事業費	・災害医療コーディネーターや医療機関、消防機関、行政等関係機関の職員等を対象とした災害医療コーディネート活動に係る研修の実施	-	健福	医療政策課
周産期医療体制の整備	周産期医療対策事業費	・山形県周産期医療協議会等において、災害医療コーディネーターの補佐役として災害時における周産期医療分野の調整役を担う山形県災害時小児周産期リエゾンの活動内容等について協議	-	健福	医療政策課
	災害時医療提供体制推進事業費	・災害時小児周産期リエゾンの養成及び災害医療コーディネート活動に係る研修の実施	-	健福	医療政策課
防疫対策の推進	感染症対策費	・感染症の発生状況把握、感染症発生時の防疫活動(市町村に消毒等の措置を行わせた場合の費用負担等)	-	健福	コロナ収束総合企画課
災害時の要配慮者支援の促進	やまがた防災力向上加速化事業費(災害時要配慮者支援事業)	・市町村が作成する避難行動要支援者を支援するための個別計画策定モデル地区における策定研修会、ワークショップの開催	-	防災	防災危機管理課

(7) ライフライン・情報通信

※「5か年加速化対策」…「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に関する中長期目標一覧の対策に対応する番号を記載

施策推進方針	事業名	事業の概要	5か年加速化対策	部局名	担当課名
再生可能エネルギーの導入拡大	洋上風力発電推進事業費	・遊佐町沖における再エネ海域利用法に基づく法定協議会の設置・運営に係る調整 ・酒田市沖への導入検討	-	環境	エネルギー政策推進課
	再生可能エネルギー未利用熱等利活用推進事業費	・再エネ熱や、それらを熱源とする再エネ熱利用設備から排出される未利用熱の有効活用の促進	-	環境	エネルギー政策推進課
	再生可能エネルギー等設備導入促進事業費	・家庭及び事業所における再エネ設備や蓄電池の導入に対する助成 ・家庭の災害対応力の強化にも資するV2H (Vehicle to Home) 設備の導入に対する助成	-	環境	エネルギー政策推進課
	地域エネルギーマネジメントシステム構築支援事業費	・県内各地域における地域新電力会社の設立に向けた事業スキームの検討	-	環境	エネルギー政策推進課
	再生可能エネルギー発電事業等資金利子補助事業費	・県商工業振興資金（再生可能エネルギー発電事業促進資金等）に係る利子助成	-	環境	エネルギー政策推進課
水道施設の耐震化・老朽化対策の推進	生活基盤施設耐震化等交付金	・市町村等が実施する水道施設耐震化等費用に対する補助	70-2	防災	食品安全衛生課
	送水管耐震化工事	・耐震性がない送水管を耐震管に布設替え	70-2	企業	水道事業課
下水道に係る業務継続計画（BCP）策定・施設耐震化等の推進	防災・安全社会整備交付金	・下水道施設のストックマネジメント計画及び耐水化計画を策定する ・下水道施設の耐震化、耐水化及びストックマネジメント計画等に基づく改築・更新及び雨天時浸入水に起因する汚水溢水防止対策を着実に進める	72	県土	下水道課
農業集落排水施設の機能保持・老朽化対策の促進	団体営農業集落排水事業費	・市町村が行う農業集落排水施設の機能診断、老朽化対策、耐震化等に対する支援の実施	-	農林	農村整備課
合併処理浄化槽への転換促進	浄化槽整備促進事業費	・単独処理浄化槽等から合併処理浄化槽への転換に対する助成	73	環境	水大気環境課
情報管理部門における業務継続体制の整備【再掲】	電子県庁推進事業費及び先進ICT利活用推進事業費	・自治体クラウドやICT-BCPに関する自治体への研修会実施や導入に向けた職員派遣等の支援、モバイル端末の整備を実施	-	企画	やまがた幸せデジタル推進課

※「5か年加速化対策」…「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に関する中長期目標一覧の対策に対応する番号を記載

(8) 産業経済

施策推進方針	事業名	事業の概要	5か年加速化対策	部局名	担当課名
企業の事業継続計画（BCP）の策定促進	中小企業 BCP 策定支援事業	・災害が発生した際に、事業者の事業活動継続や早期復旧が可能となるよう、山形県版 BCP モデルの活用促進等の取組みにより、県内中小企業の BCP 策定を促進	-	産業	商業振興・経営支援課
リスク分散を重視した企業誘致等の推進	企業立地促進事業費	・製造業等を営む企業が新たに県外から立地する場合及び県内企業が増設する場合に所定の経費を支援	-	産業	産業創造振興課
再生可能エネルギーの導入拡大【再掲】	洋上風力発電推進事業費	・遊佐町沖における再エネ海域利用法に基づく法定協議会の設置・運営に係る調整 ・酒田市沖への導入検討	-	環境	エネルギー政策推進課
	再生可能エネルギー未利用熱等利活用推進事業費	・再エネ熱や、それらを熱源とする再エネ熱利用設備から排出される未利用熱の有効活用の促進	-	環境	エネルギー政策推進課
	再生可能エネルギー等設備導入促進事業費	・家庭及び事業所における再エネ設備や蓄電池の導入に対する助成 ・家庭の災害対応力の強化にも資する V2H (Vehicle to Home) 設備の導入に対する助成	-	環境	エネルギー政策推進課
	地域エネルギーマネジメントシステム構築支援事業費	・県内各地域における地域新電力会社の設立に向けた事業スキームの検討	-	環境	エネルギー政策推進課
工業用水道施設の耐震化・老朽化対策の推進	送水管(圧送管)耐震化工事	・耐震性がない送水管(圧送管)を耐震管に布設替え	71	企業	水道事業課
石油コンビナートの防災体制の充実強化【再掲】	地域防災力充実強化事業費	・石油コンビナート防災体制の強化及び関係機関と連携した防災訓練の実施	-	防災	消防救急課

※「5か年加速化対策」…「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に関する中長期目標一覧の対策に対応する番号を記載

(9) 農林水産

施策推進方針	事業名	事業の概要	5か年加速化対策	部局名	担当課名
食料生産基盤の整備	水田農業低コスト・高付加価値化基盤整備事業費	・災害が発生しても、安定的に食料生産ができるよう、農地の基盤整備の実施	-	農林	農村整備課
	基盤整備促進事業費	・災害が発生しても、安定的に食料生産ができるよう、きめ細かい土地基盤整備の実施	-	農林	農村整備課
農地・農業用施設等の保安全管理の推進 【再掲】	多面的機能支払交付金	・農家や地域住民による水路や農道の土砂上げ、草刈り等の共同活動に対する支援の実施	-	農林	農村計画課
農道施設の耐震化・長寿命化対策の推進	農道整備事業費	(事業要望地区なし)	-	農林	農村整備課
農業水利施設の耐震化・老朽化対策の推進	基幹水利施設ストックマネジメント事業費	・農業水利施設の機能診断・保全計画作成	91	農林	農村整備課
		・保全計画に基づく農業水利施設の対策工事の実施	91	農林	農村整備課
	農業水路等長寿命化・防災減災事業費(長寿命化対策)	・農業水利施設の長寿命化対策の実施	91	農林	農村整備課
ため池の適切な保全体制の構築【再掲】	農業水路等長寿命化・防災減災事業費(防災減災対策)	・ため池ハザードマップ作成などに対する支援や、ため池等の農業水利施設の機能回復及び災害を未然に防止するための対策工事の実施	2	農林	農村整備課
	防災減災事業費(ため池安全度調査)	・ため池の耐震性点検等の実施	2	農林	農村整備課
	防災減災事業費(ため池整備)	・農用地や農業用施設等の災害を未然に防止するために、災害発生のおそれのあるため池の整備等の実施	2	農林	農村整備課
治山施設等の整備などの土砂災害対策・林道施設の長寿命化対策と林道の開設等の推進	治山事業費	・山地に起因する土砂災害や地すべり災害から県民の生命・財産等を保全するための治山施設や地すべり防止施設の整備を実施	3	農林	森林ノミクス推進課
	民有林林道整備事業費	・県産木材の搬出に必要な林道等の開設と改良及び施設保全や点検を実施	4	農林	森林ノミクス推進課
森林の有する多面的機能の発揮	森林環境緊急保全事業費 森林病虫害防除事業費	・荒廃のおそれのある森林の整備を実施 ・松くい虫やナラ枯れ等の防除対策を実施	4	農林	森林ノミクス推進課
持続的な農業・林業等の生産活動	多面的機能支払交付金	・農家や地域住民による水路や農道の土砂上げ、草刈り等の共同活動に対する支援の実施	-	農林	農村計画課
	森林施業支援事業費	・植栽や下刈り等の保育、搬出間伐や、その推進のために必要な森林作業道の整備への支援を実施	4	農林	森林ノミクス推進課
漁港施設の整備	漁港・漁場整備事業費	・岸壁及び前面防波堤の耐震・耐津波機能の強化(由良・飛島漁港)	7	農林	水産振興課
		・機能保全対策による長寿命化、更新コストの縮減(吹浦、米子、飛島漁港)	7	農林	水産振興課

海岸保全施設の整備・老朽化対策の推進【再掲】	海岸環境・保全施設整備事業費	・津波発生時の避難時間確保のための陸閘及び制御装置の改良を行う。(飛島漁港海岸)	1-4	農林	水産振興課
	海岸保全対策事業費	・海岸保全施設の整備及び同施設の老朽化対策等	82	県土	河川課
農業集落排水施設の機能保持・老朽化対策の促進【再掲】	団体営農業集落排水事業費	・市町村が行う農業集落排水施設の機能診断、老朽化対策、耐震化等に対する支援の実施	-	農林	農村整備課

※「5か年加速化対策」…「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に関する中長期目標一覧の対策に対応する番号を記載

(10) 環境

施策推進方針	事業名	事業の概要	5か年加速化対策	部局名	担当課名
有害物質の拡散・流出防止対策の推進	水質汚濁防止対策事業費	・特定事業場の立入検査及び排出水検査	-	環境	水大気環境課
放射線モニタリングの実施【再掲】	放射線対策事業費	・モニタリング検討会の実施 ・放射能測定装置の更新	-	防災	防災危機管理課
	環境放射能水準調査費	・原子力規制庁からの受託調査としてモニタリングポストによる空間放射線の測定等を実施	-	防災	防災危機管理課
災害廃棄物処理計画の策定・運用支援	災害廃棄物処理対策事業費	・市町村の災害廃棄物処理対応能力向上を目的として研修会等を実施	-	環境	循環型社会推進課

※「5か年加速化対策」…「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に関する中長期目標一覧の対策に対応する番号を記載

(11) リスクコミュニケーション

施策推進方針	事業名	事業の概要	5か年加速化対策	部局名	担当課名
防災教育の充実	やまがた防災力向上加速化事業費 (親子で学ぶ防災出前教室)	・「やまがた環境展」など既存イベントと連携した、親子が学べる防災出前教室の開催	-	防災	防災危機管理課
	やまがた防災力向上加速化事業費 (ミニ出前講座普及事業)	・交通安全教室(学校や老人クラブ等)の活用など、機会を捉えた啓発やミニ出前講座の実施	-	防災	防災危機管理課
	学校安全教室推進事業	・主に教職員等を対象とした学校安全指導者研修会を県内1箇所ですべて1日開催、学校安全の3領域(生活安全・交通安全・災害安全)に関する講演等を実施	-	教育	スポーツ保健課
放射線等に関する正しい知識の普及啓発の推進	放射線対策事業費	・県・市町村職員等を対象とした放射線・原子力災害対策研修の実施	-	防災	防災危機管理課
災害情報伝達手段の確保【再掲】	防災行政通信ネットワーク保守管理運営費	・Lアラートを通じて住民に迅速かつ効率的に情報提供する防災情報システムの保守管理	-	防災	防災危機管理課
防災訓練の充実	防災対策推進事業費	・総合防災訓練をはじめ、より多くの県民の参加による実践的な訓練を実施	-	防災	防災危機管理課
原子力災害に係る防災訓練等の充実	放射線対策事業費	・県・市町村職員等を対象とした放射線・原子力災害対策研修の実施	-	防災	防災危機管理課
災害時の要配慮者支援の促進【再掲】	やまがた防災力向上加速化事業費 (災害時要配慮者支援事業)	・市町村が作成する避難行動要支援者を支援するための個別計画策定モデル地区における策定研修会、ワークショップの開催	-	防災	防災危機管理課
災害ボランティアの受入れに係る連携体制の整備【再掲】	災害ボランティアネットワーク事業	・大規模災害時に、災害ボランティアセンターが速やかに立ち上がり、円滑な運営が可能となる体制づくり	-	防災	消費生活・地域安全課
災害ボランティア活動への参加意欲の醸成【再掲】	災害ボランティアネットワーク事業	・「山形県災害ボランティア支援ネットワーク連絡会」と学校の連携による防災教育の取組みを推進	-	防災	消費生活・地域安全課
地域の除排雪の担い手確保【再掲】	いきいき雪国やまがたづくり推進事業費	・広域除雪ボランティアの活動を支援するための経費を助成	-	防災	消費生活・地域安全課
技術職員の派遣による市町村支援【再掲】	防災対策推進事業費	・災害時に市町村に派遣する県技術職員OBの装備に対する支援を実施	-	防災	防災危機管理課
復旧・復興を担う人材の育成	持続可能な建設産業強化事業	・建設業技能労働者確保・育成に向けた取組を実施する専門工事組合等に対する支援を実施	-	県土	建設企画課
		・女子高校生等を対象に、現場で活躍する女性技術者を紹介する現場見学会を開催(山形県建設業協会と共催)	-	県土	建設企画課
		・小中学生を対象に、未来の山形の姿をテーマにした絵画コンクールを開催(山形県建設業協会と共催)	-	県土	建設企画課

※「5か年加速化対策」…「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に関する中長期目標一覧の対策に対応する番号を記載

